

平成 30 年 7 月 6 日
宮城県公報第 2973 号別冊

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求のあった日

平成30年4月26日

第2 請求人

(省略)

第3 措置請求の内容

一部、表に置き換えている部分を除き、できる限り措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、自由民主党・県民会議に対して交付された政務調査費の支出について、宮城県監査委員は厳正な監査を行い、違法不当な部分につき、怠る事実によって宮城県の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう請求するものである。

2 請求の理由

(1) 本件請求概要

自由民主党・県民会議が平成24年度政務調査費の資料購入費で購読した平成24年4月～平成25年3月まで「自由民主」・「りぶる」代、研修費で支出した平成24年5月24日観光・情報議員連盟勉強会及び平成24年7月4日防衛議員連盟勉強会、調査研究費で支出した平成24年9月21日劇団大日座公演チケット20枚、平成24年1月27・28日研修費で支出した1泊2日松島一の坊宿泊代他など及び会派所属議員の平成24年度政務調査費の調査研究費、資料購入・研修費など合計5,262,818円の支出は、平成21年4月からの「政務調査費の手引」（以下、「手引」という。）、「県議会議員の議員報酬等に関する条例」第6条（第5項は除く）第3項3号の別表1・2に抵触する。

また、「宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例」（以下、「条例」という。）第11条「会派は、政務調査費の適正な使用を確保するために、政務調査費の使用について当該会派に所属する議員を指導監督しなければならない」という立場にある会派自体が前述のような違法不当な支出したことは、重大である。

因って、宮城県に生じた損害を早急に補填すべく、必要な措置・勧告を求める事案である。

(2) 本件の事情

イ 当事者について

(イ) 請求人は、宮城県民である。

(ロ) 自由民主党・県民会議は、宮城県議会の会派である。

(ハ) 下記(3)ロに(1)～(32)は、自由民主党・県民会議の会派所属議員である。

(3) 必要な措置を講ずべきこと

イ 政務調査費の使用用途に関する規制の概要

(イ) 宮城県議会の各会派又は会派に所属しない議員に対して交付される政務調査費は、法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」に定める補助金であり、法第100条第14項、第16項、条例、宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成16年宮城県議会訓令甲第3号。以下「条例施行規程」という。）に基づき公益上の必要がある場合一不特定多数の県民の共通の利益や福祉につながる場合一にのみ支出が許されるべきものである。

宮城県では、会派に所属する議員1人当たり月額35万円が各会派に一律支出され、政務調査費の総額から必要経費を控除して残余が有る場合、各会派は、速やかに当該残余の額に相当する金額を返還しなければならない。（条例第16条）

また、会派は、政務調査費の適正な使用を確保するために、政務調査費の使用について当該会派に所属する議員を指導監督しなければならない（条例第11条）としている。

(ロ) 平成21年4月からは、「手引」に沿って政務調査費を支出している。

具体的には「手引」、使途基準（1）項目と内容 条例施行規程 別表（第6条関係）調査研究費・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費・広報費・事務所費・事務費・人件費、（2）政務調査費を充当するのに適さない例、①政党活動経費への支出～⑪政務調査活動に直接必要としない備品等の購入、リース代への支出（3）会費として支出するのに適さない例、①団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費～⑨意見交換を伴わない会合の参加費（4）使途項目ごとの具体例、調査研究費（①～⑥）から人件費（①）（5）費目別の充当指針、「旅費」実費充当を原則とする。但し、「県議会議員の議員報酬等に関する条例」第6条（第5項は除く）に規定する費用弁償の額を準用して充当することができるものとする。その場合は、支払証明書に旅費試算書を添付の上、議員が金額を証明するものとする。（1）交通費への充当（2）宿泊費への充当、実費を充当することが原則。ただし、費用弁償の額を準用して旅費を計算した場合は、その定額まで充当できる。なお、実費充当といえども、社会通念上高額な宿泊費は望ましくない。また、宿泊費は宿泊料金（室使用料）と朝・夕食代に充てるためのものであり、マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫使用に伴う経費等に政務調査費を充当することは適当でない。【証拠書類】宿泊施設が発行する明細の表示された領収書

「会費（参加費）」会費（参加費）への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究に適うものであり、実質的な意見

交換が中心である場合に充当できるものとする。【証拠書類】会議等の主催者が発行する領収書。（1）懇談会等への出席に要する会費、飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会や忘年会等）の会費や会派や議員間の懇談会等の会費へ充当することは禁止する。

また、調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇談会で、会費の額が明確に定められているものであっても、飲酒を伴う場合は次に掲げる例を除き充当できないものとする。

なお、飲酒を伴う場合の会費として充当できる金額は、会費の3分の2以内又は5,000円のいずれか低い額を上限とする。

- 1 研修会、研究会等で外部講師を呼んでいる場合
- 2 シンポジウム
- 3 異業種交流会
- 4 公的性を有する経済団体や福祉団体等との意見交換会

（上記1, 2, 3, 4をこれ以後4分類の各々1, 2, 3, 4とし、領収書等添付票に記入している①やNo.4などの数字は、これらの1～4に該当する数字と考える。）

（2）政務調査費の充当が不適当な会費（参考事例）（上記（3）会費として支出するのに適さない例とほとんど同じ内容）

以下「食糧費」「広報費」「事務所経費」「事務用品・備品購入費、リース料」「通信費」「書籍購入費、新聞等購読料」「人件費」

「手引」4 支出における留意事項

（1）実費支出の原則（調査研究活動は会派又は議員の自発的な意思に基づいて行われるものであることから、政務調査費は、社会通念上妥当と考えられる範囲内であることを前提とした上で調査研究活動に要した費用の実費に充当することが原則である。）

（2）充当の範囲（充当する範囲は、調査研究に直接必要とする経費に限られ、たとえ調査研究に使用する場合であっても、議員の私的財産形成等につながるものには充当できない。）

政務調査費は、当該年度の調査研究活動に要する経費に充てるものであり、年度を超えて使用することはできない。

（3）按分による支出、①按分の必要性 会派又は議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務調査活動と他の活動の両面を有し、混然一体となっていることが多い。このことから、活動に要した費用の全額に政務調査費を充当することが不適当な場合には、使用面積や活動実績などの合理的な方法によって按分処理し、積算根拠を明確にしておく必要がある。②按分方法 イ 使用面積による按分例（事務所費など）ロ 活動実績割合等による按分例（事務所費、事務費、人件費、広報費など）ハ 按分割合が明確にできない場合、2分の1以下で按分する。（2分の1を超える充当には合理的な理由を明記）③按分方法の参考例（全国都道府県議会議長会資料より）イ 事務所費 ロ 事務費（通信費）ハ 人件

費

(4) 領収書等への使途等の記載 収支報告書に添付して提出する領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しには、次の事項が記載されている必要がある。
①領収書等の記載事項 イ宛て先、日付、支出金額 ロ領収書作成者の住所・会社名（団体名）・代表者名（氏名） ハ支出目的：○月分給料として、○月分コピー機リース料として
②領収書等添付票の記載事項 イ使途内容 ロ按分による支出額 ハ上限額による支出等
③支払証明書の記載事項 イ～ニ

以上のような概要である。

繰り返しになるが、政務調査費の支出について、その根底にあるものは、上記の法第232条の2の公益上の必要があるために宮城県は宮城県議会の会派及び無会派議員に政務調査費を交付したのであって、交付を受けた会派及び無会派議員は当該公益性を考慮にいれて「手引」Ⅰ 政務調査費の概要 1. 政務調査費の目的 「議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は会派に所属しない議員（以下「無会派議員」という。）に交付されるもので、議会審議の充実を図り、もって県民福祉の向上に寄与することを目的としている。」に沿った政務調査費の支出をしなければならないと考える。

したがって、会派及び無会派議員並びに会派所属議員は県民から我田引水的支出だとの疑念を抱かれないと常に「李下に冠を正さず」を心掛け、この調査研究・研修・資料などへの支出が本当に不特定多数の県民福祉の向上に繋がる支出か否かを考えて支出しなければならないと考える。

更に、法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」としているが、これは、会派及び無会派議員並びに会派所属議員にも当て嵌まり、乱費に繋がるような政務調査費の支出は、許されないものと考える。

尚、議員1名につき年間420万円（議員60名だと年間2億5,200万円）の高額な政務調査費は、本来県民福祉の向上に寄与する目的で自発的な調査研究に使用される費用にも拘わらず、全議員・全額とは言わないが、県民福祉の向上とは全く無関係な議員自身のために我田引水的に使用してきた過去を考えれば、宮城県監査委員は厳正な審査をしなければならない。

しかし、平成23年度政務調査費監査請求（宮監委第46号住民監査請求）に係る監査結果を見る限り、抽象的で分からぬ、判断の根拠に妥当性がない、理解し難いなど厳正な審査とは言い難い以下のよう箇所が見受けられたので留意して頂きたい。

P16～17 第7 判断の部分

a 「したがって、確認された事実を使途基準に照らして、～知事に返還請求の勧告を行う」とある中の「確認された事実」とは、P11～16の第6監査の結果1,2と3（会派や議員の説明を裏付ける具体的証拠のない回答

書と住民監査請求（平成23年度政務調査費）に係る調査票），4だけと考えるが、会派・議員の説明を裏付ける具体的な証拠を確認しなければ、厳正な審査はできない。その具体例は後述する。

- b 「支出に係る会派又は議員の判断に客観的な合理性が明らかに認められない」について、厳正な審査をするためには恣意的な判断を排除する必要があるが、一般に公開されていない団体などの設立目的・構成員・活動内容・会員特典などに関する資料がないし、事務用品・備品の大量購入や高額支出の際の必要性と相見積書の添付もないし、県政と書籍・雑誌などの具体的な関連性の明示もないし、視察旅行の報告書（会合等と変わらない具体的中身のない政務調査実績報告書では、態々数万円～数十万円費やして県内外・海外へ視察に行く意味がなく本当に調査研究のために行ったのか疑問のある視察もあるため視察の成果を明らかにする別途報告書の作成）・県政報告書・意見交換会・研修会・講演会などの次第やレジメや関係資料などの添付もないし、毎年度事務所の賃貸契約書や雇用契約書や協定書（覚書）や月毎勤務実績などの添付は僅かで、「手引」Ⅱ4支出における留意事項（1）～（4）の厳守と最終支出先の飲食店・ホテル・会議場などの領収書添付もないし、議員関連団体の活動実績と年度内収支の資料もないし、政務調査実績報告書の内容の充実化（場所：区内飲食店や市内ホテルではなく○飲食店や×ホテルの△の間などと明確に名称を全議員記入、所要時間：□分ではなく開始終了時間：何時何十分～何時何十分まで（意見交換会などから飲食への一連の流れを明らかにし、意見交換会などの時間と懇親会などの時間を分ける）、相手方等は、参加人数・役職等・県執行部や県担当者などは具体的な個人名（例えば○部×課△□）で、調査目的と調査内容を出来る限り詳細に記入すること）も図られていない中、具体的に客観的な合理性とはどのようなことか、具体的にどのような方法手段で当該判断に客観的な合理性が明らかに認められるか認められないかを判断するのか明らかにする必要がある。

P 2 1 ～P 2 2 の部分

- a 「また、自民党・県民会議は、研修会の目的の一つとして、～研修会場所を決定したと説明している。」（P 2 0 上段①同じ）について、宮城県のホームページ宮城県経済商工観光部観光課「観光統計概要」によれば、平成23年の宮城県の観光客入込数は、確かに平成22年に比べ18,128,166人の大幅な減少となっているが、その主な原因是、秋保温泉以外の地域での大幅な観光客の減少である。被災地でない秋保温泉だけを見れば逆に平成22年に比べ平成23年は入込数で191,696人、宿泊客数で113,737人の増加となっていて、自由民主党・県民会議の説明には全く根拠がない。

これは、上記の「P 1 6 ～ 1 7 第7 判断の部分」に係わる具体例で会派の説明だけを鵜呑みにした結果である。

- b 上記の補足として監査第四グループが、「大震災発生後の状況を振り返ると、～質疑がなされた経緯があった。」を追加したと考えるが、どのように

二次避難と秋保温泉が繋がるのか意味不明の説明はやめるべきである。

因みに、平成23年11月「東日本大震災における二次避難の記録」宮城県震災復興・企画部地域復興支援課によれば、IV二次避難の実施状況1経緯の資料1から11月15日二次避難者数は県内避難者のみで162名。（途中省略）VI おわりに「～最終的には、大きな問題も起こらず無事終了し、多くの二次避難者に満足いただいたと思っている。～」とある。

c どのように「当時は、平時とは異なり、～復旧・復興へと向かう時期であったという事情が存在した。」と秋保温泉が繋がるのかも意味不明である。

口 事実と違法不当の理由

自由民主党・県民会議会派支出（合計金額1,278,893円）

a 自由民主党・県民会議（以下、「会派」という。）は、会派として「自由民主」・「りぶる」を平成24年4月～平成25年3月の1年間、毎月会派所属全議員で購読し、資料購入費として合計250,800円を自由民主党宮城県支部連合会（自由民主党の宮城県にある支部を束ねている政治団体。以下「県連」という。）へ支出している。

「自由民主」は毎週火曜日発行の週刊紙で「これを読めば自民党が分かる」をモットーに総裁・党役員・閣僚などへのインタビューなど、「りぶる」は毎月15日発行の女性向け月刊誌で女性局の活動や議員へのインタビュー・料理・フォットネス・星占い・旅など何れも自由民主党の本部や都道府県連の活動情報を掲載し、報道機関が大衆に向けて発行する不偏不當・中立が求められがちな所謂「新聞」とはその目的・内容などを大きく異にする一般的に「機関紙」と呼ばれるものである。

これらは、議員を抱える政治団体のために党員・支持者・後援者などへの自党の主張や議会活動報告を行う必要があり、同時に党員・支持者などの獲得のための広報宣伝と党本部や県連などを含む支部のいろいろな活動費用の獲得を兼ねて政党活動の一環として発行されている。

つまり、自党の機関紙の購読とは、「県連」と会派所属議員の政治団体が政治資金で繋がっていることを考えれば、「県連」をワンクッシュョンにした会派所属議員の政治団体への政治資金の還流を考えることもできる。

また、平成18年4月10日皆川章太郎県連広報本部長から会派の千葉達会長と平成25年4月1日長谷川洋一県連広報本部長から会派の安部孝会長への「自由民主」・「りぶる」の以下の請求書の内容から会派所属全議員が、一購読者として偶々両紙を継続的に購読しているのではないことが分かる。

- 1 会派所属議員が県連広報部の本部長や支局長という肩書きを持っている
- 2 皆川章太郎県連広報本部長は支局長でもあり、自分の購読分も含まれているので会派所属全議員（平成18年7月5日時点の宮城県議会議員席次表から皆川議員も含め25名）の購読部数になっている（平成25年4月1日長谷川洋一県連広報本部長の場合も支局長でもあり、自分の購読分も含まれているので、会派所属全議員（平成25年度の政務活動費収支報告書から長谷

川議員も含め33名)の購読部数になっている)

- 3 会派議員が県連広報本部長・支局長という肩書きを持っているために党活動の一環としての「自由民主」拡販に理解、協力する必要があり、結果、拡販に繋がる第一歩として自ら「自由民主」を購読していると考えられる
- 4 会派所属議員は、平成18年4月10日時点まで「1」の肩書きで年間購読していたし、これからも継続的な購読をお願いされている
- 5 平成25年4月1日長谷川洋一県連広報本部長から会派への「自由民主」の請求書も平成18年4月10日と会派所属議員数というパラメーターを除けば同じ内容で、平成25年4月1日時点まで「1」の肩書きで年間購読していたし、これからも継続的な購読をお願いされている
- 6 平成24年度は、平成18・25両年度と内容が違う「自由民主」・「りぶる」の請求書を添付しているが、「4」「5」の事実から「1」の肩書きで会派所属全議員(平成24年度の政務調査費収支報告書より33名)が「自由民主」を購読していると考えられる
- 7 「りぶる」も同様と考えられる。

尚、平成29年6月24日官監委第46号で平成23年度分の「自由民主」・「りぶる」の購読料に政務調査費を充当したことについて、住民監査請求人の指摘している期間のものとは考えられない(最近の掲載記事をみると~)「自由民主」・「りぶる」の一部の内容を取り上げたりしてその有用性を指摘し、使途基準に違反しているとはいえないとして全額認めていたが、平成23年度購読した「自由民主」・「りぶる」の内容が全て資料購入費としての妥当性を有しているという具体的証拠は何もない。

また法第2条第14項の規定を踏まえた質問をした形跡もなく、会派所属議員が同じ資料を全員で購読しなければならない合理的妥当性のある理由も示されていない。

その上「手引」には「資料購入費の支出について、不適正な側面と適正な側面を有する資料は、不適正な側面を100%阻却し、100%適正な資料とする(又は見做す)」などという規定はない。

したがって、会派の「自由民主」・「りぶる」の購読料合計250,800円は、政治資金の還流という側面と会派所属議員の県連広報本部長・支局長という明らかに私的活動(政党活動)に帰属するという両側面を排除できない以上、「手引」に違反した不当な支出と考える。

い 平成24年5月24日20,000円(研修費、5/24観光・情報議員連盟勉強会講師謝金、(株)NTTドコモ~)、誰が見ても、(株)NTTドコモが、このような手書き・通し番号なし・社印なし・住所なし・連絡先なしなどの領収書を発行するとは考えられない。

したがって、領収書とは見做せないため、不当な支出である。

う 平成24年7月24日100,000円(研修費、自由民主党・県民会議防

衛議員連盟勉強会講師料, ~), 政務調査実績報告書(以下「報告書」という。)によれば、「領土問題・安全保障のあり方等について」となっているが、宮城県の行政に領土問題・安全保障(防衛・外交)などがあるとは聞いたことがない。

したがって、政務調査費の対象外の不当な支出である。

え 平成24年9月21日100,000円(調査研究費、父恋狂想譚入場券代5,000×20枚、劇団大日座), 平成24年度会派の報告書作成の状況は、旅費の支出はないが別の費用で支出がある11件の内、報告書を作成していないのは唯一9/21だけであり、他の10件(4/20(講師御礼お土産代10,563円とお茶代4,809円(5月分に計上))・5/24(講師謝金20,000円)・7/4(講師料100,000円)・8/21(お茶代4,158円)・10/10(お茶代2,079円)・12/17(お茶代2,058円)・2/15と2/27(両日合計のお茶代10,730円)・3/4(ILC勉強会講師謝金20,000円、教育・スポーツ議連、私学議連勉強会会費81,000円因みに報告書によれば、この議連は江陽グランドホテルで所要時間60分の勉強会を開催し3,000円×27名=81,000円を(株)江陽会館へ支出している?))は、支出金額の多寡に由らずすべて報告書を作成している。

特に10/10・12/17は、2,000円くらいの支出で作成している。況してやこの事案が、多くの議員を参加させ且つ100,000円と高額な支出をしていることを考えれば、県民に対して領収書等添付票の中に記した「会派として芸術文化の普及・振興の状況を調査」とは、具体的にどのような尺度で普及・振興を調査したのか、その結果はどうだったのか、今後どのようにすべきかなどの調査内容・課題解決などを記した報告書を議員に作成させ、最後に会派として纏めた報告書を作成して領収書の写しと共にその支出の透明性・妥当性を県民に明らかにすべき責任があるにも拘らず、これに関する報告書は一切確認できなかった。

これでは、会派20名の議員が芸術文化の普及・振興の状況を調査研究したという証拠はなく、不当な支出と見做されても仕方がない。

お 平成24年11月27日2,082,531円(調査研究費、11/16~政務調査費として(沖縄方面), 株式会社日本旅行東北), 以下は、総額2,082,531円を支出した沖縄視察の報告書をその通り記述したものである。尚、「?」は解読不能の箇所である。

会派の報告書

「調査年月日; 平成24年11月16日~19日

1 場所; 航空自衛隊那覇基地・所要時間; 100分・相手方等; 那覇基地広報官及び幹部・調査目的; 空欄・調査内容; 国防における那覇基地の役割と震災時の対応について幹部と意見交換

- 2 場所；美ら海水族館・所要時間；60分・相手方等；館長・調査目的；空欄・調査内容；水族館の維持管理と経営状況について意見交換
- 3 場所；ふれあい体験学習センター・所要時間；90分・相手方等；商工会議所事務局長他・調査目的；空欄・調査内容；修学旅行者の誘客状況と周辺農業者、漁業者、及び商工会との連携について意見交換
- 4 場所；県営平和記念公園・所要時間；60分・相手方等；空欄・調査目的；空欄・調査内容；『宮城之塔』現状調査
- 5 場所；全国豊かな海づくり沖縄大会会場・所要時間；120分・相手方等；空欄・調査目的；空欄・調査内容；『全国豊かな海づくり沖縄大会』現地調査」

確認できた議員毎の報告書

佐々木幸士議員

「調査年月日；平成24年11月17日～18日

- 1 場所；県営平和記念公園・所要時間；60分・相手方等；空欄・調査目的；空欄・調査内容；『宮城之塔』現地調査
- 2 場所；全国豊かな海づくり大会会場・時間；120分・相手方等；大会関係者・調査目的；空欄・調査内容；『全国豊かな海づくり沖縄大会』現地調査・意見交換」

本木忠一議員

「調査年月日；平成24年11月16日～18日

- 1 場所；仙台駅・所要時間；空欄・相手方等；空欄・調査目的；水産振興・調査内容；沖縄視察（仙台駅↔石巻自宅）」

池田憲彦議員

「調査年月日；平成24年11月16日（16～19）

- 1 場所；航空自衛隊那覇基地・所要時間；1時間・相手方等；宝広報課長・調査目的；基地機能とF15スクランブルについて・調査内容；意見交換」
- 「調査年月日；平成24年11月17日（16～19）

- 2 場所；美ら海水族館・所要時間；1時間・相手方等；空欄・調査目的；海洋博公園の24年度事業概要について・調査内容；説明聴取意見交換
- 3 場所；ふれあい体験学習センター・所要時間；1時間・相手方等；恩納村商工会経営指導員・調査目的；ふれあい体験学習について・調査内容；概要聴取と意見交換」

「調査年月日；平成24年11月18日（16～19）

- 4 場所；糸満市西崎総合体育館・所要時間；1時間・相手方等；空欄・調査目的；第32回全国豊かな海づくり大会・調査内容；式典行事内容調査
- 5 場所；道の駅・所要時間；1時間・相手方等；空欄・調査目的；企画展示物産販売視察・調査内容；宮城県関係者出展視察」

佐々木征治議員

「調査年月日；平成24年11月16日～18日

- 1 場所；糸満市・所要時間；終日・相手方等；空欄・調査目的；空欄・調査

内容；全国海づくり大会視察」

渥美議員

「調査年月日；平成24年11月16日・18日

1 場所；JR仙台駅駐車場・所要時間；空欄・相手方等；空欄・調査目的；水産業の振興調査（豊かな海づくり大会）・調査内容；会派県外調査11／16～11／18仙台駅集合仙台駅まで自家用車(仙石線矢本一高城間不通)自宅⇒仙台駅」

畠山議員

「調査年月日；平成24年11月16日

1 場所；糸満市・所要時間；空欄・相手方等；？？委員会・調査目的；豊かな海づくり大会航空自衛隊他・調査内容；気仙沼一仙台空港まで／大会に出席水産業の振興について他観光？防衛？の調査」

以上が報告書の内容である。

次に、16日～18日各日の視察先は沖縄視察の日程から（右端のイベント開催時間は日程表に記載されてない）

11／16（金）14：45～16：30航空自衛隊 那覇基地

11／17（土）11：00～12：00美ら海水族館

イベント開催時間 10：00～17：00

13：50～15：10恩納村ふれあい体験学習センター

11／18（日） 8：45～ 9：30宮城之塔

イベント開催時間 9：30～17：00

9：45～12：00全国豊かな海づくり大会

全国豊かな海づくり大会は、1981年（昭和56年）大分県から始まり、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会と都道府県の組織する大会実行委員会が主催しているイベントで、各臨海都道府県を中心に順繰りに持ち回りしている。

しかし、「海づくり大会」と銘打っているが海のない県でも開催され、栃木・群馬・埼玉・長野・山梨各県を除く滋賀・岐阜・奈良各県では開催されている。

今回の会場は、沖縄県糸満市西崎地区で17・18日開催され、関連行事（魚のつかみ取り・ステージイベント・絵画習字コンクールなど他）や海上歓迎・放流行事を含む式典行事などが行われ、南国「沖縄」という観光地での開催や天候などが相俟って、2日間で5万人を越える参加人数になった。

私の記憶では、毎年行われるこのイベントを調査してきた会派議員は多い年でも5名ぐらいだったと記憶しているが、今回は、どのような経緯で13名（16・17日も含めると17名）もの議員が調査することになったのか、理由は分からぬ。

しかし、会派の報告書を見る限り調査目的は全く記入されておらず、何を会派共通の目的として5項目を調査しに行くのか全く不明であり、調査内容も現地調査した結果はどのよう実態だったのか、そこから何か課題を見つけたのか、

①

次に、理由が明らかな中山耕一・菊地恵一・高橋伸二各議員について、「11月5日に急な公務が発生したため復路を変更した」とあるが、11月5日時点で会派視察が16日～18日の3日間を前提にしていることを考えれば、僅か1日だけの那覇基地視察だけでは沖縄視察の目的を十分に果たせないことは明らかであり、その時点での沖縄視察を取消すべきである。

しかも、会派報告書によれば、那覇基地視察の調査内容は「国防における那覇基地の役割と震災時の対応について幹部と意見交換」とあり、県政と直接関係しない国防のために時間とお金をかけて行く必要があるのかとか、震災時の対応については参加した議員に代わりに聞いて貰い、それでも足りない場合は後日電話やメール等を用いて調査できるのではないかと考えると、僅か100分の那覇基地調査に支出の合理的理由は見つけられない。

また17日、長谷川洋一議員は急な公務が発生したため予定を変更して沖縄視察を取り止めたとは書かれていないので、自己都合で取り止めた結果、1日だけの視察になったと考える。その1日だけの調査については前述の通りであり、16日～18日の3日間を前提にしている沖縄視察の目的を十分に果たせなくなった責任は重大である。

以上、事前に視察目的を十分に果たせない認識をもてたにも拘わらず参加した中山・菊地・高橋各議員及び自己都合で沖縄視察を途中で取り止めた長谷川議員の不当な支出の合計388,360円。—————②

内訳

議員 項目	菊地議員	長谷川議員	中山議員	高橋議員
JR代	29,200円	14,080円	14,080円	28,160円
東京モノレール代	940円	470円	470円	940円
羽田→那覇	30,170円	30,170円	35,170円	35,170円
宿泊・夕食代	12,325円	12,325円	12,325円	12,325円
那覇→仙台		21,825円	40,425円	
那覇→羽田	28,895円			28,895円
合計	101,530円	78,870円	102,470円	105,490円

次に、仙台空港⇒那覇空港の沖縄視察でもほとんど視察時間に影響がなく、沖縄視察ができる。

つまり16日の日程は、畠山議員が那覇空港14:50到着で那覇基地を視察しているし、18日は日程と同じ視察予定をこなし、海づくり大会会場12:00発→那覇空港（ネット情報18分／8.5kmで多少の渋滞があったとして）12:30着・昼食・那覇空港14:00発→仙台空港16:30着の予定が組めると考える。

以上を踏まえ、仙台⇒沖縄間の移動について、明細書を参考にし、上記5議員を除く交通費について「鉄道+航空機」と「航空機」だけの交通費の比較を

すると同時に移動時間も比較する。

先ず空港を起点に移動時間について、当時はおそらく 11：40 仙台空港発→14：50 那覇空港着と 14：00 那覇空港発→16：30 仙台空港着の直行便が毎日運行していたと考えられることから、仙台空港↔那覇空港間の往路は 3 時間 10 分／復路は 2 時間 30 分の各フライト時間と仙台駅↔仙台空港約 50 分になる。

一方、鉄道+航空機の往路は 7：14 仙台駅発→13：20 那覇空港着で 6 時間 6 分／復路は 14：50 那覇空港発→20：37 仙台駅着で 5 時間 47 分となる。

結果、仙台空港↔那覇空港の方が往路で 2 時間 6 分／復路で 2 時間 27 分、移動時間が少なくなる。

次に交通費について、仙台空港↔那覇空港間往復航空料金は 51, 650 円 (25, 825 + 25, 825) とし、比較する上で個別対応の分は既に仙台空港↔那覇空港間で往路か復路を利用した又は比較の対象にならない交通費なので、それより上に記載された交通費を比較する。

1 往路 J R 仙台駅→羽田空港→那覇空港

$$(14, 080 + 470 + 30, 170) \times 3 = 134, 160$$

仙台空港発→那覇空港着 25, 825 × 3 = 77, 475
△ 56, 685

2 往復 J R 仙台駅↔羽田空港↔那覇空港 (J R 代は 28, 160, 羽田空港↔那覇空港は 66, 000, モノレール代は 940 にする)

$$(28, 160 + 66, 000 + 940) \times 7 = 665, 700$$

仙台空港↔那覇空港
(25, 825 + 25, 825) × 7 = 361, 550
△ 304, 150

3 復路 那覇空港→羽田空港→J R 仙台駅

$$10, 590 + 470 + 35, 170 = 46, 230$$

那覇空港→仙台空港 25, 825
△ 20, 405

駐車場代 (2, 000 × 11 台) 22, 000

車賃 (仙台駅↔仙台空港片道 20. 1 km × 37 円 × 18)
13, 387

1～3 の差額合計から駐車場代と車賃を引いた 345, 853 円の交通費が安くなる。—————③

以上を考察すれば、会派が合理的な経路選択をしていないのは明らかであり、345, 853 円は不当な支出である。

したがって、沖縄視察は ①+②+③=776, 443 円が不当な支出となる。

か 平成 25 年 2 月 8～9 日 485, 000 円 (研修費、会派研修会宿泊代他、松島一の坊・(株)一の坊)、宿泊料合計 433, 950 円の内、31, 650 円

は条例違反である。

宮城県監査委員は、平成29年6月24日宮監委第46号の中P22の19行目、宿泊費への充当については手引Ⅱ3(5)に「実費を充当することが原則。ただし費用弁償の規定を準用して旅費を計算した場合は、その定額まで充当できる」とこととされている。また、手引Ⅱ4(1)において実費充当が原則とされているところ、「事務の簡素化の観点から、県議会議員の議員報酬に関する条例第6条に規定する費用弁償の額を準用して充当できる」とされているものであり、請求人の主張には理由がない。として140,300円の条例違反を認めていないが、どこに「実費を充当する場合、上位に位置する県議会議員の議員報酬に関する条例第6条別表第1の宿泊料を上回ることができる」などという規定があるのか。

そのような別表第1の宿泊料を上回ることにつき合理的妥当性を有する特別の規定がない以上、別表第1乙地方に該当する松島の1泊の宿泊料は14,900円で、合計402,300円を超える31,650円が条例違反となる。

以下「き～な」は不当理由の中でも多くの議員が関わる不当理由ごとの事案の一覧であり、「き～な」にない事案は、「き～な」後の各議員の支出で述べる。

き 議員の後援会・政党・政党支部などへの会費で不当な支出である。

- 1 2012年4月15日666円（相沢議員は、500円）（調査研究費、土井とおる連合後援会チャレンジ21合同世話人会会費、土井とおる連合後援会チャレンジ21）については、佐々木幸士・石川光次郎・相沢光哉各議員が該当する。
- 2 2012年5月10日5,000円（調査研究費、くまがい大国政報告会会費、くまがい大後援会）については、佐々木幸士・村上智行・高橋伸二・寺澤正志・石川光次郎・池田憲彦・安部孝・皆川章太郎・小野隆・中村功・千葉達・相沢光哉各議員が該当する。
- 3 2012年5月13日3,333円（調査研究費、再起の集い会費、自由民主党宮城県第三選挙区支部）については、石川利一議員が該当する。
- 4 平成24年5月27日1,333円（調査研究費、「宮城未来塾塾生と党所属議員との懇親・交流会」会費、自由民主党宮城県支部連合会）については、高橋伸二・石川光次郎・安部孝各議員が該当する。
- 5 2012年5月30日2,000円（調査研究費、自民党一区支部・土井亨選対準備会会費、自由民主党宮城県第三選挙区支部）については、相沢光哉議員が該当する。
- 6 平成24年6月23日1,000円（調査研究費、「第2回宮城未来塾」昼食代、自由民主党宮城県支部連合会）については、石川光次郎議員が該当する。
- 7 平成24年6月20日1,000円（調査研究費、女性部役員幹事会懇親会費、自由民主党宮城県支部連合会）については、外崎浩子議員が該当する。

- 8 平成24年7月19日3,333円（調査研究費、平成24年度総会会費、自由民主党宮城県青年議員連盟）については、佐々木幸士・村上智行・高橋伸二・石川光次郎各議員が該当する。
- 9 2012年7月25日5,000円（調査研究費、土井とおる連合後援会スマービアパーティー会費、土井とおる連合後援会チャレンジ21）については、佐々木幸士・相沢光哉各議員が該当する。
- 10 平成24年8月1日2,666円（調査研究費、「第4回東北ブロック青年部青年局「研修会」「夕食懇親会」会費、自由民主党宮城県支部連合会）については、佐々木幸士・石川光次郎議員が該当する。
- 11 平成24年8月5日666円（調査研究費、後援会懇親会会費、保科惣一郎後援会）については、安藤俊威議員が該当する。
- 12 平成24年8月5日666円（調査研究費、後援会懇親会会費、保科惣一郎後援会）については、安藤俊威議員が該当する。
- 13 平成24年8月10日5,000円（調査研究費、「村井知事時局講演会並びに県政報告会2012」会費、佐々木幸士後援会）については、石川光次郎・皆川章太郎・中村功各議員が該当する。
- 14 平成24年9月3日5,000円（調査研究費、1泊2日女性部移動研修会会費、自由民主党宮城県支部連合会）については、外崎浩子議員が該当する。
- 15 平成24年9月7日500円（調査研究費、国政報告会代、愛知治郎事務所）については、村上智行・仁田和廣各議員が該当する。
- 16 平成24年10月5日3,333円（安部議員のみ5,000円）（調査研究費、「熊谷大と県議会議員の会」会費、くまがい大後援会）については、長谷川敦・佐々木幸士・細川雄一・石川光次郎・本木忠一・池田憲彦・安部孝・皆川章太郎・小野隆・中村功・畠山和純・千葉達・相沢光哉各議員が該当する。
- 17 2012年10月12日814円（車賃148円加算）・2,200円・666円（調査研究費、意見交換会会費、自由民主党宮城県第三選挙区支部）については、石川利一・菊地恵一・渡辺和喜各議員が該当する。
- 18 平成24年10月18日3,333円（調査研究費、「石川みつじろうと語る夕べ」会費、石川みつじろう後援会）については、細川雄一・菊地恵一・寺澤正志・外崎浩子（車賃962円加算）・池田憲彦・安部孝・千葉達各議員が該当する。
- 19 平成24年10月27日2,000円（調査研究費、「第1期宮城未来塾交流・懇親会」会費、自由民主党宮城県支部連合会）については、石川光次郎・安部孝各議員が該当する。
- 20 平成24年11月1日3,333円（調査研究費、愛知治郎と県議の会会費、愛知治郎と県議の会）については、皆川章太郎・本木忠一・佐藤光樹・石川利一・長谷川敦・佐々木幸士・村上智行・菊地恵一（代行代8,000円加算）・寺澤正志・只野九十九・石川光次郎・安部孝・小野隆（代行代2,500円加算）・安藤俊威・中村功・渥美巖・仁田和廣・相沢光哉各議員

が該当する。

- 2 1 平成24年11月15日3, 333円（調査研究費、平成24年度北海道・東北ブロック青年部長・青年局長会議懇親会代、自由民主党宮城県支部連合会）については、村上智行議員が該当する。
- 2 2 平成24年11月17日3, 333円（調査研究費、ワインとアフタヌーンティーを楽しむ会会費、J一アップルクラブ事務局・愛知治郎事務所内）については、小野隆議員が該当する。
- 2 3 平成25年1月19日666円（調査研究費、「西村明宏」山元後援会・新年会費、「西村明宏」山元後援会）については、渡辺和喜議員が該当する。
- 2 4 平成25年1月21日3, 333円（調査研究費、新春賀詞交歓会会費、2013年公明党宮城県本部新春賀詞交歓会実行委員会）については、安部孝議員が該当する。
- 2 5 平成25年1月27日1, 000円（調査研究費、安藤征夫後援会）については、高橋伸二議員が該当する。
- 2 6 平成25年2月2日2, 000円（調査研究費、きくち恵一「県政報告会」参加費、県政報告会新春の集い実行委員会）については、中村功議員が該当する。
- 2 7 2013年2月4日2, 000円（調査研究費、土井とおる議員団会議会費、自由民主党宮城県第一選挙区支部）については、佐々木幸士・相沢光哉各議員が該当する。
- 2 8 平成25年2月16日3, 333円（調査研究費、平成25年度自民党三本木支部総会負担金、自由民主党三本木支部）については、菊地恵一議員が該当する。
- 2 9 平成25年2月16日3, 333円（調査研究費、平成25年度自民党三本木支部総会負担金、自由民主党三本木支部）については、菊地恵一議員が該当する。
- 3 0 平成25年2月16日5, 000円（調査研究費、町政報告会並びに新年会の会費、大橋たけお後援会）については、安部孝議員（代行代5, 000円加算）が該当する。
- 3 1 平成25年2月23日3, 333円（調査研究費、参議院議員愛知治郎国政報告会会費、自民党七ヶ浜支部・七ヶ浜愛知会）については、仁田和廣議員が該当する。
- 3 2 平成25年2月25日3, 333円（調査研究費、解団式会費、土井とおるチャレンジ21）については、相沢光哉議員が該当する。
- 3 3 平成25年3月16日3, 333円（調査研究費、愛知治郎後援会早春の集い会費、愛知治郎早春の集い実行委員会・自由民主党宮城県参議院選挙区第一支部）については、石川光次郎・安部孝・小野隆（駐車場代1, 100円加算）・安藤俊威・渥美巖・相沢光哉・千葉達・渡辺和喜各議員が該当する。
- 3 4 平成25年3月18日1, 666円（調査研究費、ひまわりの会会費、土井とおるチャレンジ21ひまわりの会）については、相沢光哉議員が該当する。

35 平成25年3月25日666円（調査研究費、泉区支部総会会費、自由民主党泉区支部）については、小野隆議員（タクシーダ2,570円、地下鉄代290円加算）が該当する。

36 平成25年3月27日5,000円（調査研究費、サポートーズの集い会費、秋葉けんや後援会）については、とのさき浩子・相沢光哉各議員が該当する。

37 平成25年3月31日2,000円（調査研究費、研修費、自由民主党松島支部）については、安部孝議員（乗車代金5,500円加算）が該当する。

38 平成25年2月11日5,000円（調査研究費、会費、今野たかよし議員生活25周年「感謝の集い」実行委員会）については、石川光次郎・渥美巖各議員が該当する。

39 平成24年7月29日2,666円（調査研究費、愛知治郎サマーパーティー会費、愛知治郎サマーパーティー実行委員会・自由民主党宮城県参議院選挙区第一支部）については、千葉達・相沢光哉各議員が該当する。

く 多様な思想・信条を有する納税者の税金で賄われる県財政の一部が政務調査費として交付されていると考えれば、必然的に導出されると考えられる上記（3）イ（ロ）「手引」3（5）会費（参加費）の中の（2）政務調査費の充当が不適当な会費（参考事例）政治団体（前述「き」以外で特定の政治上の主義・施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること或いは特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる活動として、組織的かつ継続的に行うその他の政治団体に該当する団体）への支出で、「団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費」に該当する又は「会費（参加費）への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究に適うものであり、～」に該当しない不当な支出である。

1 平成24年5月9日（皆川議員は、平成24年4月24日／相沢議員は、平成24年5月7日）2,000円（調査研究費、年会費、宮城県看護連盟）については、菊地恵一・皆川章太郎・相沢光哉各議員が該当する。

2 平成24年6月4日3,333円（調査研究費、顧問議員懇話会会費、宮城県理政会）については、長谷川敦・村上智行・菊地恵一・外崎浩子・石川光次郎・皆川章太郎・仁田和廣・相沢光哉・渡辺和喜各議員が該当する。

3 平成24年7月3日2,000円（調査研究費、会費、宮城県歯科医師連盟）については、長谷川敦・外崎浩子・石川光次郎・皆川章太郎・畠山和純・相沢光哉・渡辺和喜各議員が該当する。

4 平成24年7月11日3,333円（調査研究費、会費、宮城県柔道整復師連盟）については、高橋伸二・菊地恵一・寺澤正志各議員が該当する。

5 平成24年12月8日2,000円（調査研究費、宮城県薬剤師連盟役員・政策強化委員懇談会会費、宮城県薬剤師連盟）については、村上智行議員が該当する。

6 2012年11月6日3,333円（調査研究費、懇親会費、宮城県不動産

政治連盟）については、佐々木幸士・菊地恵一（代行代8,000円加算）・外崎浩子・佐藤光樹・皆川章太郎・安藤俊威・相沢光哉議員が該当する。

7 平成25年1月29日5,000円（調査研究費、新春賀詞交歓会会費、宮城県ビルメンテナンス政治連盟）については、石川光次郎・相沢光哉各議員が該当する。

8 2013年2月12日4,000円（調査研究費、懇親会費、宮城県不動産政治連盟）については、佐々木幸士・石川光次郎・畠山和純・相沢光哉各議員が該当する。

9 平成25年3月12日2,000円（調査研究費、宮城県薬剤師連盟との意見交換会会費、宮城県薬剤師連盟を支える県議の会）については、特定の政治団体を支えるための県議の会で、当該政治団体との会合は不当な支出であり、石川利一・長谷川敦・佐々木幸士・村上智行・高橋伸二・寺澤正志・外崎浩子・石川光次郎・佐藤光樹・本木忠一・長谷川洋一・池田憲彦・佐々木征治・安部孝・皆川章太郎・小野隆・渥美巖・相沢光哉・渡辺和喜・今野隆吉各議員が該当する。

10 平成24年11月27日10,000円（調査研究費、平成24年度特別会員会費、神道政治連盟宮城県本部）については、佐々木幸士議員が該当する。

け 平成25年3月11日3,333円（調査研究費、時局講演会懇親会会費、神道政治連盟宮城県本部・神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会），神道政治連盟宮城県本部は、神道政治連盟（神社界を母体として1969年に結成された神社本庁の関連団体で、戦前の宗教を超えるとした国家神道と天皇中心の国体復活のために憲法改正・皇室の尊厳護持・靖国神社での国家儀礼の確立・道徳や宗教教育の推進などを掲げ活動し、他の同様な主義主張を持つ団体と協力して主に自民党議員の選挙応援をしていると同時に自民党本部からは、友好団体として推薦されている）の地方組織で実体は政治団体である。

神道政治連盟は、具体的な政治活動として「意」や「つばさ」や諸印刷物の発行や各種フォーラム・イベント・講演会の開催を通して啓蒙活動、組織的な選挙応援を通して議員を国会その他に送ることなどである。また、当該政治団体の趣旨に賛同し、活動する国会又は地方議員からなる、ほとんどが自由民主党の議員で構成される議員連盟がある。

時局講演会は、神道政治連盟の地方組織である神道政治連盟宮城県本部と上記の趣旨に賛同し、活動する地方議員の神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会が主催し、綱領実現の政治活動の一環として毎年恒例の開催となっている。

以上を踏まえ、報告書の調査内容を見ると、時局講演会の主題は「日本の国境政策」であり、竹島・尖閣・北方領土などに関する領土問題や神道について意見交換とあるので、「会派又は議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」とした調査研究費に明らかに反する不当な支出であり、佐々木幸士・村上智行・高橋伸二（車賃2,812円加算）・石川光次郎・中島源陽・佐々木征治・安部孝・皆川章太郎・小野隆・安藤俊威・仁田和廣

・相沢光哉・今野隆吉各議員が該当する。

こ 平成25年1月19日2,000円（調査研究費、新年会会費、建国記念の日を祝う宮城県民大会実行委員会）、「建国記念の日」は、1873年に定められてから敗戦後の1948年GHQの意向で廃止されるまであった紀元節を復活させようとする宗教右派の保守主義者らによる復古運動と共に復活の動きが高まった結果、1966年に2月11日を「建国記念の日」として国民の祝日に定められ、翌1967年から実施された。それ以後全国の神社で再び紀元節祭が行われるようになり、更に神道の宗教色を残したまま、これを広く全国民に定着させることにより、上記「け」の政治目的を達成するために2月11日各地で「建国記念の日を祝う大会」が開催されている。

その中の一つが「建国記念の日を祝う宮城県民大会」であり、その実行委員会は宮城県神社庁内にある。また、自由民主党宮城県支部連合会のホームページには「1月21日」（土）仙台市内において第51回建国記念の日を祝う宮城県民大会実行委員会が開催されました。例年同様に、自民党宮城県連も実行委員会のみなさまとともに大会の成功に向けて積極的にご協力してまいります。」とあり、互いの持ちつ持たれつの関係が上記「け」同様に分かる。

尚、宮城県民大会と謳っているが県のイベントではない。

以上を踏まえれば、この新年会の会費は、議員の私的な経費であり、佐々木幸士・村上智行・細川雄一（車賃407円加算）・高橋伸二・菊地恵一・外崎浩子・石川光次郎・中村功・相沢光哉各議員が該当する。

さ 平成24年5月11日及び平成25年2月18日4,666円（調査研究費、会派会長懇親会における会費、宮城県議会 議長 中村功）・平成24年5月11日及び平成25年2月18日4,666円（調査研究費、会派会長懇親会における会費、宮城県議会 幹事 佐々木征治）、佐々木征治・中村功・皆川章太郎・安部孝各議員が支出した調査研究費は、議員間の懇親会への充当であり、不当な支出となる。

し 下記1～35はいずれも第三者（ホテル・会館・飲食店等）への領収書が添付されていないので、支出における留意事項（1）実費支出の原則、延いては（2）充当の範囲に違反することになる。

平成23年度政務調査費監査請求（宮監委第46号住民監査請求）に係る監査結果を例にして述べれば、議会事務局の説明と「これら懇談会の会費については、～実費充当の原則に反しているとまではいえない」を採用すれば、例えば、会計担当議員が自分も含め10人の議員から各々5,000で一般的な懇談会会費としては社会通念上妥当な範囲としても、実際に精算したら合計20,000で2,000／人の支出の「一部支出の残金プール」でも実費充当の原則に反しているとまでは言えないとなる。

また、仙台教会校成議員懇話会のような年会費について言えば、10人の議員

から各々 10,000 で年会費としては社会通念上妥当な範囲としても、その後仙台教教会成議員懇話会が「全く支出しない全額プール」でも実費充当の原則に反しているとまでは言えないとなるし、仮に支出したとしてもその内容が明らかにされない以上、使途項目・費目に反した支出が可能となる。

尚、このようなプール金問題は、現に岩手県議会で発生している。

つまり、実費充当の原則の実費とは、少なくとも議員や議員関係団体以外の実質的な第三者へ支出した金額のことであり、このように解釈し、運用しなければ上記のような疑念を排除できなくなる。

様々な疑念を排除できない下での収支確定は、その年度の残金を適正に確定できなくなり、条例第 16 条で「会派又は無会派議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は無会派議員がその年度において行った政務調査費による支出（第 10 条の使途基準に従って行った適正な支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない。」に反する不適正な残余額の返還になる。

したがって、主催者となった議員や議員関係団体から実際に第三者へ支出したとする領収書等や年会費の帳簿等の添付が必要となる。

1 平成 24 年 6 月 25 日 5,000 円（調査研究費、「ソウルオブ東北 東北の食を守ろう」●●●氏との懇談会費、日韓親善宮城県議会議員連盟），各議員の 4 分類の数字は③、①、No.4 とバラバラで、その理由は不明である。

また、報告書を見る限り会議室などどこか別の場所とか懇談会等の前とかに異業種交流会や意見交換会などをしてから飲食店で懇談をしたとの記述はない。

しかもこの会費に関する資料は、領収書及び報告書だけであり、その報告書の調査内容は何ら具体的な記述はなく、その成果を推し測ることはできない。

したがって、上記理由を含め、最初から飲食店が会場であることを考えれば、飲食がメインで佐々木幸士・菊地恵一・皆川章太郎・小野隆各議員は不当な支出をした。

2 平成 24 年 6 月 27 日 5,000 円（調査研究費、再生可能エネルギー及び原子力発電についての意見交換会、エネルギー問題懇話会），各議員の 4 分類の数字は①、④とバラバラで、その理由は不明である。

また、報告書を見る限り会議室などどこか別の場所とか懇談会等の前とかに意見交換会をしてから飲食店で懇談をしたとの記述はない。

しかも、この会費に関する資料は、領収書及び報告書だけであり、その報告書の調査内容は何ら具体的な記述はなく、その成果を推し測ることはできない。

したがって、上記理由を含め、最初から飲食店が会場であることを考えれば、飲食がメインで細川雄一・高橋伸二・菊地恵一・石川光次郎・中村功各議員は不当な支出をした。

3 平成 24 年 9 月 25 日 3,333 円（調査研究費、宮城県芸術協会等との懇談会費、芸術文化議員連盟），各議員の 4 分類の数字は④、No.3 とバラバラで、その理由は不明である。

また、報告書の目的地についても、安部孝議員「市町村名等：仙台市・場所（会場等）：青葉区」、皆川章太郎議員「市町村名等：仙台青葉区・場所（会場等）：市内飲食店」、小野隆議員「市町村名等：仙台市青葉区・場所（会場等）：市内ホテル」とバラバラで、その理由は不明である。

しかも、報告書を見る限り会議室などどこか別の場所とか懇談会の前とかに意見交換会等をしてから前述の場所（会場等）で懇談をしたとの記述はない。

したがって、上記理由を含め、飲食がメインで安部孝・皆川章太郎・小野隆各議員は不当な支出をした。

- 4 平成24年9月21日4,000円（調査研究費、宮城県議会「知新会」（9／11開催）会費、宮城県議会事務局），各議員の4分類の数字は渥美議員以外④で、渥美議員だけが③の理由は不明である。

しかもこの会費に関する資料は、領収書及び報告書だけであり、その報告書の調査内容は何ら具体的な記述はなく、その成果を推し測ることはできない。

したがって、上記理由で、石川利一・石川光次郎・佐々木征治・中村功・渥美巖・相沢光哉・今野隆吉各議員は不当な支出をした。

- 5 平成24年9月28日2,000円（調査研究費、県政推進にかかる研修会費、宮城県政推進の会），各議員の4分類の数字は④、①、No.3とバラバラで、その理由は不明である。

また、報告書を見る限り会議室などどこか別の場所とか懇談会等の前とかに異業種交流会や意見交換会などをしてから飲食店で研修会をしたとの記述はない。

しかもこの研修会に関する資料は、領収書及び報告書だけであり、その報告書の調査内容は何ら具体的な記述はなく、その成果を推し測ることはできない。

したがって、上記理由を含め、最初から飲食店が会場であることを考えれば、国会議員との飲食がメインで村上智行・菊地恵一・寺澤正志・石川光次郎・皆川章太郎各議員は不当な支出をした。

- 6 平成24年9月28日4,000円（調査研究費、地域経済を語る宮城県議会有志の会懇談会、地域経済を語る宮城県議会有志の会），各議員の4分類の数字は④、①とバラバラで、その理由は不明である。

また、報告書を見る限り会議室などどこか別の場所とか懇談会等の前とかに意見交換会などをしてから飲食店（千葉達議員の報告書によれば、場所は青葉区の「ひょうご」となっている）で研修会をしたとの記述はない。

しかもこの研修会に関する資料は、領収書及び報告書だけであり、その報告書の調査内容は何ら具体的な記述はなく、その成果を推し測ることはできない。

更に、上記理由にも関連するが、ネット情報からすると「ひょうご」は、予算（昼・夜）～4,000となっているので6,000円の会費は高すぎるし、「ひょうご」の領収書等がない以上、実際は4,000円／1人であるが、敢えて6,000円／1人について議員は一切自腹を切らず飲食したと考えることもできる。

したがって、上記理由を含め、最初から飲食店が会場であることを考えれば、飲食がメインで石川利一・長谷川敦・千葉達各議員は不当な支出をした。

7 平成24年10月10日3, 333円（調査研究費、環境・エネルギー議員連盟懇談会会費、環境・エネルギー議員連盟），各議員の4分類の数字は④、①とバラバラで、その理由は不明である。

また、報告書を見る限り会議室などどこか別の場所とか懇談会等の前とかに意見交換会・研修会などをしてから飲食店で懇談をしたとの記述はない。

しかもこの懇談会に関する資料は、領収書及び報告書だけであり、その報告書の調査内容は何ら詳細な記述ではなく、その成果を推し測ることはできない。

したがって、上記理由を含め、最初から飲食店が会場であることを考えれば、飲食がメインで菊地恵一・只野九十九・安部孝・長谷川洋一各議員は不当な支出をした。

8 平成24年10月10日3, 333円（調査研究費、環境・エネルギー議員連盟懇談会会費、環境・エネルギー議員連盟），各議員の4分類の数字は④、①とバラバラで、その理由は不明である。

また、報告書を見る限り会議室などどこか別の場所とか懇談会等の前とかに意見交換会・研修会などをしてから飲食店で懇談をしたとの記述はない。

しかもこの懇談会に関する資料は、領収書及び報告書だけであり、その報告書の調査内容は何ら詳細な記述ではなく、その成果を推し測ることはできない。

したがって、上記理由を含め、最初から飲食店が会場であることを考えれば、飲食がメインで菊地恵一・只野九十九・安部孝・長谷川洋一各議員は不当な支出をした。

9 平成25年2月20日3, 333円（調査研究費、東北電力との意見交換会費、環境・エネルギー議員連盟），各議員の4分類の数字は④、①とバラバラで、その理由は不明である。

しかもこの懇談会に関する資料は、領収書及び報告書だけであり、その報告書の調査内容は何ら具体的且つ詳細な記述ではなく、その成果を推し測ることはできない。

したがって、上記理由で、佐々木幸士・菊地恵一・只野九十九・安部孝各議員は不当な支出をした。

10 平成24年12月21日3, 333円（調査研究費、みやぎバイオ研究会意見交換会会費、みやぎバイオ研究会），各議員の4分類の数字は④、①とバラバラで、その理由は不明である。

また、村上智行議員以外の議員は、「場所（会場等）：区内飲食店やたちはな」で村上智行議員のみが「場所（会場等）：区内会議室」となっているが、場所（会場等）が飲食店なのか会議室なのか分からぬ。

したがって、上記の理由も含め、最初から飲食店が会場であることを考えれば、飲食がメインで石川光次郎・佐々木征治・安藤俊威・村上智行・相沢光哉各議員は不当な支出をした。

因みに、会場が飲食店とすると、もっと意見交換をする場所として相応しい

会場があるのではないか。

1 1 平成 25 年 1 月 31 日 4, 666 円（調査研究費，第 4 回宮城県議会 O B 会会費，宮城県議会 O B 会），各議員の 4 分類の数字は④，③，① とバラバラで，その理由は不明である。

また，各議員の目的地の「場所（会場等）」は「区内飲食店や市内ホテルや青葉区やひょうご」とバラエティーに富んでいるが，何故こうなるのか理由は不明である。

その上，報告書を見る限り会議室などどこか別の場所とか懇談会等の前とかに意見交換会等をしてから飲食店で懇談をしたとの記述はない。

しかも，この会費に関する資料は，領収書及び報告書だけであり，その報告書の調査内容は何ら具体的な記述ではなく，その成果を推し測ることはできないばかりか，上記理由にも関連することで仮に「ひょうご」だとするとネット情報から「ひょうご」は，予算（昼・夜）～4, 000 となっているので 7, 000 円の会費は高すぎるし，「ひょうご」の領収書等がない以上，実際は 4, 000 円／1 人であるが，敢えて 7, 000 円／1 人について議員は一切自腹を切らず飲食した上 666 円／1 人プールしたと考えることもできる。

更に，宮城県議会 O B 会は現・旧議員の親睦団体と考えれば議員の私的な経費とも言える。

したがって，上記理由を含め，飲食がメインで石川利一（車賃 814 円加算）・中村功・千葉達・渡辺和喜各議員は不当な支出をした。

1 2 平成 24 年 7 月 20 日 4, 666 円（調査研究費，第 3 回宮城県議会 O B 会会費，宮城県議会 O B 会），4 分類の数字は① となっているが，報告書を見る限り会議室などどこか別の場所とか懇談会等の前とかに研修会等をしてから飲食店で懇談をしたとの記述はない。

しかも，この会費に関する資料は，領収書及び報告書だけであり，その報告書の調査内容は何ら具体的な記述ではなく，その成果を推し測ることはできないし，上記理由にも関連することで仮に「ひょうご」だとするとネット情報から「ひょうご」は，予算（昼・夜）～4, 000 となっているので 7, 000 円の会費は高すぎるし，「ひょうご」の領収書等がない以上，実際は 4, 000 円／1 人であるが，敢えて 7, 000 円／1 人について議員は一切自腹を切らず飲食し，666 円／1 人プールしたと考えることもできる。

更に，宮城県議会 O B 会は現・旧議員の親睦団体と考えれば議員の私的な経費とも言える。

因って上記理由を含め，最初から飲食店が会場であることを考えれば飲食がメインで千葉達議員は不当な支出をした。

1 3 平成 25 年 3 月 13 日 4, 000 円（調査研究費，意見交換会費，鉄砲町市街地再開発を考える会），報告書を見る限り会議室などどこか別の場所とか懇談会等の前とかに意見交換等をしてから飲食店で懇談をしたとの記述はない。

したがって、上記理由も含め、飲食がメインで寺澤正志・外崎浩子・石川光次郎・小野隆（タクシ一代2, 330円加算）・中村功各議員は不当な支出をした。

因みに、意見交換が市内レストラン（飲食する場所）で行われたとすれば、もっと意見交換の場所として相応しい場所があるのではないか。

14 平成25年3月15日5, 000円（調査研究費、第11回「光輝会」懇談会費、光輝会），上記理由にも関連することで仮に「ひょうご」だとするとネット情報から「ひょうご」は、予算（昼・夜）～4, 000となっているので2倍の8, 000円の会費は高すぎるし、「ひょうご」の領収書等がない以上、実際は4, 000円／1人であるが、敢えて8, 000円／1人について議員は一切自腹を切らず飲食し、1, 000円／1人プールしたと考えることもできる。

また、報告書を見る限り会議室などどこか別の場所とか懇談会等の前とかに研修会等をしてから飲食店で懇談をしたとの記述はない。

因って、上記理由も含み、飲食がメインで石川利一・石川光次郎・皆川章太郎・中村功・相沢光哉各議員は不当な支出をした。

15 平成24年6月28日5, 000円（調査研究費、副知事他県執行部との懇談会会費、光輝会），上記理由にも関連することで仮に「ひょうご」だとするとネット情報から「ひょうご」は、予算（昼・夜）～4, 000となっているので2.5倍の10, 000円の会費は高すぎるし、「ひょうご」の領収書等がない以上、実際は4, 000円／1人であるが、敢えて10, 000円／1人について議員は一切自腹を切らず飲食し、1, 000円／1人プールしたと考えることもできる。

また、報告書を見る限り会議室などどこか別の場所とか懇談会等の前とかに研修会等をしてから飲食店で懇談をしたとの記述はない。

因って、上記理由も含み、飲食がメインで石川利一・高橋伸二・皆川章太郎・中村功・千葉達・藤倉知格・相沢光哉各議員は不当な支出をした。

因み、宮城県のホームページ「知事・副知事交際費」に副知事の光輝会会費はない。

16 平成25年3月25日3, 333円（調査研究費、日本の水産業を考える会意見交換会費、日本の水産業を考える会），上記理由により、高橋伸二・外崎浩子・石川光次郎各議員は不当な支出をした。

因みに、県職員との意見交換が区内飲食店（飲食する場所）で行われたとすればもっと意見交換の場所として相応しい場所があるのではないか。

17 平成24年7月4日10, 000円（調査研究費、平成24年度県北議員会会費（平成24年4月～6月分）、県北議員会），上記理由により、長谷川敦・菊池恵一・只野九十九・本木忠一・池田憲彦・佐々木征治・皆川章太郎・中村功・渥美巖・畠山和純各議員は不当な支出をした。

18 平成24年10月4日10, 000円（調査研究費、平成24年度県北議員会会費（平成24年7月～9月分）、県北議員会），上記理由により、菊池

恵一・只野九十九・本木忠一・池田憲彦・佐々木征治・皆川章太郎・中村功・渥美巖・畠山和純各議員は不当な支出をした。

19 平成25年3月8日10,000円（調査研究費、平成24年度県北議員会会費（平成25年1月～3月分）、県北議員会），上記理由により、長谷川敦・只野九十九・本木忠一・池田憲彦・佐々木征治・皆川章太郎・中村功・渥美巖・畠山和純各議員は不当な支出をした。

20 平成25年3月5日5,000円（調査研究費、県南議員意見交換会費、宮城県議会県南議員会），上記理由により、石川利一・村上智行・高橋伸二・長谷川洋一・安藤俊威・渡辺和喜各議員は不当な支出をした。

因みに、県職員と意見交換が区内飲食店（飲食する場所）で行われたとすれば、もっと意見交換の場所として相応しい場所があるのでないか。

尚、各議員の4分類の数字は④、①とバラバラで、その理由は不明である。

21 平成24年4月20日5,000円（調査研究費、平成24年度会費、神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会），上記「け」で述べている通り、団体の活動実態は、政務調査活動に寄与しない。

更に、上記理由にも該当し、石川利一・長谷川敦・菊地恵一・石川光次郎・池田憲彦・安倍孝・皆川章太郎・小野隆・渥美巖・畠山和純・仁田和廣・相沢光哉各議員は不当な支出をした。

22 平成24年6月12日10,000円（調査研究費、年会費（H24.4～25.3）、立正佼成会仙台教会内・仙台教会佼成議員懇話会），上記理由に該当し、石川光次郎議員は不当な支出をした。

23 平成25年3月16日10,000円（調査研究費、25年度会費（H25.4～H26.3）、立正佼成会仙台教会内・仙台教会佼成議員懇話会），上記理由に該当し、石川光次郎・皆川章太郎各議員は不当な支出をした。

24 平成25年3月25日10,000円（調査研究費、年会費（H25.4～H26.3）、立正佼成会仙台教会内・仙台教会佼成議員懇話会），上記理由に該当し、渡辺和喜議員は不当な支出をした。

25 平成24年6月29日10,000円（調査研究費、宮城県理容議員連盟平成24年度年会費（H24.4～H25.3）、宮城理容議員連盟），上記理由に該当し、佐々木幸士・寺澤正志各議員は不当な支出をした。

26 平成24年6月30日10,000円（調査研究費、宮城県理容議員連盟平成24年度年会費（H24.4～H25.3）、宮城理容議員連盟），上記理由に該当し、高橋伸二議員は不当な支出をした。

27 平成24年7月3日10,000円（調査研究費、宮城県理容議員連盟平成24年度年会費（H24.4～H25.3）、宮城理容議員連盟），上記理由に該当し、千葉達議員は不当な支出をした。

28 平成24年7月5日10,000円（調査研究費、宮城県理容議員連盟平成24年度年会費（H24.4～H25.3）、宮城理容議員連盟），上記理由に該当し、長谷川敦・菊地恵一・只野九十九・石川光次郎・小野隆・中村功・畠山和純・仁田和廣・藤倉知格・相沢光哉・渡辺和喜議員は不当な支出をした。

29 平成24年7月10日10,000円（調査研究費、宮城県理容議員連盟平成24年度年会費（H24.4～H25.3），宮城理容議員連盟），上記理由に該当し，皆川章太郎議員は不当な支出をした。

30 平成24年7月2日5,000円（調査研究費、教育庁執行部との懇談会会費，一九会），上記理由に該当し，石川利一・長谷川敦・佐々木幸士・細川雄一・高橋伸二・菊地恵一・寺澤正志・只野九十九各議員は不当な支出をした。

尚，各議員の4分類の数字は④，①とバラバラで，その理由は不明である。

また，会費が8,000円でかなり高額と考えるが，「区内飲食店」となつていて具体的な店は分からぬ。

更に，報告書の調査目的・調査内容に具体的な記述はなく，その成果を推し測ることはできない。

31 平成24年8月20日3,333円（調査研究費，全農みやぎ幹部との懇談会会費，一九会）上記理由に該当し，石川利一・長谷川敦・佐々木幸士・高橋伸二・菊地恵一・寺澤正志・只野九十九各議員は不当な支出をした。

尚，各議員の4分類の数字は④，③，①とバラバラで，その理由は不明である。

また，会費が5,000円で高額と考えるが，場所（会場等）は，「東一番町全農直営レストラン」？となつてゐる。

更に，報告書の調査目的・調査内容に具体的な記述はなく，その成果を推し測ることはできない。

32 平成24年10月9日4,000円（調査研究費，県総務部幹部との懇談会会費，一九会）上記理由に該当し，石川利一・長谷川敦・佐々木幸士・村上智行・細川雄一・高橋伸二・菊地恵一・寺澤正志・只野九十九各議員は不当な支出をした。

尚，各議員の4分類の数字は④，①とバラバラで，その理由は不明である。

また，会費が6,000円で高額と考えるが，場所（会場等）は，「区内飲食店」となつて，具体的な店は分からぬ。

更に，報告書の調査目的・調査内容に具体的な記述はなく，その成果を推し測ることはできない。

33 平成24年12月27日4,000円（調査研究費，県環境生活部幹部との懇談会会費，一九会）上記理由に該当し，石川利一（車賃814円加算）・佐々木幸士・村上智行・細川雄一・高橋伸二・菊地恵一・只野九十九各議員は不当な支出をした。

尚，各議員の4分類の数字は④，①とバラバラで，その理由は不明である。

また，会費が6,000円で高額と考えるが，場所（会場等）は，「区内飲食店」となつて，具体的な店は分からぬ。

更に，報告書の調査内容に具体的な記述はなく，その成果を推し測ることはできない。

34 平成25年3月4日3,333円（調査研究費，県議会事務局長との懇談会会費，一九会）議会運営や議会改革など議会内部の問題で議会事務局長との

懇談会会費は政務調査費に該当しない。

また、上記理由に該当し、石川利一・長谷川敦・佐々木幸士・村上智行・高橋伸二・寺澤正志・只野九十九各議員は不当な支出をした。

尚、各議員の4分類の数字は④、①とバラバラで、その理由は不明である。

また、会費が5,000円で高額と考えるが、場所（会場等）は、「区内飲食店」となって、具体的な店は分からぬ。

更に、報告書の調査内容に具体的な記述はなく、その成果を推し測ることはできない。

35 平成25年3月19日4,666円（調査研究費、県議会議長、県執行部との懇談会費、一九会），上記理由に該当し、石川利一・長谷川敦・村上智行・寺澤正志・中村功各議員は不当な支出をした。

尚、各議員の4分類の数字は④、①とバラバラで、その理由は不明である。

また、会費が7,000円で高額と考えるが、場所（会場等）は、「区内飲食店」とか「区内ホテル」となって、具体的な店は分からぬ。

更に、報告書の調査内容に具体的な記述はなく、その成果を推し測ることはできない。

また、同日は2月定例会が終了した上で自由民主党・県民会議と村井知事・三浦副知事らの意見交換会「17:30～江陽グランドホテル5階、会費10,000円（宮城県のホームページの知事・副知事交際費の中にある。また、これは、恒例（平成27年まで開かれていたが平成28年から何故か開かれなくなった）と考えられる定例会最終日や前日の自由民主党・県民会議と知事・副知事との意見交換会の一つと考える）が開催されていたが、これとの関係は分からぬ。

す　下記1～10は、宮城県隊友会の年会費への支出である。

隊友会のホームページを見ると、事業として、防衛及び防衛関連施策等並びに自衛隊諸業務に対する各種協力・安全保障特に防衛に関する調査研究及び政策提言並びに防衛関連書籍の発刊・予備自衛官等に関する支援・殉職自衛隊員及び戦没者等の慰靈顕彰並びに遺族に対する援助・会員の福利厚生、相互扶助、及び親睦に関することなどを行つていて、自衛隊退職者を中心に活動している。

会員は、

①正会員－自衛隊退職者及び予備自衛官補で採用された者で入会を希望する者。

会費、年会費 3,000円

終身会費 30,000円

②賛助会員－現に自衛隊に在職し、入会を希望する者。

会費、幹部・准尉（相当の事務官等）年額500円

曹・士（相当の事務官等） 年額300円

③特別会員－本会の趣旨に賛同する法人・個人

本部：年額・法人5万円（1口以上）、個人1万円（1口）以上

各県：各県隊友会にお問い合わせ下さい。

となっている。

また、入会すると、

会員証と毎月発行される「隊友」新聞の送付。

福利厚生事業に掲げる保険に団体割引料金で加入できる（団体生命保険、介護保障付き終身保険、団体総合生活保険（障害・がん・医療）、団体年金保険、三大疾病保障保険、隊友会集団取扱アフラックがん保険・アフラック医療保険、新医療互助制度（医療・自転車・ゴルファー））。

会員制リゾートクラブ「ザ グランリゾート」・葬儀支援の全国葬儀サービス・スポーツクラブルネサンス・アコーディアゴルフ（国内最大級のゴルフ場運営会社）・アイランドゴルフクラブ・紳士服のコナカ・みずほ銀行の「たいゆうローン」・特産品コーナー・お買い物サイト「隊友スクエア」などでの優待利用ができる。

など多くの特典が用意されている。

したがって、団体の活動及び会員として議員が享受する数々のメリットなどを考えれば、宮城県隊友会への年会費支出は議員の私的な経費とすべきであり、不当な政務調査費の支出である。

- 1 平成24年7月4日10,000円（調査研究費、平成24年度特別会員会費（H24.4～H25.3），宮城県隊友会），長谷川敦議員。
- 2 平成24年6月12日10,000円（調査研究費、隊友会年会費（H24.4～H25.3），宮城県隊友会岩沼支部），村上智行議員。
- 3 平成24年5月28日10,000円（調査研究費、平成24年度特別会員会費（H24.4～H25.3），宮城県隊友会），長谷川洋一議員。
- 4 平成24年10月1日10,000円（調査研究費、平成24年度特別会員会費（H24.4～H25.3），宮城県隊友会），安部孝議員。
- 5 平成25年2月26日10,000円（調査研究費、年会費（H24.4～H25.3），宮城県隊友会），石川光次郎・皆川章太郎各議員。
- 6 平成24年6月22日10,000円（調査研究費、平成24年度特別会員会費・家族会費寄付金（H24.4～H25.3），宮城県隊友会），小野隆議員。
- 7 平成25年2月18日10,000円（調査研究費、年会費（H24.4～H25.3），宮城県隊友会），中村功議員。
- 8 平成25年2月20日10,000円（調査研究費、年会費（H25.4～H26.3），宮城県隊友会），相沢光哉議員。
- 9 平成24年9月19日10,000円（調査研究費、平成24年度特別会員会費（H24.4～H25.3），宮城県隊友会）と（調査研究費、平成24年度賛助会員年会費（H24.4～H25.3），宮城県隊友会 大崎支部），菊地恵一議員は合計20,000円。

尚、前述のように賛助会員は「現に自衛隊に在職し、入会を希望する者」となっているので、なぜ賛助会員として入会できたのか及び大崎支部も含めた2口で入会したのか不明である。

10 平成24年8月29日10,000円（調査研究費、平成24年度特別会員会費（H24.4～H25.3），宮城県隊友会）と（調査研究費、平成24年度賛助会員年会費（H24.4～H25.3），宮城県隊友会 大崎支部），佐々木征治議員は合計20,000円。

尚、前述のように賛助会員は「現に自衛隊に在職し、入会を希望する者」となっているので、なぜ賛助会員として入会できたのか及び大崎支部も含めた2口で入会したのか不明である。

せ 以下1～3は日本会議の年会費への支出である。

日本会議のホームページに「日本会議が目指すもの」というコーナーがあり、次のように書かれている。

- 1 美しい伝統の国柄を明日の日本へ
- 2 新しい時代にふさわしい新憲法を
- 3 国民の名誉と国民の命を守る政治を
- 4 日本の感性をはぐくむ教育の創造を
- 5 国の安全を高め世界の平和貢献を
- 6 共存共栄の心で結ぶ世界との友好を

これらについて、「日本会議の研究」菅野完著 扶桑社新書では、「これらの6項目にはそれぞれ美辞麗句がちりばめられた説明文がついている。その内容に立ち入らないものの説明文を読めば、「皇室を中心と仰ぎ均質な社会を創造すべきであるが（1），昭和憲法がその阻害要因となっているため改憲したうえで昭和憲法の副産物である行きすぎた家族観や権利の主張を抑え（2），靖国神社参拝等で国家の名誉を最優先とする政治を遂行し（3），國家の名誉を担う人材を育成する教育を実施し（4），国防力を強めたうえで自衛隊の積極的な海外活動を行い（5），もって各国との共存共栄をはかる（6）」と，要約することができよう。キーワード的には「皇室中心」「改憲」「靖国参拝」「愛国教育」「自衛隊海外派遣」といったものでしかなく、「日本会議が目指すもの」に示された内容の思想性や政治性に目新しさは一切ない。（＊3）とはいものの、以下に主張の内容が陳腐で新奇性のないものとはいえ、今や日本会議は、閣僚の8割以上を支える一大勢力である。現実に、彼らはこうした「なんら新奇性のない古臭い主張」を、確実に政策化し、実現している。・日本会議の活動方法 日本会議の特徴は、上述の個別目標に相応した分化会的な別働団体を多数擁している点にある。例えば「改憲」という目標。この目標を達成するため、日本会議には冒頭で紹介した「美しい日本の憲法を作る国民の会」（通称1000万人ネットワーク）」をはじめとし、「新憲法研究会」や「二十一世紀の日本と憲法有識者懇談会（通称「民間憲法臨調」）など、複数の別働団体を擁している。これら各種別動団体は、特段、日本会議であることは名乗らないものの、日本会議系団体であることを隠しもしない。あくまでも別同部隊として、個別にシンポジウムを開催したり署名活動を行ったり、街頭演説を行ったりと実際にさまざまなチャネルで、自分たちの主張を繰り返し展開している。また、活発な地方活動も特徴の一つだ。

日本会議本体が「日本会議地方議員連盟」なる組織を擁しているのみならず、上述したような個別事案ごとの各種別動団体が、それぞれの地方組織を持っており、それら地方組織が地方議員を支え各自治体の議会での影響力を行使している。この運動方法の典型的な「成功事例」が、歴史教科書採択運動と男女共同参画バッシングだろう。日本会議が結成されたのは1997年。ちょうど、「新しい歴史教科書をつくる会」の歴史教科書採択運動が全国的な広がりを見せた頃に重なる。そうした時代背景もあり、設立当初の日本会議は各地の自治体で教科書採択を目指した活発な活動を行った（俵2015）。また、男女共同参画バッシングでも、同じような手法がとられ日本会議系の各種団体が地方議会に請願や陳情を行うと同時に、各地の教育現場で性教育実施への反対運動を展開している。系列の地方議員たちはこれらの反対運動を背景に、議会での質問攻勢に出ることで、行政当局や学校現場への介入を強めている。（山口2014：俵2010）」としている。

したがって一般的に日本最大の右派組織と認識されている日本会議の年会費への政務調査費支出は、「団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費」に該当し、不当な政務調査費の支出となる。

尚、ネット情報によれば自由民主党・県民会議の全議員が日本会議の会員で、国会議員も含めて自由民主党との親密な関係が良く分かる。

また、相沢光哉議員のホームページには、「日本会議地方議員連盟副会長、同県本部副部長」や「美しい日本の憲法を作る宮城県民の会副会長」とある。

- 1 平成24年6月27日10,000円（調査研究費、日本会議年会費（H24.4～H25.3），日本会議），長谷川敦議員。
- 2 平成24年5月14日10,000円（調査研究費、日本会議年会費（H24.4～H25.3），日本会議），菊地恵一議員。
- 3 平成24年5月7日10,000円（調査研究費、日本会議年会費（H24.4～H25.3），日本会議）と平成25年2月12日10,000円（調査研究費、日本会議年会費（H25.1～H26.12），日本会議），相沢光哉議員は合計20,000円。

そ 以下1～17は日本会議本体が擁している組織「日本会議地方議員連盟」への支出である。

- 1 平成24年4月12日3,666円（調査研究費、研修費、日本会議地方議員連盟）及び32,080円（旅費），石川利一議員は合計35,746円。
- 2 平成24年4月12日1,000円（調査研究費、研修費、日本会議地方議員連盟）及び34,697円（旅費），長谷川敦議員は合計35,697円。
- 3 平成24年4月12日1,000円（調査研究費、研修費、日本会議地方議員連盟）及び31,940円（旅費），佐々木幸士議員は合計32,940円。
- 4 平成24年4月12日3,333円（調査研究費、研修費、日本会議地方議員連盟）及び32,080円（旅費），村上智行議員は合計35,413円。
- 5 平成24年4月12日3,333円（調査研究費、研修費、日本会議地方議員連盟）及び32,080円（旅費），

員連盟) 及び 31, 789 円 (旅費), 細川雄一議員は合計 35, 122 円。

6 平成 24 年 4 月 12 日 1, 000 円 (調査研究費, 研修費, 日本会議地方議員連盟) 及び 31, 669 円 (旅費), 高橋伸二議員は合計 32, 669 円。

7 平成 24 年 4 月 12 日 1, 000 円 (調査研究費, 研修費, 日本会議地方議員連盟) 及び 34, 409 円 (旅費), 菊地恵一議員は合計 35, 309 円。

8 平成 24 年 4 月 12 日 1, 000 円 (調査研究費, 研修費, 日本会議地方議員連盟) 及び 32, 080 円 (旅費), 寺澤正志議員は合計 33, 080 円。

9 平成 24 年 4 月 12 日 3, 333 円 (調査研究費, 研修費, 日本会議地方議員連盟) 及び 31, 460 円 (旅費), 石川光次郎議員は合計 34, 793 円。

10 平成 24 年 4 月 12 日 1, 000 円 (調査研究費, 研修費, 日本会議地方議員連盟) 及び 32, 738 円 (旅費), 長谷川洋一議員は合計 33, 738 円。

11 平成 24 年 4 月 12 日 1, 000 円 (調査研究費, 研修費, 日本会議地方議員連盟) 及び 32, 198 円 (旅費), 池田憲彦議員は合計 33, 198 円。

12 平成 24 年 4 月 12 日 1, 000 円 (調査研究費, 研修費, 日本会議地方議員連盟) 及び 32, 500 円 (旅費), 佐々木征治議員は合計 33, 500 円。

13 平成 24 年 4 月 12 日 1, 000 円 (調査研究費, 研修費, 日本会議地方議員連盟) 及び 33, 516 円 (旅費), 皆川章太郎議員は合計 34, 516 円。

14 平成 24 年 4 月 12 日 1, 000 円 (調査研究費, 研修費, 日本会議地方議員連盟) 及び 31, 860 円 (旅費), 千葉達議員は合計 32, 860 円。

15 平成 24 年 4 月 12 日 1, 000 円 (調査研究費, 研修費, 日本会議地方議員連盟) 及び 32, 080 円 (旅費, 宿泊料が不明のため, 寺澤議員の旅費を参考にした), 仁田和廣議員は合計 33, 080 円。

16 平成 24 年 4 月 12 日 26, 235 円 (旅費, 宿泊料が不明のため, 4/5・10 の旅費を参考にした), 藤倉知格議員は合計 26, 235 円。

17 平成 24 年 4 月 12 日 3, 333 円 (調査研究費, 研修費, 日本会議地方議員連盟) 及び 19, 700 円 (旅費), 相沢光哉議員は合計 23, 033 円。

18 平成 25 年 3 月 17 日 2, 666 円 (調査研究費, 研修費, 日本会議地方議員連盟), 佐々木幸士議員は合計 2, 666 円。

19 平成 25 年 3 月 17 日 2, 666 円 (調査研究費, 研修費, 日本会議地方議員連盟) 及び 19, 700 円 (旅費), 相沢光哉議員は合計 22, 366 円。

以上、前述「せ」の中にある日本会議本体が擁する日本会議地方議員連盟の総会・研修会で、日本会議がその政治目的を達成するため全国から会員である地方議員を一同に会し、昨年の活動成果の総括、人事案なども含めた今年の活動方針、組織拡大運動などを話し合い、意思決定する会合で合わせて講演会なども催されている。

したがって、これら日本会議地方議員連盟の総会・研修会は政務調査活動とは関係がなく会員である議員の私的な活動である。

た 以下は、宮城県隊友会への支出である。

平成25年1月14日 4,000円（調査研究費、平成25年宮城県隊友会新年祝賀会会費、宮城県隊友会）、長谷川敦・佐々木幸士（車賃592円加算）・村上智行・細川雄一（車賃370円加算）・高橋伸二（車賃2,886円加算）・菊地恵一・外崎浩子（車賃1,036円加算）・石川光次郎（車賃592円加算）・長谷川洋一（車賃2,220円加算）・中村功（車賃4,810円加算）・渥美巖・千葉達・仁田和廣・相沢光哉各議員。

宮城県隊友会のホームページを見ると、「平成27年1月12日メルパルク仙台において恒例の新年祝賀会を開催し、～40分のセレモニーを終えて、第六師団長 川崎朗陸将の乾杯で懇親の幕を開けた。」、「宮城県隊友会は、平成28年1月11日、メルパルク仙台において恒例の新年祝賀会を開催し、～約40分のセレモニーを終えて、東北方面総監部幕僚長 納富中陸将補の乾杯で懇親の幕を開けた。」、「宮城県隊友会（会長 原田富雄）は、1月14日に平成29年新年祝賀会を仙台市内で開催した。～西年を迎えての賀詞を交換するとともに垣根を越えて和気あいあいと懇談し、～」とあり、セレモニーの後の懇親会であり、意見交換をした後の懇親会ではない。

また、上記に恒例とあるように毎年同じ会場・時間・会費で開かれ、議員が来賓として呼ばれている儀礼的な宮城県隊友会の新年の行事、「飲食を主たる目的とした会合」の新年会である。

以上を踏まえれば、平成25年1月14日の新年祝賀会も同様な内容と推認でき、調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会に付随する（連続する）懇談会等ではなく、各議員の支出は、不当な政務調査費の支出である。

ち 2012年4月20日 149,800円（調査研究費、研修費用、株式会社トラベル e 旅.com），台湾は別表第2丙地方（宿泊料1泊15,500円）に該当する。

したがって前述「か」と同様に佐々木幸士・細川雄一・村上智行・菊地恵一・只野九十九・石川光次郎・佐々木征治・安藤俊威・相沢光哉各議員の支出金額の内（54,000+6,000）-46,500=13,500が条例違反となる。

つ 2012年6月4日 173,000円、（調査研究費、韓国麗水博覧会への訪問団派遣、ユニオンツアーコンサルティング（有）），大韓民国は別表第2乙地方（宿泊料1泊17,200円）に該当する。

したがって前述「か」と同様に佐々木幸士・菊地恵一・外崎浩子・川嶋保美・佐藤光樹・皆川章太郎・渥美巖各議員の支出金額の内（39,000+18,900+5,100）-51,600=11,400が条例違反となる。

て 平成25年2月28日 103,392円（調査研究費、訪韓団旅費、（株）日

本旅行東北），大韓民国は別表第2乙地方（宿泊料1泊17, 200円）に該当する。

したがって前述「か」と同様に菊地恵一・本木忠一・長谷川洋一各議員の支出金額の内（24, 500+21, 000）-34, 400=11, 100が条例違反となる。

と 平成25年2月28日98, 892円（調査研究費、訪韓団旅費、（株）日本旅行東北），大韓民国は別表第2乙地方（宿泊料1泊17, 200円）に該当する。

したがって前述「か」と同様に小野隆・安藤俊威・中沢幸男・今野隆吉各議員の支出金額の内（24, 500-17, 200）-（17, 200-16, 500）=6, 600が条例違反となる。

*1泊目の宿泊料は上回り、2泊目は食事無しでの金額となっているので宿泊料の上限値を下回る700円の減算で相殺する。

な 2012年11月19日38, 836円（調査研究費、11/6～水産漁港議員連盟視察費用、名鉄観光サービス（株））6, 300円の夕食代は県民感覚と乖離し高額しすぎると考え、旅費実務において一般職に場合に用いられている1, 300円／1食を例に計算する。また岩手県は、別表第1乙地方で7級以上の宿泊料の1. 12倍が特別職の宿泊料になっている。

1, 300×1. 12=1, 456。1, 500円にして、6, 300-1, 500=4, 800となり、この4, 800円を石川利一・村上智行・寺澤正志・石川光次郎・本木忠一・長谷川洋一・池田憲彦・佐々木征治・渥美巖・中沢幸男・今野隆吉各議員の不当な支出とした。

尚、グリーンピア三陸みやこのホームページの宿泊料金欄に朝食サービスとある。

に 会派所属議員支出

（略）

※「に（1）～（32）」は、請求人が議員ごとに付したものであり、請求人が不当と主張する支出を一覧表に整理した別紙1において「請求番号」として表記した。

宮城県監査委員は、上記事実を客観的・具体的詳細な資料の確認の基に厳正に監査し、違法不当な政務調査費相当額について会派から宮城県に返還を求めるなど必要な措置をとるよう宮城県知事に対して勧告することを求める。

事実証明書として領収書等添付票・支払証明書・請求書その他関連資料等の写し649枚を添付

第4 監査委員の除斥及び請求の受理等

- 1 斎藤正美監査委員及びすどう哲監査委員は、法第199条の2の規定により除斥した。
- 2 本件監査請求は、法第242条第1項及び第2項で定める所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第5 監査の実施

1 監査の対象事項

請求人が摘示している、平成24年度政務調査費に係る自由民主党・県民会議の支出及び同会派を経由した所属議員の政務調査費の支出が、条例、条例施行規程及び手引で定める政務調査費を充てることができる範囲（以下「使途基準」という。）に違反しており、知事に不当利得返還請求権が発生しているがこれを行使しないという「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するか否かについて監査を行うこととし、その対象は次のとおりとした。

- (1) 請求人が第3-2-(3)-ロ（以下「主張区分」という。）の「あ」から「か」において摘要している支出について、政務調査費を充当したこと。（以下「監査対象事項1」という。）
- (2) 請求人が主張区分「き」から「な」において摘要している支出について、政務調査費を充当したこと。（以下「監査対象事項2」という。）
- (3) 請求人が主張区分「に」において摘要している支出（監査対象事項2に係るもの除去。）について、政務調査費を充当したこと。（以下「監査対象事項3」という。）

2 監査対象箇所等

知事の補助執行者として平成24年度の政務調査費の会派等への交付の事務を行った議会事務局を監査対象箇所とした。

また、政務調査費に係る収支報告書及び証拠書類等の調査を行うとともに、自由民主党・県民会議会長及び同会派所属関係議員（元議員を含む。）を、法第199条第8項の規定による関係人として調査を実施した。

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づく請求人による証拠の提出及び陳述は、請求人から希望しないとの意思表示があったため、実施しなかった。

第6 監査の結果

1 措置請求書に係る支出の政務調査費充当事実等の確認

- (1) 監査対象箇所である議会事務局の関係書類調査の結果、請求人が違法・不当と摘要する支出は、別紙2「措置請求書に係る支出の政務調査費充当状況一覧」のとお

り政務調査費が充当されたこと、また、当該政務調査費は、自民党・県民会議からの交付請求に基づき、平成24年4月16日と平成24年10月16日の2回に分けて同会派に交付されたことを確認した。

- (2) 平成25年6月14日付けで議長から平成24年度の政務調査費に係る収支報告書が知事に提出されたことを確認した。
- (3) 請求人が違法・不当と摘示する支出のうち、別紙3「措置請求対象支出に係る政務調査費返還状況一覧」記載の支出については、平成29年12月28日付けで自由民主党・県民会議会長から「平成24年度政務調査費収支報告修正報告書」が議長に提出され、平成30年2月13日に県に返還されたことを確認した。

2 監査対象箇所からの聴き取り及び書面による確認

議会事務局からの聴き取り及び書面により確認した結果は、次のとおりである。

- (1) 自由民主党・県民会議会派支出分

イ 党機関紙購入費（主張区分：あ）

（質問）

- ・ 全議員分の購入費に政務調査費を充当する必要性はどうですか
- ・ 「自由民主」及び「りぶる」購入費について政務調査費を充当する妥当性は確認していますか
- ・ その他請求人の主張に対しどのように考えますか。

（回答）

政党機関誌であっても、国政の状況や各政党の考え方、一般的な社会情勢などが盛り込まれており、幅広い議員活動に資するものと認識しているが、購入を認めている判例（名古屋高裁）と、認めていない判例（仙台高裁）があり、全議員分の必要性については、記事の内容や会派の所属人数等も踏まえて会派が判断したものと思われる。

（質問）

- ・ 自由民主党機関誌購入費への政務調査費充当に当たり、その都度記事の内容等政務調査費を充当する妥当性を確認していますか。

（回答）

政党機関誌であっても、国政の状況や各政党の考え方、一般的な社会情勢などが盛り込まれており、幅広い議員活動に資するものと認識しているが、政務調査費充当の妥当性については会派が判断しており、その都度、記事内容は確認していない。

ロ 勉強会講師謝金（主張区分：い、う）

（質問）

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか

（回答）

領収書については、手引に記載事項が定められており、記載事項が不足する場合は、事案に応じて差し替えるか、必要事項を補記してもらうようにしているが、受領者が個人の場合は、私印でも可であり、手書き領収書を否とする規定はない。

領土問題・安全保障（防衛・外交）については、県政に全く関係がないとまでは言えないものと考えている。会派内に「防衛議員連盟」が設置されており、議員活動がなされているものと捉えている。

ハ 觀劇入場料（主張区分：え）

（質問）

- ・ 觀劇入場料に政務調査費を充当する場合の政務調査記録簿の記載等記録、報告の必要性はどうですか。
- ・ その他請求人の主張に対しどのように考えますか。

（回答）

手引では、作成すべき支出証拠書類等として、政務調査実績報告書（政務調査活動記録簿）、領収書等添付票、支払証明書を定めているが、政務調査活動記録簿については、旅費の支出を伴った場合に作成することとされている。

ニ 沖縄視察（主張区分：お）

（質問）

- ・ 観察費に政務調査費を充当する場合の政務調査記録簿の記載等記録、報告の必要性はどうですか。
- ・ 部分的な現地調査に対する政務調査費充当の正当性はどうですか。
- ・ 合理的な経路選択をしていないとの主張に対しどのように考えますか。
- ・ その他請求人の主張に対しどのように考えますか。

（回答）

政務調査実績報告書（政務調査活動記録簿）の様式を定めているが、記載内容は議員が判断して記載している。なお、政務調査実績報告書（政務調査活動記録簿）の記載に当たって、各議員によって記載内容に濃淡があることから、平成29年度には、政務活動費運用検討会議において記載例を作成し、議員全員に周知したところである。

部分的な参加については、議員がどの部分を調査対象とするかは、個々に判断しているものであり、全行程をこなさなければならないとは限らないものと考えている。また、経路選定についても、調査研究活動は会派又は議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、社会通念上妥当と考えられる範囲内であることを前提に、調査研究活動に要した費用の実費に充当することを原則としている。

ホ 会派研修会の宿泊費（主張区分：か）

（質問）

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

（回答）

社会通念上妥当な範囲での実費計上が原則であり、実費計上するに際しての上限額は定めていない。旅費規程の準用は、実費計上に代わる計上方法として、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（第13条第2項）、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程（第7条）で認めているものであるが、旅費の規定（県議会議員の議員報酬等に関する条例）は、「宮城県議

会における政務活動費の交付に関する条例」の上位規程ではない。

なお、宿泊料については、平成30年度から上限を設定（国内の場合は14,800円）し、領収書の添付を義務化している。

(2) 自由民主党・県民会議会派所属議員支出分

イ 議員の後援会、政党、政党支部など（主張区分：き）

（質問）

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

（回答）

党費や党大会への出席費用は政務調査費の充当が不適当な会費に該当するが、後援会等が主催する会合は、県政一般にわたる意見交換の場でもあることから、按分の上充当したものと認識している。

（質問）

- ・ 先に、「後援会等が主催する会合は、県政一般にわたる意見交換の場でもあることから、按分の上充当したものと認識している。」と回答していますが、手引には政務調査費の充当が不適当な会費の例として「他の議員の後援会や祝賀会等に出席する会費」が示されています。

この規定との整合性について詳しく説明願います。

また、政党等が主催する会合についても、同旨のものがあると思われますが、両者を分ける考え方はどういうものか説明願います。

（回答）

（3）イの回答のとおり、事務局としては、「政務調査費を充当するのに適さない例」への充当は不適切と考えており、その都度議員に確認し、県政に係る意見交換がなされているとのことで充当を認めたものと考えている。

ロ 「その他の政治団体」（主張区分：く）

（質問）

- ・ 手引に照らし、政治資金規正法に規定する「その他の政治団体」への支出に政務調査費を充当することについてどのように考えますか。

（回答）

政治団体の年会費に政務調査費を充当することについては、手引において明確な記載はなく、活動総体が政務調査活動に寄与するかどうかは議員の判断に委ねられるものと考えている。また、会費計上の多くは、懇談会の会費であり、意見交換が行われたことから政務調査費を充当したものと認識している。

ハ 神道政治連盟宮城県本部 時局講演会（主張区分：け）

（質問）

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

（回答）

講演会の内容が政務調査活動に資すると議員が判断し、政務調査費を充当したものと認識している。

ニ 建国記念の日を祝う宮城県民大会（主張区分：こ）

(質問)

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

(回答)

宗教活動や政党活動とまでは言えず、会合において実際に意見交換が行われたことから政務調査費を充当したものと認識している。

ホ 議員間の懇親会（主張区分：さ）

(質問)

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

(回答)

議会内の親睦団体ではなく、会合において実際に意見交換が行われたことから政務調査費を充当したものと認識している。

ヘ 実費支出の原則（主張区分：し）

(質問)

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

(回答)

手引では、会議等の主催者が発行する領収書を証拠書類として添付することになっており、最終支払先の領収書の添付は求めていない。議員が主催者等に支払った金額を実費として、按分の上充当を認めている。

ト 宮城県隊友会年会費（主張区分：す）

(質問)

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

(回答)

広範な政務調査に資することを目的に年会費を支払ってその活動に参加しているものと認識しており、特典については確認していない。隊友会の特別会員と隊友会大崎支部の賛助会員の二口加入については、活動の区域・内容の異なる団体にそれぞれ加入したものであると認識している。

チ 日本会議（主張区分：せ）

(質問)

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

(回答)

活動総体が政務調査活動に寄与するものと議員が判断し、政務調査費を充当したものと認識している。

リ 日本会議地方議員連盟（主張区分：そ）

(質問)

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

(回答)

調査研究に資するものと議員が判断し、政務調査費を充当したものと認識している。

ヌ 宮城県隊友会新年祝賀会（主張区分：た）

(質問)

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

(回答)

飲食を伴う会合において、関係者との意見交換が行われたことから政務調査費を充当したものと認識している。

ル 宿泊料（主張区分：ち，つ，て，ど）

(質問)

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

(回答)

社会通念上妥当な範囲での実費計上が原則であり、条例違反ではない。

ヲ 夕食代（主張区分：な）

(質問)

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

(回答)

社会通念上妥当な範囲での実費計上が原則である。

ワ 資料購入費（主張区分：に(3)1, に(3)16, に(7)32, に(11)13, に(32)6）

(質問)

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

(回答)

議員の政務調査活動は広範にわたるため、明らかに調査研究にそぐわないと判断される書籍以外は、充当を認めている。

カ 政治資金パーティ（主張区分：に(3)21, に(11)30）

(質問)

- ・ 政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティ参加費への政務調査費の充当の正当性はどうですか。

(回答)

政治資金パーティ参加費に政務調査費を充当することについては、手引において明確な記載はなく、意見交換が行われたことから政務調査費を充当したものと認識している。

ヨ 大学授業料（主張区分：に(4)7）

(質問)

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

(回答)

議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという政務調査費の制度趣旨に合致するものであれば充当が認められるものと認識している。

タ 海外訪問取消料（主張区分：に(6)3, に(15)1, に(25)2）

(質問)

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

(回答)

手引には記載されていないものの、本人の急病など真にやむを得ないと考

られる場合に限り充当を認めてきた経緯がある。このことから、平成29年度に政務活動費運用検討会議において、キャンセル料を充当できる範囲を明確化した。

レ 自営業団体の年会費、参加費（主張区分：に(7)29、に(7)35）

（質問）

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

（回答）

政務調査活動に寄与するものと議員が判断し、政務調査費を充当しているものと認識している。

なお、法人会は自営業に関わる団体ではない。

ソ 役員を務める団体の年会費、参加費（主張区分：に(7)30、に(11)5、に(11)17）

（質問）

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

（回答）

役員として出席する場合であっても、その後の懇談会等は、県政一般にわたる意見交換の場でもあることから、按分の上充当したものと認識している。年会費については、政務調査活動に寄与するものと議員が判断し、政務調査費を充当しているものと認識している。

ツ 旅費（主張区分：に(8)8、に(8)9）

（質問）

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

（回答）

自家用自動車を使用した際の交通費は、移動距離を議員が実測し、支払証明書により議員が証明することになっているが、必ずしも目的地までの最短ルートを通らなければならないものではない。

なお、目的地と移動距離について、あまりにもかけ離れている場合は、その都度確認するようしている。

ネ 会員特典のある年会費（主張区分：に(11)5、に(20)4）

（質問）

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

（回答）

広範な政務調査に資することを目的に年会費を支払っているものと認識しております、特典については確認していない。

ナ 同窓会会報（主張区分：に(11)6）

（質問）

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

（回答）

議員の政務調査活動は広範にわたるため、明らかに調査研究にそぐわないと判断される書籍以外は、充当を認めている。

ラ 国防、防衛、安全保障（主張区分：に(11)26, に(11)36, に(24)2, に(24)4, に(24)10）

（質問）

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

（回答）

国防等が県政に全く関係がないとまでは言えないものと考えている。

ム 年会費の額（主張区分：に(17)6）

（質問）

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

（回答）

団体の活動内容等により年会費の額が設定されているものと思われ、他の団体との比較により充当額を決定するものではないものと考えている。

ウ 汎用領収書（主張区分：に(19)16）

（質問）

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

（回答）

領収書の記載要件を満たしていれば証拠書類として認めている。

キ 同窓会、校友会に係る年会費、参加費（主張区分：に(20)22, に(21)7, に(21)8, に(21)9, に(21)10）

（質問）

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

（回答）

同窓会費については政務調査費への充当が不適当な会費に該当するものと考えるが、同窓会等が主催する会合が、県政一般にわたる意見交換の場である場合は、按分の上充当が認められるものと認識している。

ノ 事務所費（主張区分：に(22)10）

（質問）

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか、事務所費に係る使途・内訳の明示の必要性についてはどうですか。

（回答）

事務所費、事務費及び人件費をまとめて委託しているケースで、領収書には費目ごとの内訳が記載されている。

オ 懇親会場（主張区分：に(29)48）

（質問）

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

（回答）

会場がライブハウスなのは不明であるが、参加者と県政一般に係る意見交換が行われていることから、按分の上政務調査費を充当しているものと認識している。

ク 県外催事に係る意見広告（主張区分：に(29)61）

(質問)

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

(回答)

政務調査活動として、議員が妥当と判断したものと認識している。

ヤ 複数書籍の購入（主張区分：に(3 2) 6）

(質問)

- ・ 請求人の主張に対しどのように考えますか。

(回答)

複数購入の必要性があれば可と考えている。

(3) その他

イ 会費（参加費）への政務調査費の充当について

(質問)

- ・ 会費（参加費）（懇親会費及び年会費）については、手引において、他の議員の後援会に出席する経費や宗教活動への出席に関する経費など、政務調査費を充当するのに適さない例が多く示されている。

これら適さない例に係る経費と充当可能な経費が不可分な支出について、按分充当できることとなれば、適さない例を示す意味がないことから、手引Ⅱ 4 支出における留意事項（3）に規定する按分充当は認められないと解してよいか。

(回答)

事務局としては、手引に記載されている「政務調査費を充当するのに適さない例」については、按分の有無に関わらず充当することは不適切と考えており、その都度議員に確認している。今回の住民監査請求で対象となっているケースについては、当時、県政に係る意見交換がなされているとのことで充当を認めたものと考えている。

そもそも「政務調査費」は実費支出を原則としている。

(質問)

- ・ 会費（参加費）に係る領収書が会議等の主催者が発行するものでなく、当該会議等の会場となった施設発行の領収書が添付されている場合の政務調査費に充当に係る取扱はいかがか。

(回答)

主催者発行の領収書が添付されていない場合、主催者発行の領収書を添付するように依頼しているが、無理な場合は、主催者と内容を補記してもらうことで対応している。

(質問)

- ・ 手引Ⅱ 3 (2) 政務調査費を充当するのに不適当な例として、議員が他の団体の役員を兼ねていて場合におけるその団体の理事会、役員会、総会の「出席費用」の支出が示されている。

また、同Ⅱ 3 (5) 会費（参加費）(2) の（参考事例）において、同旨の

例において当該項目のみ「会費」ではなく、より意味の広い「経費」と規定していることからみて、当該「出席費用」には旅費が含まれると解してよろしいか。

(回答)

旅費も含まれると理解している。

□ その他

(質問)

- ・ 同日中に複数の調査研究等及びこれらに係る旅費に対する政務調査費の充当があった後に、一部の調査研究等が政務調査費の充当対象でないことが確認された場合、当該旅費に係る政務調査費の充当はどのように取り扱いますか。

(回答)

手引には記載がないが、政務活動の途中に私用をはさむ場合は、私用部分に係る交通費は除外する取扱いとしている。設問については、過去に事例がないが、活動内容や行程を議員に確認し、個別に対応する必要があると考える。

3 関係人に対する調査の実施

自由民主党・県民会議会長及び同会派所属関係議員に対し、書面等により調査を実施した。

自由民主党・県民会議会長の回答書を原文に即して記載する。

(1) 請求人の主張について

イ 「自由民主」「りぶる」の購入について

(質問)

- ・ 請求人は主張区分「あ」のように主張しています。貴会派として、この主張に対してどのように考えますか。特に、会派所属議員全員が購読する理由についてお答え下さい。

(回答)

国内外の政治や経済問題について、さらには日常の身近な問題や歴史及び文化を含めた幅広い話題について取り上げて、わかりやすく解説されている。例えば、国民の生命と国家の安全を守るために、特定秘密保護法の内容について。あるいは税と社会保障のあり方について。さらには女性の社会進出と子育て支援をテーマとした内容など、その時々のタイムリーな話題について掲載されている。

企画、製作、印刷製本、送料を含むことを考慮すると、非常に安く設定されているため、政治資金調達のためのものとは言えない。

また、請求人の「会派所属議員が県連広報本部長・支局長という肩書きを持っているために党活動の一環としての「自由民主」「りぶる」拡販に理解、協力する必要があり、結果、拡販に繋がる第一步として自ら「自由民主」「りぶる」を購読していた」は、そのような事実は無く請求人の思い込みだと考える。

議員は、日ごろから、それぞれの選挙区内を中心に県内各地区において、広く

は日本全国及び海外における様々な形態の政務活動によって、自らに蓄積された識見をもとに発言、陳情、要請等を行っており、質問に取り上げていない事を理由に不適切な支出と指摘されるのは、議員の活動を理解していないと言わざるを得ない。また、会派議員は毎日会派控え室に出入りしている訳ではなく、広く県内各選挙区に活動拠点を有して活動しているため、会派で一部購入しても広く議員に行き渡らせるのは困難である。県当局から配布される議案書を初めとする様々な資料は、議員個別に一部ずつ配布されており、当該資料のみについて議員個別に購入してはいけない理由が見当たらない。請求人の指摘は当たらないものと考える。

ロ 情報議員連盟勉強会の講師謝金について

(質問)

- ・ 請求人は主張区分「い」のように主張しています。貴会派として、この主張に對してどのように考えますか。

(回答)

観光・情報議員連盟として準備した領収書に、講師（ＮＴＴドコモ社員様）ご自身に署名していただいたものであり、当該の領収書は間違いなく講師謝礼として支出したことを証明しているものである。請求人の指摘は単に思い込みである。

ハ 防衛議員連盟勉強会講師料について

(質問)

- ・ 請求人は主張区分「う」のように主張しています。貴会派として、この主張に對してどのように考えますか。

(回答)

政治要諦は国民（県民）の生命と財産を守ることである。従って、議員が領土問題や安全保障のあり方等について学ぶことは極当たり前であり、「宮城県の行政に領土問題・安全保障（防衛・外交）などがあるとは聞いたことがない。」との請求人の指摘は不見識からの的外れという以外ない。よって、請求人の指摘は当たらないものと考える。

ニ 観劇の入場券代について

(質問)

- ・ 請求人は主張区分「え」のように主張しています。貴会派として、この主張に對してどのように考えますか。特に、会派所属議員20人が観劇した理由と成果についてお答え下さい。

(回答)

宮城県芸術協会、宮城県文化振興財団等も後援している舞台であり、入場券を20枚準備でき、会派を代表して20名の議員に参加して頂いた。

震災後ということもあり、ハード面の復旧復興のみならず、被災者のソフト面の復興支援、心身のケア等が重要になってくることは阪神大震災を経験した兵庫県の例からも明らかになっている。芸術文化の普及・振興はもちろんのこと、その様な観点からも、当該公演を調査活動することは、有益と考えます。また、当該公演はオープンスペースで開催されており、常設施設との違い、演者と観客の

距離感、臨場感、音響関係、舞台装置等も含めて、施設利用の在り方、施設整備等でも参考になり、被災地においての芸術文化振興等は有意義であり、それぞれの議員活動に蓄積されていくものと考える。

ホ 沖縄方面への視察について

(質問)

- ・ 請求人は主張区分「お」のように主張しています。貴会派として、この主張に対してどのように考えますか。特に、視察の目的、成果及び17人の会派所属議員が参加した理由、一部のみの参加者がいた理由、交通手段の決定理由についてお答え下さい。

(回答)

回答するに当たり、まず請求人が想定している県議会議員の活動と、県議会議員当事者である私どもの実際の活動内容については大きな乖離があり、たとえ「県民目線に沿って」としても、ほぼ偏った視点からの請求について、会派として主張すべきことは主張するとともに、まずは本沖縄視察について、会派の基本的なスタンスを述べさせていただきます。

① 主張人は「全国豊かな海づくり大会」を「単なるイベント、おまつり」と認識されておりますが、本大会は「全国豊かな海づくり推進協議会」の広報によれば「魚食肉である日本人食卓に安全で美味しい水産食料を届けるために、水産資源の保護・管理と海や湖沼・河川の大切さを広く国民に訴えるとともに、作り育てる漁業の推進を通じて、明日の我が国漁業の振興と発展を図ることを目的として、天皇皇后両陛下ご臨席のもとに都道府県ごとに昭和56年に第1回が大分県で開催されて以来、毎年各地で開催されています」とあるように、水産国の日本そして水産県である宮城県として積極的に関わるべき意義ある公的な大会と認識しております。

また、当時から県議会としては宮城県での開催招致を目指しており、それらの取組の結果、平成32年の宮城県開催が決定致しました。

これらの経緯からもおわかり頂けるように、県議会議員が「全国豊かな海づくり大会」を現地訪問調査することは紛れもない政務活動です。

また、それまで5~6名の参加だったのにとの指摘がありますが、平成23年の東日本大震災の復興を目指すためにも宮城県への大会誘致を図るべく多人数での調査となつたところです。

② 会派での視察とは言え、これは、立ち位置も物のとらえ方も違う各議員、議員がそれぞれの立場で視察調査を行うものであり、便宜上、その集合体として、会派がその旅程のお世話役を担うものと捉えております。

従つて、全行程を同じメンバーで実施するというのは一つの理想かもしれませんのが、実際的にそれぞれ県内各地で様々な所用を抱える議員が、それぞれの都合に配慮して参加すると言うのが、現実的なスタイルです。

よつて、それぞれの議員の都合により、参加行程に差が出てくるのは当然といえば当然の状況と捉えております。

③ また、従つて、たとえ一ヵ所であったとしても現地調査に向かうことは、議

員の政務活動として当然のことであって、その場所が沖縄であったために旅費が嵩んではおりますが、たとえ、「全国豊かな海づくり大会」だけへの視察だったとしても可とすべきものであり、逆に沖縄だからこそ、その他の視察項目について視察を企画したというのが実際の顛末です。

④ また、平成24年は、震災から1年を経過して、やっと県外へ調査することが可能となった時期の視察調査であり、あの当時は、県議議員がその訪問先で震災への様々支援へのお礼を申し上げると共に、震災の現実の様子を各地域にお伝えするという任も負っていたと自負し、また現実にそのように活動していました。

⑤ 請求人は「震災時の対応については参加した議員に代わりに聞いて貰い、それでも足りなければ後日電話やメール等を用いて調査できるのではないかと考えると、僅か100分の那覇基地調査に支出の合理的理由は見つけられない」と主張しておられます。この点こそまさに事実誤認であり、各議員は各議員として個々の立場で調査し、その結果をそれぞれの議員が成果としてストックするものであって（この点は菊地議員のベトナム視察に係る裁判での高裁での判決でもそのように認められております。）、他の議員に代わりに聞いてもらい、後日電話やメール等を用いて調査はできるものではありません。また、僅か100分という指摘もありますが、通常の調査では短ければ60分、長くとも90分という範囲で必要な調査ができるようにしております。100分という時間は、通常よりも長めであって「僅か」という指摘には同意できませんし、その視察調査に旅費を支出する合理的理由は見つけられないとの指摘にも同意できません。

⑥ 沖縄への交通手段については、まず、当時11月は本土から沖縄への修学旅行のハイシーズンにあたり、なかなか14名の座席を同じ便で確保することが難しかったという事実があり、（その当日の羽田空港出発ロビーは修学旅行生の団体であふれかえっており、ボーイング747型機の後部半分以上が修学旅行生で、全体でも満席であったことを記憶しております。）、また、宮城県議会議員のほぼ1/4を超える議員が同じ航空機に搭乗することはリスクマネジメント上、好ましいことではないとの判断から、羽田発着でなおかつ同じ全日空の前後する2つの便に振り分けた次第です。

以上の視点を踏まえて、請求人の指摘について回答致します。

■・佐々木幸士議員の報告書では11月17日～18日となっているが、実質18日の1日だけの調査である。会派が16日～18日の3日間を前提にしていることを考えれば、僅か1日だけでの現地調査では沖縄視察の目的を十分に果たせないことは明らかである。

※上記の①、②、③、④の見解により同意することはできません。

・しかも報告書にも「現地調査・意見交換」とあるだけで何一つ具体的な調査内容の記述はなく、調査成果も記述していないことから、単に18日のイベント（お祭り）を見に来ただけと考えられる。

※報告書は端的に調査した事実を記したものであり、その詳細は各議員が各

自分でストックし、その後の議員活動に利活用するべきものであります。従つて報告書に調査成果を詳細に記入することは求められておらず、単にイベント（お祭り）を見に行ったという指摘には一切同意できません。

・また、17日14：50に那覇空港に到着しながら、当日はどこも調査しなかつたことは、沖縄に調査のため来ているという考えがない現れである。

※上記の②、③の見解により同意することはできません。

■・次に理由が明らかな中山耕一・菊地恵一・高橋伸二各議員は、「11月5日に急な公務が発生したため復路を変更した」とあるが、11月5日時点で僅か1日だけの那覇基地視察だけでは沖縄視察の目的を十分に果たせないことは明らかであり、その時点で沖縄視察を取消すべきである。

※上記の②、③、④、⑤の見解により同意することはできません。

・しかも、会派報告書によれば、那覇基地視察の調査内容は「国防における那覇基地の役割と震災時の対応について幹部と意見交換」とあり、県政に直接関係しない国防のために時間とお金をかけて行く必要があるのかとか、震災時の対応については参加した議員に代わりに聞いて貰い、それでも足りなければ後日電話やメール等を用いて調査できるのではないかと考えると、僅か100分の那覇基地調査に支出の合理的理由は見つけられない。

※県政と国防が直接関係しないとの請求人の主張は、この国の行政と政治のありようを全く理解していない、幼稚過ぎる見解に基づく勝手で乱暴な解釈であり、とても同意などでききるはずもありません。さらに上記②、③、⑤の見解によっても同意できません。

・また、長谷川洋一議員は急な公務が発生したため予定を変更して沖縄視察を取り止めたとは書かれていないので、自己都合で取り止めた結果、1日だけの視察になったと考えられ、沖縄視察の目的を十分に果たせなくなった責任は重大である。

※上記②、③、⑤の見解によって同意することはできません。

■・次に、仙台空港⇒那覇空港の便でもほとんど視察時間に影響なく、沖縄視察ができる。

・仙台⇒沖縄の移動について、上記5議員を除く交通費について「鉄道+航空機」と「航空機」だけの交通費を比較し、同時に移動時間も比較すると、仙台空港⇒那覇空港の方が往路で2時間6分／復路で2時間27分、移動時間が少なくなる。

・次に交通費について、仙台空港⇒那覇空港間往復航空料金を51,650円とし、個別対応分を除いて比較すると、JR仙台駅⇒羽田空港⇒那覇空港の利用より345,853円の交通費が安くなる。③

・以上を考察すれば、沖縄視察は①+②+③=776,443円が不当な支出となる。

※上記⑤の見解によって同意することはできません。

へ 会派会長懇親会における会費について

(質問)

- ・ 請求人は、会派会長懇親会について、「議員間の懇親会への充当であり、不当な支出となる。」と主張しています。貴会派として、この主張に対してどのように考えますか。特に、会の目的や手引に照らして政務調査費を充当した理由をお答え下さい。

(回答)

議長が中心となり、議会各会派の代表者及び議会事務局職員が同席し、円滑でより有意義な議会運営を行うための意見交換の場として非常に重要な会合。単なる議員同士の懇親の場とは区別されるものと認識している。従って請求人の指摘は当たらないと考える。

(2) 政務調査費の適正な使用を確保するための指導監督について

(質問)

- ・ 政務調査費の適正な使用を確保するため、会派所属議員をどのように指導監督していましたか。

(回答)

会派所属議員に対し、政務調査費活動報告書の記入方法、領収書の添付等について適切に行われているか確認し、不備な点や不適切と思われる支出について指摘し訂正を求めるなどの対応を行っている。

第7 判断

措置請求書に係る支出の政務調査費充当事実の確認を行なったところ、別紙3「措置請求書に係る政務調査費返還状況一覧」記載の各支出については、請求のあった日以前に県に返還されている。

したがって、当該支出に係る請求については、不当利得返還請求権が存在しないことから却下する。

上記を除く、請求人が掲示している平成24年度政務調査費に係る自由民主党・県民会議の支出及び同会派を経由した所属議員の支出が、法、条例、条例施行規程及びそれらを踏まえて県議会が平成21年4月に作成した手引に規定する使途基準に適合しない充当が行なわれたことにより、県に不当利得返還請求権が発生しているがこれを知事が行使していないという「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するか否かについて監査を実施した。

本監査の対象となる機関は、知事及びその補助執行者である議会事務局である。政務調査費については、法の規定に基づき、その具体的な交付等の手続が条例で定めることとされていることから、公法上の原因に基づいて交付された政務調査費が目的外に使用された場合における不当利得返還請求については、公法上の債権と解するのが相当とされている（平成22年7月14日東京高裁判決（平成23年3月22日最高裁不受理決定））。このため、請求人が主張する条例等に定める使途基準に適合しない政務調査費の充当が行なわれたことにより県に発生する不当利得返還請求権についても同様に、公債権と判断すべきである。

公債権については、法第236条第1項において、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。」とされており、その消滅時効は5年である。

監査において確認したところ、議長から知事に対して政務調査費に係る収支報告書が提出された平成25年6月14日に平成24年度の政務調査費の充当額が確定したと考えられる。また、住民監査請求によって時効は中断しない。このことから、本件措置請求に係る支出のうち別紙3記載の支出を除く全ての支出について不当利得返還請求権は、発生していたとしても監査中に5年が経過しており、時効が完成しているといわざるを得ない。

したがって、本請求には理由がないので棄却するほかない。

なお、住民監査請求があった場合は請求の日から60日以内に監査を行わなければならないところ、本請求を受理した時点では時効の完成前で一定の日数があったことから、請求人の主張内容を整理した上で、議会事務局への監査、関係会派や議員への書面や聴取による調査（関係人調査）を行ない監査に傾注したが、請求対象となった支出が616件にのぼり、支出内容も多岐にわたるものであったことから、結果として時効が完成したものである。

本請求については上記のとおり却下または棄却したところであるが、監査の過程において手引の文言と実際の運用との間に乖離が認められたことから、議会に対する付言にあたり概要を以下に記載する。

政務調査費は、法第100条第14項及び第15項の規定を受け、条例及び条例施行規程の定めるところにより交付されており、財務会計を適正に執行し、不適正な場合に是正を求めることは知事の責務である。

法が条例等の定めに委ねる政務調査費については、政務活動が執行機関に対する監視機能を果たすための活動としての性格を内包していることから、基本的に議会の自律を尊重し、議会自らが適正な運用を図るべきものとされている。したがって、会派等による政務調査費の支出が明らかに不適正である場合を除き、知事は議長の判断を尊重すべきものである。また、会派又は議員の政務活動は、県政全般に及び、その調査研究その他の活動の対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、手段方法及び内容の選択に当たっては、会派又は議員の自主性及び自律性を尊重すべきであることから、会派又は議員の広範な裁量的判断に委ねられている。

条例第10条、条例施行規程及び手引が定めている使途基準の内容は、法第100条第14項にいう「議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費」を具体化したものである。手引については、条例及び条例施行規程に明確に位置づけられているものではないが、宮城県議会の政務調査費に係る住民監査請求及び訴訟等を契機とし、政務調査費に係る運用見直しと併せて平成21年3月17日に県議会各会派代表者会議において決定されたものであり、条例を補完する指針として適切に運用され

るべきものとして、政務調査費の対象外となる経費や、諸手続などを規定している。

このことを踏まえ、手引を具体的支出の使途基準適合性の判断に当たってのより所とされるべきものであると解して監査を実施したものである。

1 監査対象事項1（請求人の主張区分「あ」から「か」まで）について

（1）主張区分：あ（機関誌「自由民主」「りぶる」購読費）

県政の課題は多岐にわたり、調査対象も広範であるところ、関係人は、機関誌には議員として必要な政策立案に有益な情報が掲載されていると説明しており、これを否定する特段の事情は認められなかった。

また、会派所属議員全員分を購読する理由については、県内各選挙区を拠点に活動する各議員が有益な情報誌を手元において活用していると説明しており、これについても否定する特段の事情は認められなかった。

以上のことから、これら機関誌の購読料に政務調査費を充当したことが不適当とまではいえない。

（2）主張区分：い（講師謝金）

勉強会の講師が記入した領収書には、住所が記されていないものの、会社名と氏名が記載されており、相手先を確認することは可能であることから、政務調査費を充当したことが不適当とまではいえない。

（3）主張区分：う（講師謝金）

県議会議員の活動範囲は広く、国が主に担う領土問題や安全保障についても県政に関連がないとはいはず、請求人の主張には理由がない。

（4）主張区分：え（観劇の入場券代）

観劇した経費に政務調査費を充当することについて、関係人は、会派又は議員の広範な活動の一環である芸術文化の普及・振興に関連する経費であり、被災者のソフト面での復興支援のあり方を検討したと説明しており、これを否定する特段の事情は認められなかった。

また、旅費への政務調査費充当を伴わない活動については、政務調査実績報告書への記載は義務づけられていない。

したがって、当該支出に政務調査費を充当したことが不適当とまではいえない。

（5）主張区分：お（沖縄視察費）

関係人は、「全国豊かな海づくり大会」が行なわれた沖縄への視察は、前年の平成23年に発生した東日本大震災からの復興を目指すため宮城に大会誘致を図ろうという意図で多人数での調査になり、その結果として平成32年度の宮城県開催につながったこと、全国各地からいただいた復興支援に対するお礼や復興状況の報告なども意図していたこと、議員一人一人がそれぞれに目的を持って参加しており、都合で日程が短くなつた者がいたが、各自の成果としてその後の活動に役立てていること、当時本土から

沖縄への修学旅行のハイシーズンにあたり、同じ便で座席を確保することが難しかったため羽田便を利用したと説明しており、これらの説明を否定する特段の事情はなかった。

また、参加した各議員が詳細な視察結果を作成してはいないものの、定められた政務調査実績報告書への記載は行っていると認められる。

以上のことから、当該支出に政務調査費を充当したことが不適当とまではいえない。

(6) 主張区分：か（会派研修会宿泊への充当）

「宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例」に基づき政務調査費が充当される旅費については、「県議会議員の議員報酬等に関する条例」に基づく費用弁償により支給される旅費とは異なるものであり、実費を充当することが原則とされている。

したがって、当該支出に政務調査費を充当したことが不適当とまではいえない。

2 監査対象事項2（請求人の主張区分「き」から「な」まで）

(1) 主張区分：き（議員の後援会、政党、政党的支部などへの会費）

手引において、会費として支出するのに適さない例として「政党（県連）本来の活動に伴う党大会、党費、党大会賛助金等」、「他の議員の後援会や祝賀会に出席する会費」が掲げられており、費目別の充当指針「会費（参加費）」においても同様に、政務調査費の充当が不適当な会費として例示されている。

政党の支部や政党支部連合会が主催した意見交換会並びにこれに付随する昼食及び懇親会等の会費（参加費）については、関係人の説明によれば、意見交換及び要望聴取の会合に引き続き行われたもの、或いは政策課題に係る国会議員への要望要請活動、意見交換、住民からの要望聴取、被災現場の現地調査等とのことであるが、政党の支部が開催する行事に付随するものである以上、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、手引に照らして不適当といわざるを得ない。

議員の後援会行事に係るものについては、関係人の説明によれば、実質が知事時局講演、国政報告、県政報告やこれらの聴講、意見交換であったことであるが、議員の後援会が開催するものである以上、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、手引に照らして不適当といわざるを得ない。

党議員連盟等、政策課題に関する研修等を行っている党所属議員有志団体の会合の会費（参加費）については、関係人の説明によれば、県政との関わりについて、議会での一般質問の中に提言として反映されることであり、これを否定する特段の事情は認められない。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、不適当とはいえない。

実行委員会等が主催する県政報告会に付隨する懇親会や国会議員との意見交換等

の会費（参加費）については、関係人の説明によれば、震災復興や県政全般に関し、国政の動向についての意見交換や財源確保のための要望等を行ったとのことであり、これを否定する特段の事情は認められない。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、不適当とまではいえない。

議員の事務所が開催する国政報告会の会費（参加費）については、関係人の説明によれば、震災復旧・復興や地域課題に関して国政に関する情報収集や要望等を行ったとのことであり、これを否定する特段の事情は認められない。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、不適当とまではいえない。

（2）主張区分：く（政治団体への会費（参加費）、年会費等）

意見交換の相手方である団体が、当該支出があった時点で政治資金規正法に規定する政治団体であったことが認められる場合、これが手引に例示される政党等或いは後援会に該当しないことは、請求人の主張にもあるとおりである。

したがって、当該団体が行う意見交換会や懇談会、賀詞交換会への会費（参加費）に政務調査費を充当したことについては、このことのみをもって不適当とはいえない。

本件支出があった時点で政治資金規正法に規定する政治団体であったことは認められるが、請求人の主張にもあるとおり手引に例示される政党等或いは後援会に該当しない団体の賛助会員としての年会費については、調査したところ、情報収集の観点から、また、金額が社会通念上高額とまではいえないことから、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、不適当とまではいえない。

神社関係者や県民により構成され、本件支出（充当）があった時点で政治資金規正法に規定する政治団体ではなかった団体への年会費については、調査したところ、様々な知識・見聞を深め、議会での質問や県政報告等に活かしているとのことであり、これらを否定する特段の事情はなかった。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、不適当とまではいえない。

（3）主張区分：け（神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会による時局講演会懇親会会費）

県議会議員の調査研究活動は県政全般に及び、その調査研究の対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、調査研究活動の手段方法及び内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自立性を尊重すべき要請も存在することから、いかなる手段方法によりいかなる調査研究活動を行うかは、議員の広範な裁量的判断に委ねられており、国政に関する事項であっても本県に全く関係がないとはいえない。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、不適当とはいえない。

(4) 主張区分：こ（新年会会費 建国記念の日を祝う宮城県民大会実行委員会）

県議会議員の調査研究活動は県政全般に及び、その調査研究の対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、調査研究活動の手段方法及び内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自立性を尊重すべき要請も存在することから、いかなる手段方法によりいかなる調査研究活動を行うかは、議員の広範な裁量的判断に委ねられている。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、不適当とはいえない。

(5) 主張区分：さ（会派会長懇親会における会費）

当該懇談会について、関係人は、議長、各会派代表者、議会事務局職員が参加する、円滑な議会運営のための意見交換の場であるとしている。主義主張を異にする各会派から出席しているなど単なる議会内の親睦団体の懇親会とは性質を異にすると認められる。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、不適当とまではいえない。

(6) 主張区分：し（実費支出の原則、充当の範囲）

当該各支出についてはいずれも会議等の主催者が発行する領収書の写しが提出されている。

手引においては、政務調査費に係る收支報告書には領収書等の写しを添えて提出することとされ、条例に基づき閲覧の対象としているが、意見交換がなされたことを裏付ける資料の公開までは義務付けていない。

請求人は制度上の可能性について述べているに過ぎず、それ以上の特段の摘示はない。

したがって、こうした資料がないことのみをもって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、不適当とはいえない。

(7) 主張区分：す（宮城県隊友会への年会費）

団体等への年会費の支出（充当）については、県議会議員の調査研究活動は県政全般に及び、その調査研究の対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、調査研究活動の手段方法及び内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自立性を尊重すべき要請も存在することから、いかなる手段方法によりいかなる調査研究活動を行うかは、議員の広範な裁量的判断に委ねられており、団体加入に係る特典のみをもって、有意義な調査活動が行われることを否定されるものではない。

また、調査したところ支出先団体は様々な角度から県政に関わりがある活動をしており、これを否定する特段の事情はなかった。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、不適當とまではいえない。

なお、調査したところ、本件団体とその支部は活動区域や構成員が異なるとのことであり、これを否定する特段の事情は認められない。

(8) 主張区分：せ（日本会議への年会費）

関係人からは、支出先団体について、超党派の国会議員及び地方議員で構成し、地方づくり等に関する活動をしている旨の説明がなされており、それらの説明を否定する特段の事情はなく、団体の主張のみを以て有意義な調査活動が行われることを否定されるものではない。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、不適當とまではいえない。

(9) 主張区分：そ（日本会議地方議員連盟の総会・研修会への参加費）

当該各支出については、(8) 主張区分：せ に係る結論で述べた行政と関わりのある団体の主催する研修への参加費及び参加のための旅費であると認められる。

また、関係人からの説明にはその他特筆すべき事情は認められず、団体の主張のみをもって有意義な調査活動が行われることを否定されるものではない。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、不適當とまではいえない。

(10) 主張区分：た（新年祝賀会参加費及び旅費、宮城県隊友会）

これらの懇談会については、調査したところ調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会、或いは県政との連携について自治体首長等との意見交換が主たる目的であるとのことであり、これらを否定する特段の事情は認められない。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、不適當とまではいえない。

(11) 主張区分：ち、つ、て、と（研修、訪問団派遣等に係る費用）

「宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例」に基づき政務調査費が支出（充当）される旅費に相当する支出については、「県議会議員の議員報酬等に関する条例」に基づく費用弁償により支給される旅費とは異なるものであり、実費を充当することが原則とされている。また、社会通念上高額なものすら「望ましくない」と規定しているに止まる。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、不適當とまではいえない。

(12) 主張区分：な（調査研究費 水産漁港議員連盟視察に係る夕食代）

実費を充当することが原則であり、請求人が(11)において参照している県議

会議員の議員報酬に関する条例の規定による額と比べて、また、社会通念上も高額とはいえない。

したがって、当該支出に政務調査費を充当したことについては、不適当とはいえない。

3 監査対象事項3（請求人の主張区分「に」（監査対象事項2に係るものを除く。））について

（1）同窓会総会等に係る懇親会費

これらの会合は、各種団体主催の懇談会、異業種交流会と同様に、単に旧交を温めるに止まらず、世代や業種の異なる様々な卒業生の交流を目的として参加することは否定できない。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、不適当とはいえない。

なお、参加費と年会費とでは、手引における政務調査費の充当の適否に関する規定が異なっている。このため、支出先が同一の団体であっても、参加費と年会費とは別に判断する。

（2）国防、防衛に係る参加費

国政に関する事項であっても、本県に全く関係がないとはいはず、請求人の主張には理由がない。

（3）役員等を務める団体の会合に係る参加費

手引においては、政務調査費の充当が不適当な会費（参加費）の参考事例として、団体の役職を兼ねている議員が当該団体の理事会・総会等に出席する場合の経費を示している。

請求人が「議員が他の団体の役職を兼ねる場合の理事会への出席費用で不当な支出である。」と主張した支出について、関係人は、当該団体の理事を務めていること、また、当該支出は当該支出先団体の理事会に出席するための旅費であると説明している。

旅費は会費（参加費）に附随するものであるから、当該会合への会費（参加費）が政務調査費の充当に適さない場合は、当該会合に出席するための旅費についても、政務調査費を充当したことについては、手引に照らして不適当といわざるを得ない。

請求人が「協会の専務理事のため、政務調査費支出は不当である。」と主張した支出については、関係人から、総会等に出席するための経費ではなく、意見交換を行った懇談会に出席するための経費であるとの説明があり、これを否定する特段の事情は認められなかった。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、不適当とはいえない。

(4) 政治資金パーティに係る参加費

請求人が「政治資金パーティの会費で不当な支出である。」と主張した支出について、関係人は、支出先は中小企業・零細事業者施策を主に取り組んでいる団体であり、議員の政治団体とは異なる団体と考えている、調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であると説明している。

しかしながら、政治資金パーティは、開催者が政治団体か政治団体以外の団体であるかに関わらず、参加費収入から開催経費を差し引いた残額を、当該パーティを開催した議員等の政治活動（選挙運動を含む。）に関し支出することとされている（政治資金規正法第8条の2）ものであり、調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であっても、当該支出に係る政務調査費の全部または一部がほかの政治家の活動資金として使われることになる。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、手引に照らして不適当といわざるを得ない。

(5) 祝賀会に係る参加費

手引では、政務調査費の充当が不適当な会費として、「他の議員の後援会や祝賀会等に出席する会費」や「冠婚葬祭の経費（結婚式の会費、祝賀会の会費、祭りの経費負担）」と、祝賀会の会費を重ねて例示している。

特定個人の受賞や出版等の祝賀、あるいは故人を偲ぶという特定の目的で催されると認められる会合では、県政に関わる意見が多く交わされることは否定できないものの、ゆかりのある方々が集まり、開催目的や趣旨に沿った会話が中心になると考えられ、祝賀会と銘打って開催されるものである以上、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、手引に照らして不適当といわざるを得ない。

(6) 参加費に係る領収書（汎用領収書、領収書のあて名）

手引に定める領収書の記載項目全てが網羅されていなければ領収書としての効力が認められないとまではいえない。

また、関係人から、当該領収書について、会議等の主催者が発行したものでなく、当該会議等の会場となった施設発行の領収書であるとの説明があった。

このことについて、議会事務局では、主催者発行の領収書を添付できない場合は、主催者と内容を補記してもらうことで対応していると説明しているところ、関係人調査において、主催者名を確認した。

以上のことから、当該支出について政務調査費を充当したことについては、不適当とまではいえない。

(7) 宗教関係参加費

神社に支出した例大祭費用、玉串料、初穂料について、関係人は、玉串料は祭事プラス直会（懇親会）が実態であり、所謂会費であると説明しているが、神社本庁が、直会は神事として一般の宴と異なるものと示していることから、直会等への参加も含めて一連の神事というべきであり、手引が政務調査費を充当するのに適さない。

いとした宗教活動に該当するといわざるを得ない。

また、関係人は、請求対象となった支出には宗教関係以外の費用も含まれていることから、50%の按分計上をしたと説明している。

手引では、政務調査と他の活動が渾然一体となって全額に政務調査(活動)費を充当するのに不適当な場合は合理的な方法により按分処理する旨が定められているところ、議会事務局は、会費(参加費)について、手引の政務調査費の充当に適さない例については按分の有無に関わらず充当することは不適切と考えている、そもそも政務調査費は実費充当を原則としている、と説明している。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、手引に照らして不適当といわざるを得ない。

(8) 忘年懇親会

請求人が「議員の私的費用で不当な支出である。」と主張している支出については、会合の開催形態等から私的な色彩の強い団体への支出又は私的な目的のための支出と考えられ、政務調査費を充当したことについては、手引に照らして不適当といわざるを得ない。

(9) その他の参加費及び参加費に付随する旅費

請求人が、研修内容が調査研究費に該当しない旨を主張している支出については、独自の主張を述べているに過ぎない。

請求人が「なぜ移動距離が25kmになるのか不明である。」などと主張している旅費の支出について、関係人は、東日本大震災後であり、市内一円の災害仮復旧の状況も調査したのでこのような距離になったとの説明があった。政務調査実績報告書の記載の不備は認められるものの、関係人の説明を否定するほどの特段の事情はなかったことから、政務調査費を充当したことについては、不適当とまではいえない。

その他、関係人から、県行政と関わりのある活動をしている団体との意見交換であった、私的な活動とは認識していない、意見交換を目的とした異業種交流会があった、県行政と関わりのある活動をしている団体との意見交換であった、県行政と関わりのある活動をしている団体主催の研修旅行に係る参加費であったとの説明があった各支出については、これらの説明を否定する特段の事情は認められなかったことから、政務調査費を充当することについては、不適当とまではいえない。

(10) 同窓会に係る年会費

年会費については、議員の調査活動は広範囲に及びうるものであり、議員が特定の団体に年会費等を支払ってその活動に参加することにより有意義な調査活動が行われること、県政に関わりがある活動をしていることについては否定されるものではない。

しかしながら、同窓会は、総体として私的な色彩の強い団体であり、手引においても、同窓会費を、個人の立場で加入している団体などに対する会費等のうち会費として支出するのに適さない例として示している。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、手引に照らして不適当といわざるを得ない。

(1 1) 会長を務める団体への年会費

当該支出について、別件調査において関係人は、個人の立場で加入したことと関係人が否定している。

また、手引において、代表を務めることのみをもって当該団体への年会費支出に政務調査費を充当することを制限する規定はない。

したがって、当該支出に政務調査費を充当したことについては、不適当とまではいえない。

(1 2) 会員特典のある年会費

団体等への年会費の支出については、県議会議員の調査研究活動の手段方法及び内容の選択が議員の広範な裁量的判断に委ねられていることから、団体加入に係る特典のみをもって、有意義な調査活動が行われることを否定されるものではない。

したがって、当該支出に政務調査費を充当したことについては、不適当とまではいえない。

(1 3) 2口加入し会員特典のある年会費

個人維持会員として2口加入している理由について、関係人は、冊子が送付されるためと説明しているところ、当該冊子は支出先団体が発行する情報誌であり、1口加入と2口加入とでは、得られる情報の量が異なるものと認められる。

団体等への年会費の支出については、県議会議員の調査研究活動の手段方法及び内容の選択に当たっては、議員の広範な裁量的判断に委ねられていることから、団体加入に係る特典のみをもって、有意義な調査活動が行われることを否定されるものではない。

したがって、当該支出に政務調査費を充当したことについては、不適当とまではいえない。

(1 4) その他年会費

請求人が、会合に関する記述が実績報告書で確認できないため不当な支出と主張している支出については、関係書類を確認したところ、団体の年会費と認められる。

団体の年会費に政務調査費を充当するに当たり、当該団体の活動を政務調査実績報告書に記載しなければならないとの規定は手引にないことから、請求人の主張には理由がない。

特定の団体の活動を支援することを主たる目的としていると認められる団体への

年会費の支出は、団体活動への直接の支援と考えられることから、政務調査費を充当したことについては、手引に照らして不適当といわざるを得ない。

神社護持団体への年会費は、宗教活動への支出とまではいえないものの、神社への直接の支援につながるものもあることから、政務調査費を充当したことについては、手引に照らして不適当といわざるを得ない。

檀家等で構成される団体が地域貢献、親睦、社会教育、お寺等への奉仕などを目的としていても、檀家は特定の寺に属し、寺の財政を支援する側面があることから、当該団体への年会費に政務調査費を充当したことについては、手引に照らして不適当といわざるを得ない。

年会費の額について、政務調査実績報告書に記載された時間のみを根拠として妥当な充当額を主張することには理由がない。

(15) 資料購入費

県政の課題は多岐にわたり県民の意見も多種多様であり、政務調査の調査対象は広範囲なものとなること、また、一般的に、書籍が広範囲にわたる知識を得るために有効な媒体であることから、娯楽性が高い雑誌など調査研究活動に資するとはいえないことが明らかなものを除き資料購入費への政務調査費の支出は許されると考えられる。

学校の創立記念誌や会員名簿、大学の会報は、議員として重要なものである、情報収集や現状把握に有意義である旨の関係人の説明を否定する特段の事情はなかった。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、不適当とはいえない。

同じ書籍の複数の購入について、議会事務局から、複数購入の必要性があれば可と考えているとの説明があったところ、これらの支出をした関係人は死亡しており、関係人調査はできなかった。

(16) 大学院授業料

関係人から、大学院での研究テーマについて、県議会一般質問等を通じて県施策に反映していると考えている旨の説明があり、それらの説明を否定する特段の事情はなかった。

また、政務調査費の充当について、大学院の学費は調査研究に必要な経費に該当するとの判例（平成18年11月18日東京高裁判決）があることから、当該支出に政務調査費を充当したことについては、不適当とはいえない。

(17) 旅費に係るキャンセル料

手引には、旅費に係るキャンセル料の一部または全部を負担させる特段の規定はなく、また、準用することができる「県議会議員の議員報酬等に関する条例」等においても、本人に自己負担を求める旨の規定はないところ、議会事務局から、急病など真にやむを得ないと考えられる場合に限り充当を認めていると説明があった。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、不適当とはいえない。

(18) 事務所費

請求人が、何に使用したのか分からず不当な支出であると主張している事務所費の支出について、関係人は、資金管理団体に事務委託した費用であること、また、本件支出において政務調査費として計上した「事務所費」、「事務費」及び「人件費」の各項目の額が正確とはいえないとした上で、本件支出先団体は、政務調査活動以外の活動をしているところ、政務調査費充当分は団体の年間支出額の4割程度を負担しており不当ではないと説明している。

これらの説明について調査したところ、平成24年の当該政治団体に係る収支報告書及び関係書類については保存年限が満了しており、支出について確認することができなかったが、当該団体に係る平成25年の収支報告書に計上された関係箇所の金額及び費目について確認したところ、関係人が説明するとおり、政務調査費充当分は委託費として収入に計上されており、また、支出の項において当該委託費の額が当該事務所の全体経費に占める割合は、二分の一以内であったことが認められた。

したがって、本件支出について政務調査費の充当費目の内訳に誤りのあることは推認されるものの、当該支出に政務調査費を充当したことについては、不適当とはいえない。

(19) 県外講演会に係る意見広告

当該支出は、関係人の説明及び関係書類から、遠隔地で行われた安全保障問題に関する講演会のプログラムに掲載する意見広告料と認められる。

手引では、広報費について、3(4)使途項目ごとの具体例において、「会派又は議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費（県民の意見を議会活動に反映させることを目的として実施するもの）」とした上で、会派広報誌等の発行などを例示し、また、同4(2)では、政務調査費を充当する範囲について、「調査研究に直接必要とする経費に限られ、」と規定している。

安全保障問題が県政に関わるものであることは認められるものの、本件広告が県民の意見を議会活動に反映させることを目的として実施した直接必要とする経費と考えることはできない。

したがって、当該支出に政務調査費を充当したことについては、手引に照らして不適当といわざるを得ない。

付言 議会に対する要望

政務活動費（政務調査費）は、県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進に必要な活動のため、有効かつ適正に活用されるべきものである。

一方で、政務活動費の支出（充当）に当たっては、原資が公金である以上、一定の制約があるものであり、議員としての活動に対する県民の理解を深めるためにも、各議員が政務活動費充当の妥当性について十分な説明責任を果たすことが求められる。

しかしながら本件請求に係る監査において、県議会が自ら定め、県民に公開されている手引の規定と乖離する支出が多くみられたことから、議会及び議長並びに各会派及び議員各位においては、以下の事項に取り組まれるよう強く要望する。

1 議会においては、政務活動費の使途に関して議会改革推進会議の議論を通じて、手引で定める「政務活動費を充てることができる経費の範囲」等の明確化に取組まれているが、政務活動に係る収支報告書等のインターネット利用による公開が始まることも契機として、政務活動費の制度の改革及び運用の改善をさらに推し進めること。

特に、支出の判断基準となる手引と実際の充当に乖離がみられる懇談会等への参加費や団体への年会費については、どのような場合に充当が認められるか、可能な限り具体的に明示する必要がある。手引に定める文言の解釈の統一や具体的な事例の検討を通じたQ&Aの整備なども必要と思われる。また、政務活動との関係において支出の合理性が県民に分かる報告書の作成を義務付けるなどの対応も併せて検討されたい。

2 議長及びその補助執行者である議会事務局においては、政務活動費の支出に係る指導及び調査機能の一層の充実・強化を図り、政務活動費の適正な執行に努められたい。

3 各会派及び議員各位においては、議会自らが定めた手引に照らして、より一層適正な運用を図るとともに、県民の視点に立った説明責任を果たされたい。

精査請求書で請求人が主張する議員ごとの不当な支出一覧

(単位:円)

請求No.	議員名	支出年月日	不当な支出と主張する額	使途項目	支出先	内容	主張内容
に(1) 1	石川利一議員	24. 4. 12	35,746	調査研究費	日本会議地方議員連盟研修費	日本会議地方議員連盟研修費3,666円、旅費32,080円	
に(1) 2	石川利一議員	24. 4. 20	5,000	調査研究費	神奈川県議員連絡協議会本部議員連絡協議会年会費	再起の無い会費	
に(1) 3	石川利一議員	24. 5. 13	3,333	調査研究費	副干事他執行部との懇談会会費	副干事他執行部との懇談会会費	
に(1) 4	石川利一議員	24. 6. 28	5,000	調査研究費	金額のみで支給された懇談会会費	金額のみで支給された懇談会会費	
に(1) 5	石川利一議員	24. 7. 2	5,000	調査研究費	官房県議会「知新会(9/1開催)会費	官房県議会「知新会(9/1開催)会費	
に(1) 6	石川利一議員	24. 8. 20	3,333	調査研究費	地域経済を語る会宮城県議会有志の会懇談会費	地域経済を語る会宮城県議会有志の会懇談会費	
に(1) 7	石川利一議員	24. 9. 21	4,000	調査研究費	官房県議会事務局次長兼総務課長	官房県議会事務局次長兼総務課長	
に(1) 8	石川利一議員	24. 9. 28	4,000	調査研究費	官房県議会事務局次長兼総務課長	官房県議会事務局次長兼総務課長	
に(1) 9	石川利一議員	24. 10. 9	4,000	調査研究費	一九会会長	一九会会長	
に(1) 10	石川利一議員	24. 10. 12	814	調査研究費	県務部幹部との懇談会会費	県務部幹部との懇談会会費	
に(1) 11	石川利一議員	24. 11. 1	3,333	調査研究費	意見交換会会費666円、旅費1,484円	意見交換会会費666円、旅費1,484円	
に(1) 12	石川利一議員	24. 11. 19	4,800	調査研究費	意和治郎と真護の会世話人	意和治郎と真護の会世話人	
に(1) 13	石川利一議員	24. 12. 27	4,814	調査研究費	11~6~水産漁港課との懇談会会費用	11~6~水産漁港課との懇談会会費用	
に(1) 14	石川利一議員	25. 1. 31	5,480	調査研究費	県議会議会OB会会費814円	県議会議会OB会会費814円	
に(1) 15	石川利一議員	25. 3. 4	3,333	調査研究費	宮城県議員会議員会会費	宮城県議員会議員会会費	
に(1) 16	石川利一議員	25. 3. 5	5,000	調査研究費	県議会議員会議員会会費	県議会議員会議員会会費	
に(1) 17	石川利一議員	25. 3. 12	2,000	調査研究費	宮城県議員会議員会会費	宮城県議員会議員会会費	
に(1) 18	石川利一議員	25. 3. 15	5,000	調査研究費	光輝会会長	第11回「光輝会」懇談会会費	
に(1) 19	石川利一議員	25. 3. 19	4,666	調査研究費	県議会議長、県執行部との懇談会会費	県議会議長、県執行部との懇談会会費	
合計			108,632				
に(2) 1	長谷川教諭員	24. 4. 12	35,697	調査研究費	日本会議地方議員連盟	研修費1,000円、旅費34,697円	
に(2) 2	長谷川教諭員	24. 4. 20	5,000	調査研究費	日本会議地方議員連盟宮城県本部議員連絡協議会	日本会議地方議員連絡協議会会費	
に(2) 3	長谷川教諭員	24. 6. 4	3,333	調査研究費	宮城県政公報会会長	日本会議地方議員連絡協議会会費	
に(2) 4	長谷川教諭員	24. 6. 27	10,000	調査研究費	日本会議公報系	日本会議公報系	
に(2) 5	長谷川教諭員	24. 7. 2	5,000	調査研究費	一九会会長	教育厅執行部との懇談会会費	
に(2) 6	長谷川教諭員	24. 7. 3	2,000	調査研究費	医師会会員登録	教育厅執行部との懇談会会費	
に(2) 7	長谷川教諭員	24. 7. 4	1,000	調査研究費	県議会議員会会費	歯科別会員登録	
に(2) 8	長谷川教諭員	24. 7. 4	10,000	調査研究費	宮城県議員会議員会会費	県北議員会議員会会費	
に(2) 9	長谷川教諭員	24. 7. 5	10,000	調査研究費	宮城県議員会議員会会計	宮城県議員会議員会会費	
に(2) 10	長谷川教諭員	24. 8. 20	3,333	調査研究費	一九会会長	全額みやぎ幹新政との懇談会会費	
に(2) 11	長谷川教諭員	24. 9. 28	4,000	調査研究費	地域経済を語る会宮城県議會有志の会	地城経済を語る会宮城県議會有志の会懇談会費	
に(2) 12	長谷川教諭員	24. 10. 5	3,333	調査研究費	「能谷大ヒヨク議会議員会会費	「能谷大ヒヨク議会議員会会費	
に(2) 13	長谷川教諭員	24. 10. 9	4,000	調査研究費	黒崎幹部幹部との懇談会会費	黒崎幹部幹部との懇談会会費	
に(2) 14	長谷川教諭員	24. 11. 1	3,333	調査研究費	參照会議員会会費	參照会議員会会費	
に(2) 15	長谷川教諭員	25. 1. 14	4,000	調査研究費	宮城県議員会議員会会長	宮城県議員会議員会会長	
に(2) 16	長谷川教諭員	25. 3. 4	3,333	調査研究費	県議会議員会議員会会長	県議会議員会議員会会長	
に(2) 17	長谷川教諭員	25. 3. 12	2,000	調査研究費	宮城県議員会議員会会長	宮城県議員会議員会会長	
に(2) 18	長谷川教諭員	25. 3. 19	4,666	調査研究費	県議会議員会議員会会長	県議会議員会議員会会長	
に(2) 19	長谷川教諭員	25. 3. 8	10,000	調査研究費	県北議員会議員会会長	県北議員会議員会会長	
に(3) 1	佐々木幸士議員	24. 4. 4	1,785	資料購入費	自民党サークルセントー	書類代「童光美連合会に墨も芯られた男」	
に(3) 2	佐々木幸士議員	24. 4. 12	3,2940	調査研究費	日本会議地方議員連盟	研究費11,000円、旅費31,940円	
に(3) 3	佐々木幸士議員	24. 4. 15	866	調査研究費	土井どまる連合後援会チャレンジ21	土井どまる連合後援会チャレンジ21	
に(3) 4	佐々木幸士議員	24. 4. 20	13,500	調査研究費	台湾研修費用	台湾研修費用	
に(3) 5	佐々木幸士議員	24. 5. 10	5,000	調査研究費	㈱トライルの旅 Com	くまがいへん後援会会費	
に(3) 6	佐々木幸士議員	24. 6. 4	11,400	調査研究費	ユニオンツアーコンサルティング(有)	韓国語水準監査会への訪問団派遣費	
に(3) 7	佐々木幸士議員	24. 6. 25	5,000	調査研究費	日韓親善宮城県議員連盟会長	「ソウルオブ東北 東北の食を守ろう」●●氏との懇談会	
に(3) 8	佐々木幸士議員	24. 6. 29	10,000	調査研究費	宮城県議員連盟会長	宮城県議員連盟会長	
に(3) 9	佐々木幸士議員	24. 7. 2	5,000	調査研究費	一九会会長	教育厅執行部との懇談会会費	
に(3) 10	佐々木幸士議員	24. 7. 19	3,333	調査研究費	自由民主党宮城県青年議員連盟	平成24年度終会会費	

請求№	議員名	支出年月日	不当な支出と主張する額	使途項目	支出先	内容	主張内容
に(3) 11	佐々木幸士議員	24. 7. 25	5,000	調査研究費	土井とおる連合後援会チラシジ21	上井とおる連合後援会チラシジ21 第4回東北フロック青年部・青年局合司研修会・「夕食懇親会」会費2,666円、旅費666円	
に(3) 12	佐々木幸士議員	24. 8. 1	3,332	調査研究費	自由民主党宮城県支部連合会	会費2,666円、旅費666円	
に(3) 13	佐々木幸士議員	24. 8. 20	3,333	調査研究費	一九会会長	会費2,666円、旅費666円	
に(3) 14	佐々木幸士議員	24. 10. 5	3,333	調査研究費	くまがい大後援会会長	会費2,666円、旅費666円	
に(3) 15	佐々木幸士議員	24. 10. 9	4,000	調査研究費	一九会会長	会費2,666円、旅費666円	
に(3) 16	佐々木幸士議員	24. 10. 19	6,000	資料購入費	日本青年協議会	「祖国と青年」講読料	「祖国と青年」3つの特徴。1.皇室を中心とした日本の國柄について提唱します。2.韓国の英豪の心を青少年年に伝えます。3.真正保守の理念に基づく国家構想を提唱します。どあり、政務調査活動に必要な資料とは考えられない。
に(3) 17	佐々木幸士議員	24. 11. 1	3,333	調査研究費	豊知治郎ヒヨウ講の会会費		
に(3) 18	佐々木幸士議員	24. 11. 6	3,333	調査研究費	豊知治郎ヒヨウ講の会会費		
に(3) 19	佐々木幸士議員	24. 11. 27	10,000	調査研究費	神道政治連盟宮城県本部	平成24年度特別会員会費	
に(3) 20	佐々木幸士議員	24. 12. 27	4,000	調査研究費	一九会会長	県議生活部幹部との懇談会会費	
に(3) 21	佐々木幸士議員	25. 1. 11	5,000	調査研究費	一九会会長	県議会議員バーティーの会費	
に(3) 22	佐々木幸士議員	25. 1. 14	4,000	調査研究費	宮城県隊友会会長	宮城県隊友会新年会会費	
に(3) 23	佐々木幸士議員	25. 1. 19	2,000	調査研究費	建国記念の日を祝う宮城県民大会実行委員会	新年会会費	
に(3) 24	佐々木幸士議員	25. 2. 4	3,333	調査研究費	宮城県第一選舉区支部	会員登録料	
に(3) 25	佐々木幸士議員	25. 2. 12	4,000	調査研究費	宮城県不動産政治連盟運賃会長	報酬金	
に(3) 26	佐々木幸士議員	25. 2. 20	3,333	調査研究費	東北電力との意見交換会会費	東北電力	
に(3) 27	佐々木幸士議員	25. 3. 4	3,333	調査研究費	県議会事務局長ヒヨウ講懇談会会費	県議会事務局長ヒヨウ講懇談会会費	
に(3) 28	佐々木幸士議員	25. 3. 11	3,333	調査研究費	時局講演会懇親会会費	時局講演会懇親会会費	
に(3) 29	佐々木幸士議員	25. 3. 12	2,000	調査研究費	宮城県薬剤師連盟との意見交換会会費	宮城県薬剤師連盟と意見交換会会費	
に(3) 30	佐々木幸士議員	25. 3. 17	2,666	調査研究費	研修費	研修費	
計			165,933				
に(4) 1	村上智行議員	24. 4. 12	35,413	調査研究費	日本企説地方議員連盟	研修費3,333円、旅費32,080円	
に(4) 2	村上智行議員	24. 4. 20	13,500	調査研究費	燃トーラベル・ガム	台湾研修費用	
に(4) 3	村上智行議員	24. 5. 10	5,000	調査研究費	くまがい大後援会会長	くまがい大後援会会費	
に(4) 4	村上智行議員	24. 6. 4	3,393	調査研究費	宮城県理政会会長	県議会議員問題懇談会会費	
に(4) 5	村上智行議員	24. 6. 12	10,000	調査研究費	隊友会会長	隊友会会費	
に(4) 6	村上智行議員	24. 7. 19	3,333	調査研究費	平成24年度会員会費	平成24年度会員会費	
に(4) 7	村上智行議員	24. 7. 22	13,950	調査研究費	日本企説地方議員連盟	宮城県企説地方議員連盟研究会会員料	
に(4) 8	村上智行議員	24. 9. 7	5,000	調査研究費	国政報告会代	国政報告会代	
に(4) 9	村上智行議員	24. 9. 28	2,000	調査研究費	県政推進の会幹事長	県政推進の会幹事長	
に(4) 10	村上智行議員	24. 10. 9	4,000	調査研究費	一九会会長	県政推進の会幹事長	
に(4) 11	村上智行議員	24. 11. 1	3,333	調査研究費	自由民主党宮城県民大会議員連盟	北海道・東北フロック議員連盟幹事長代	
に(4) 12	村上智行議員	24. 11. 15	3,333	調査研究費	名取研究会	11/6～水産漁業連盟幹事会会費	
に(4) 13	村上智行議員	24. 11. 19	4,800	調査研究費	宮城県農業技術師連盟	宮城県農業技術師連盟幹事会会費	
に(4) 14	村上智行議員	24. 12. 8	2,000	調査研究費	みやざきハイオク研究会会長	みやざきハイオク研究会会長	
に(4) 15	村上智行議員	24. 12. 21	3,333	調査研究費	一九会会長	県議会議員懇談会会費	
に(4) 16	村上智行議員	24. 12. 27	4,000	調査研究費	宮城県議員連盟	新年会会費	
に(4) 17	村上智行議員	25. 1. 19	2,000	調査研究費	宮城県隊友会会長	宮城県隊友会会費	
に(4) 18	村上智行議員	25. 1. 14	4,000	調査研究費	宮城県議員連盟	県議会議員連盟との意見交換会会費	
に(4) 19	村上智行議員	25. 3. 4	3,333	調査研究費	一九会会長	黒議会議員連盟との意見交換会会費	
に(4) 20	村上智行議員	25. 3. 5	5,000	調査研究費	宮城県議員連盟	時局講演会懇親会会費	
に(4) 21	村上智行議員	25. 3. 11	3,333	調査研究費	宮城県議員連盟	宮城県議員連盟の会長	
に(4) 22	村上智行議員	25. 3. 12	2,000	調査研究費	黒議会議員連盟	黒議会議員連盟との意見交換会会費	
に(4) 23	村上智行議員	25. 3. 19	4,666	調査研究費	一九会会長	黒議会議員連盟との意見交換会会費	
計			25,6160				
に(5) 1	細川雄一議員	24. 4. 12	36,122	調査研究費	日本企説地方議員連盟	研修費3,333円、旅費31,789円	
に(5) 2	細川雄一議員	24. 4. 20	13,500	調査研究費	燃トラベル・ガム	台湾研修費用	
に(5) 3	細川雄一議員	24. 6. 27	5,000	調査研究費	工ネルギー	再生可能エネルギー及び原子力発電についての意見交換会	
に(5) 4	細川雄一議員	24. 7. 2	5,000	調査研究費	一九会会長	教育官執行部との懇談会会費	
に(5) 5	細川雄一議員	24. 10. 18	3,333	調査研究費	石川みづじろう後援会	「石川みづじろうと話す夕べ」会費	
に(5) 6	細川雄一議員	24. 10. 5	3,333	調査研究費	「熊谷大ヒヨウ講懇談会会費	「熊谷大ヒヨウ講懇談会会費	

請求№	議員名	支出年月日	不当な支出と主張する額	使途項目	支出先	内容	主張内容
に(5) 7	細川雄一議員	24. 10. 9	調査研究費	九会会長	県松島部幹部との懇談会会費		
に(5) 8	細川雄一議員	24. 12. 27	4,000	調査研究費	宮城県隊友会会長	県選出生手部幹部との懇談会会費	
に(5) 9	細川雄一議員	25. 1. 14	4,000	調査研究費	宮城県隊友会新年度会費	宮城県隊友会新年度会費	
に(5) 10	細川雄一議員	25. 1. 19	2,407	調査研究費	建国記念の日を祝う宮城県民大会実行委員会	新年会会費2,000円、旅費407円	
		24. 5. 30	10,000	調査研究費	月曜会	異業種交流会(5月、6月分)	
に(5) 11	細川雄一議員	24. 7. 31	10,000	調査研究費	月曜会	異業種交流会(7月、8月分)	「ゲッショウカイ及びケイザワーラム21」に開催したと考へられる異業種交流会の記述が実績報告書で確認できいため不當な支出と考える。
		24. 12. 27	10,000	調査研究費	月曜会	異業種交流会(9月、10月分)	
		24. 12. 27	40,000	調査研究費	経済フォーラム21	異業種交流会年会費(半期別平成24年7月～12月)	
に(6) 1	高橋伸二議員	計	149,605	研修費	日本企画地方議員連盟	研修費1,000円、旅費31,669円	
に(6) 2	高橋伸二議員	24. 4. 12	32,669	調査研究費	自由民主党宮城県支部連合会	「宮城未来塾生と党所属議員との懇親・交流会」会費	
に(6) 3	高橋伸二議員	24. 6. 4	42,250	調査研究費	ユニオントリーアンサルティング(有)	韓国麗水博覧会調査キャラバン料	
に(6) 4	高橋伸二議員	24. 6. 30	10,000	調査研究費	宮城県容認議員連盟会計	宮城県容認議員連盟平成24年度年会費	
に(6) 5	高橋伸二議員	24. 6. 28	5,000	調査研究費	光隆会事務局	副知事他執行部との懇談会会費	
に(6) 6	高橋伸二議員	24. 6. 27	2,000	調査研究費	工部課議員連盟会代表幹事会	再生可能エネルギー及び原子力発電についての意見交換会	
に(6) 7	高橋伸二議員	24. 7. 19	3,333	調査研究費	自由民主党宮城県青年議員連盟	平成24年度懇談会会費	
に(6) 8	高橋伸二議員	24. 7. 11	3,333	調査研究費	宮城県東室蘭市議員連盟委員長	柔道整復師会懇談会会費	
に(6) 9	高橋伸二議員	24. 7. 2	5,000	調査研究費	一丸会会長	教育庁執行部との懇談会会費	
に(6) 10	高橋伸二議員	24. 8. 20	3,333	調査研究費	全農みやぎ青森県との懇談会会費		
に(6) 11	高橋伸二議員	24. 9. 9	3,333	調査研究費	小林正一氏就職記念祝賀会発起人代表	小林正一氏就職記念祝賀会会費	
に(6) 12	高橋伸二議員	24. 10. 9	4,000	調査研究費	県経営幹部との懇談会会費	県経営幹部との懇談会会費	
に(6) 13	高橋伸二議員	24. 12. 27	4,000	調査研究費	県環境生活部幹部との懇談会会費	県環境生活部幹部との懇談会会費	
に(6) 14	高橋伸二議員	25. 1. 14	6,886	調査研究費	宮城県隊友会新年度会費4,000円、旅費2,886円	宮城県隊友会新年度会費4,000円、旅費2,886円	
に(6) 15	高橋伸二議員	25. 1. 19	2,000	調査研究費	安藤徹也後援会会長	新年度会費2,000円	
に(6) 16	高橋伸二議員	25. 1. 27	1,000	調査研究費	安藤徹也後援会会長	安藤徹也後援会意見交換会	
に(6) 17	高橋伸二議員	25. 3. 4	3,333	調査研究費	県議会会員意見交換会	県議会会員意見交換会	
に(6) 18	高橋伸二議員	25. 3. 5	5,000	調査研究費	宮城県議会会員議員会会長	県議会会員意見交換会	
に(6) 19	高橋伸二議員	25. 3. 11	6,145	調査研究費	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	時局講演会懇談会への意見交換会会費	
に(6) 20	高橋伸二議員	25. 3. 12	2,000	調査研究費	宮城県議会連盟会長	宮城県議会連盟会長	
に(6) 21	高橋伸二議員	25. 3. 25	3,333	調査研究費	日本の水産業の未来を考える会会長	日本の水産業の未来を考える会会費	
に(6) 22	高橋伸二議員	24. 5. 10	5,000	調査研究費	くまかいく大後援会会長	くまかいく大後援会会費	
計		157,281				計2のみ計上((に6-22は請求書にはない))	
に(7) 1	菊地恵一議員	24. 4. 12	31,309	調査研究費	日本企画地方議員連盟	研修費1,000円、旅費34,309円	
に(7) 2	菊地恵一議員	24. 4. 20	5,000	調査研究費	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	
に(7) 3	菊地恵一議員	24. 4. 20	13,500	調査研究費	株式会社ブルーム Com	台湾研修費用	
に(7) 4	菊地恵一議員	24. 5. 9	2,000	調査研究費	宮城県看護連盟	宮城県看護連盟平成24年度会費	
に(7) 5	菊地恵一議員	24. 5. 14	10,000	調査研究費	日本企画連系	日本企画連系	
に(7) 6	菊地恵一議員	24. 6. 4	11,400	調査研究費	ユニオントリーアンサルティング(有)	韓国議員団への訪問団派遣費用	
に(7) 7	菊地恵一議員	24. 6. 4	3,333	調査研究費	宮城県議会会長	宮城県議会会長	
に(7) 8	菊地恵一議員	24. 6. 25	5,000	調査研究費	日韓親善宮城県議員連盟会長	日韓親善宮城県議員連盟会長	
に(7) 9	菊地恵一議員	24. 6. 27	5,000	調査研究費	工ノベルtyーの懇談会代表幹事	再生可能エネルギー及び原子力発電についての意見交換会	
に(7) 10	菊地恵一議員	24. 7. 2	5,000	調査研究費	一丸会会長	一丸会会長	
に(7) 11	菊地恵一議員	24. 7. 4	10,000	調査研究費	県北議員会会長	県北議員会会長	
に(7) 12	菊地恵一議員	24. 7. 5	10,000	調査研究費	宮城県委嘱議員連盟会計	宮城県議員連盟会計	
に(7) 13	菊地恵一議員	24. 7. 11	3,333	調査研究費	宮城県県道整備修復会議委員長	柔道整復師会懇談会会費	
に(7) 14	菊地恵一議員	24. 8. 4	2,666	調査研究費	宮城県古川高等学校校長	平成24年度絆会会費	
に(7) 15	菊地恵一議員	24. 8. 20	3,333	調査研究費	二丸会会長	同窓会会費	
に(7) 16	菊地恵一議員	24. 8. 31	3,333	調査研究費	東北学院同窓会大崎支那支部	同窓会費は私的活動経費で不當な支出である。	

請求番号	議員名	支出年月日	不当な支出と主張する額	使途項目	支出先	内容	主張内容
に(7) 17	菊地恵一議員	24. 9. 19	10,000	調査研究費	宮城県隊友会 宮城県隊友会大崎支部会長	特別会員会費	
に(7) 18	菊地恵一議員	24. 9. 19	10,000	調査研究費	宮城県隊友会大崎支部会長	助会員会費	
に(7) 19	菊地恵一議員	24. 9. 28	2,000	調査研究費	宮城県区推進の会幹事長	県政推進にかかる研修会費	
に(7) 20	菊地恵一議員	24. 10. 4	10,000	調査研究費	県北議員会会長	県北議員会会費	
に(7) 21	菊地恵一議員	24. 10. 9	4,000	調査研究費	県総務部幹部との懇談会費	県総務部幹部との懇談会費	
に(7) 22	菊地恵一議員	24. 10. 10	3,333	調査研究費	環境・エネルギー講員連盟幹事長	環境・エネルギー講員連盟幹事会費	
に(7) 23	菊地恵一議員	24. 10. 12	2,200	調査研究費	自由民主党宮城県第三選挙区支部長	意見交換会費	
に(7) 24	菊地恵一議員	24. 10. 18	3,333	調査研究費	石川みづじろうと語るタバベ会費	「石川みづじろうと語るタバベ」会費	
に(7) 25	菊地恵一議員	24. 10. 24	4,666	調査研究費	県立吉川高等学校同窓会	経済参加部と異議の会会費	経済参加部と異議の会会費
に(7) 26	菊地恵一議員	24. 11. 1	11,333	調査研究費	愛知県の会会員	愛知県の会会員	愛知県の会会員
に(7) 27	菊地恵一議員	24. 11. 6	11,333	調査研究費	宮城県不動産政治連盟会長	懇親会費3,333円、代行代8,000円	懇親会費3,333円、代行代8,000円
に(7) 28	菊地恵一議員	24. 11. 11	2,000	調査研究費	古川商工会議所	「会員のつどい」交流懇親会会費	
に(7) 29	菊地恵一議員	24. 11. 29	1,333	調査研究費	古川青申告会	懇親会参加費	
に(7) 30	菊地恵一議員	24. 12. 30	4,000	調査研究費	大崎市古川觀光物産協会	平成24年度会費	
に(7) 31	菊地恵一議員	24. 12. 27	4,000	調査研究費	一九会会長	県環境生活部幹部との懇談会会費	
に(7) 32	菊地恵一議員	25. 1. 4	2,150	資料購入費	セブン-イレブン古川慈波7丁目店	週刊現代400円、週刊ボストン550円、ターザン780円	調査研究活動に対する有用性が低く、調査研究活動に直接必要なものとは考えられない。
に(7) 33	菊地恵一議員	25. 1. 14	4,000	調査研究費	宮城県隊友会新年祝賀会会費	トムソン780円	
に(7) 34	菊地恵一議員	25. 1. 19	2,000	調査研究費	宮城県記念の日を祝う宮城県民大会実行委	自営業に係わる年会費は、議員の個人的費用で不必要な支出である。	
に(7) 35	菊地恵一議員	25. 1. 19	6,000	調査研究費	公益社団法人 大崎法人会	年会費	
に(7) 36	菊地恵一議員	25. 2. 16	3,333	調査研究費	民主党三本木支部幹会員負担金	平成24年度度自民党三本木支部幹会員負担金	
に(7) 37	菊地恵一議員	25. 2. 20	3,333	調査研究費	東北電力との意見交換会費	平成24年度度自民党三本木支部幹会員負担金	
に(7) 38	菊地恵一議員	25. 2. 28	11,100	調査研究費	東北電力日本旅行東北	1/24～お津町田旅館	
に(8) 1	寺澤正志議員	24. 4. 12	24,3,654	調査研究費	日本全国議員連盟	研修費1,000円、旅費32,080円	
に(8) 2	寺澤正志議員	24. 5. 10	5,000	調査研究費	日本全国議員連盟大後援会会長	まちがい大後援会会長	
に(8) 3	寺澤正志議員	24. 6. 29	10,000	調査研究費	宮城県議員連盟会計	宮城県議員連盟会計	
に(8) 4	寺澤正志議員	24. 7. 29	5,000	調査研究費	教育庁執行部との懇談会会費	教育庁執行部との懇談会会費	
に(8) 5	寺澤正志議員	24. 7. 11	3,333	調査研究費	宮城県差整部幹事会委員長	差整部幹事会委員長	
に(8) 6	寺澤正志議員	24. 8. 20	3,333	調査研究費	一九会会長	差整部幹事会委員長	
に(8) 7	寺澤正志議員	24. 9. 28	2,000	調査研究費	宮城県区推進の会幹事長	県政推進にかかる研修会費	
に(8) 8	寺澤正志議員	24. 9. 16	851	旅費	目的地多賀城市25km	ネットのルート案内によれば、多賀城市〇〇～多賀城市文化センターは片道1km往復2kmで74円、925−74=851が不當な支出である。なぜ移動距離が25kmになるのが不明である。	
に(8) 9	寺澤正志議員	24. 9. 30	777	旅費	目的地七ヶ浜町50km	ネットのルート案内によれば、多賀城市〇〇～七ヶ浜町御林（日本通運アパート）は片道5、4kmで往復10、8km。また、多賀城市〇〇～七ヶ浜町（多賀城市から最も遠い代賀海岸の東北電力仙台火力発電所）は片道8、8kmで往復17、6km。多賀城市～七ヶ浜町を繰り返した場合、それぞれ11km、18kmとして合計29kmの1,073円。したがって、1,850−1,073=777が不當な支出である。	
に(8) 10	寺澤正志議員	24. 10. 9	4,000	調査研究費	一九会会長	県総務部幹部との懇談会会費	
に(8) 11	寺澤正志議員	24. 11. 1	3,333	調査研究費	石川みづじろうと語るタバベ後援会	「石川みづじろうと語るタバベ」会費	
に(8) 12	寺澤正志議員	24. 11. 19	4,800	調査研究費	名鉄軽井沢サービスセンター	愛知合駅・県議の会世話人連盟招致費用	
に(8) 13	寺澤正志議員	25. 3. 4	3,333	調査研究費	一九会会長	県議会事務局長との懇談会会費	
に(8) 14	寺澤正志議員	25. 3. 12	2,000	調査研究費	宮城県議員連盟幹事長	宮城県議員連盟幹事長再開発を考える県議会会員	
に(8) 15	寺澤正志議員	25. 3. 13	4,000	調査研究費	鐵道会員会事務局幹事長再開発を考える会事務局	意見交換会会費	
に(8) 16	寺澤正志議員	25. 3. 19	4,866	調査研究費	一九会会長	県議会議長、県執行部との懇談会会費	
に(8) 17	寺澤正志議員	25. 3. 19	92,639				

請求№	議員名	支出年月日	不适当な支出と主張する額	使途項目	支出先	内容	主張内容
に(11) 26	石川光次郎議員	24. 10. 6	10,000 調査研究費	宮城青年防衛協議会会長	全国防衛協議会連合青年部会第12回研修大会登録料	防衛問題は、県政に關係ない事項で調査研究費の支出は不当な支出である。	
に(11) 27	石川光次郎議員	24. 11. 1	3,333 調査研究費	愛知治郎と県議の会世話人	愛知治郎と県議の会世話人	愛知治郎と県議の会世話人	
に(11) 28	石川光次郎議員	24. 11. 19	4,800 調査研究費	名呂親親光サービス株仙台支店	11／6～水産漁港整備課意見交換会会費	11／6～水産漁港整備課意見交換会会費	
に(11) 29	石川光次郎議員	24. 12. 21	3,333 調査研究費	みやきハーバード研究所会会長	みやきハーバード研究所会会長	みやきハーバード研究所会会長	
に(11) 30	石川光次郎議員	25. 1. 11	5,000 調査研究費	ティクレーム	2013年「新春の嬉しいハーバードの会費」	政治資金ハーバードの会費	
に(11) 31	石川光次郎議員	25. 1. 14	4,532 調査研究費	宮城県隊友会会長	宮城県隊友会新年祝賀会費4,000円、旅費592円	宮城県隊友会新年祝賀会費	
に(11) 32	石川光次郎議員	25. 1. 19	2,000 調査研究費	宮城県ビルメンテナント政治運営監視事長	宮城県会会費	宮城県会会費	
に(11) 33	石川光次郎議員	25. 1. 29	5,000 調査研究費	今野たかよし議員生活25周年感謝の集会費	新春賀詞交換会会費	新春賀詞交換会会費	
に(11) 34	石川光次郎議員	25. 2. 11	5,000 調査研究費	い実行委員会	経験会費	経験会費	
に(11) 35	石川光次郎議員	25. 2. 12	4,000 調査研究費	宮城県不動産政治運営監視会長	平成22年度宮城青年防衛協議会新年会会費	防衛問題は、県政に關係ない事項で調査研究費の支出は不当な支出である。	
に(11) 36	石川光次郎議員	25. 2. 14	2,000 調査研究費	宮城青年防衛協議会会長	飲食代(佐藤章治氏を懇ぶ金)	故人を懇ぶ金は、議員の私的な費用で不当な支出である。	
に(11) 37	石川光次郎議員	25. 2. 15	2,000 調査研究費	BOUCHONワインハウスワークショップ	年会費(H24.4～H25.)		
に(11) 38	石川光次郎議員	25. 2. 26	10,000 調査研究費	宮城県隊友会会長	時局講演会懇親会会費		
に(11) 39	石川光次郎議員	25. 3. 11	3,333 調査研究費	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	宮城県葉列師連盟との意見交換会会費		
に(11) 40	石川光次郎議員	25. 3. 12	2,000 調査研究費	宮城県農業耕作組合連盟と支那の銀團の会会長	意見交換会会費		
に(11) 41	石川光次郎議員	25. 3. 13	4,000 調査研究費	鉄鋼専門会館再開発を考える会会事務局	日本水産業の未来を考える会意見交換会会費		
に(11) 42	石川光次郎議員	25. 3. 15	3,333 調査研究費	日本水産業の未来を考える会会事務局	第11回「光輝会」懇親会会費		
に(11) 43	石川光次郎議員	25. 3. 15	5,000 調査研究費	光輝会会員	第11回「光輝会」懇親会会費		
に(11) 44	石川光次郎議員	25. 3. 16	5,000 調査研究費	愛知治郎後援会早春の集い実行委員会	愛知治郎後援会早春の集い会費		
に(11) 45	石川光次郎議員	25. 3. 16	10,000 調査研究費	仙台教文交換会議員懇親会	25年度会費		
に(12) 1	川勝弘美議員	24. 6. 4	1,400 調査研究費	ユニオンツアーコンサルティング(有)	韓国慶水博覧会への訪問開催旅費		
	計		1,400				
に(13) 1	佐藤光裕議員	24. 6. 4	3,333 調査研究費	ユニオンツアーコンサルティング(有)	韓国慶水博覧会への訪問開催旅費		
に(13) 2	佐藤光裕議員	24. 11. 1	3,333 調査研究費	愛知治郎と県議の会世話人	愛知治郎と県議の会会費		
に(13) 3	佐藤光裕議員	24. 11. 6	3,333 調査研究費	宮城県不動産政治運営監視会長	愛知治郎と県議の会会費		
に(13) 4	佐藤光裕議員	25. 3. 12	2,000 調査研究費	宮城県葉列師連盟を支える県議の会会長	宮城県葉列師連盟との意見交換会会費		
	計		20,066				
に(14) 1	中嶋源一議員	25. 3. 11	3,333 調査研究費	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	時局講演会懇親会会費		
	計		3,333				
に(15) 1	木本忠一議員	24. 5. 10	35,900 調査研究費	㈱トラベル・旅.Com	台湾研修取消料64,000円、バス追加分7,800円		
	計		35,900				
に(15) 2	木本忠一議員	24. 7. 4	10,000 調査研究費	県北議員会会長	県北議員会会費(平成24年4～6月分)		
に(15) 3	木本忠一議員	24. 10. 4	10,000 調査研究費	県北議員会会長	県北議員会会費(平成24年7～9月分)		
に(15) 4	木本忠一議員	24. 10. 5	3,333 調査研究費	くまがい大後援会会長	県北議員会会費(平成24年7～9月分)		
に(15) 5	木本忠一議員	24. 11. 19	4,800 調査研究費	名呂親親光サービス株仙台支店	11／6～水産漁港整備課意見交換会会費		
に(15) 6	木本忠一議員	24. 11. 1	3,333 調査研究費	愛知治郎と県議の会世話人	愛知治郎と県議の会会費		
に(15) 7	木本忠一議員	25. 2. 28	11,100 調査研究費	日本旅行東北	1／24～訪韓团旅費		
に(15) 8	木本忠一議員	25. 3. 8	10,000 調査研究費	県北議員会会長	県北議員会会費(平成25年1月～3月分)		
に(15) 9	木本忠一議員	25. 3. 12	2,000 調査研究費	宮城県葉列師連盟を支える県議の会会長	宮城県葉列師連盟との意見交換会会費		
	計		90,466				
に(16) 1	長谷川洋一議員	24. 4. 12	33,738 調査研究費	日本会議地方議員連盟	研修費11,000円、旅費32,738円		
に(16) 2	長谷川洋一議員	24. 5. 28	10,000 調査研究費	宮城県農政会会長	特別会員会費		
に(16) 3	長谷川洋一議員	24. 10. 10	3,333 調査研究費	宮城県農政会会長	環境工ネルギー議員連盟議員会費		
に(16) 4	長谷川洋一議員	24. 11. 19	4,800 調査研究費	名呂親親光サービス株仙台支店	11／6～水産漁港整備課意見交換会会費		
に(16) 5	長谷川洋一議員	25. 1. 14	6,220 調査研究費	宮城県隊友会会長	宮城県隊友会新年祝賀会費4,000円		
に(16) 6	長谷川洋一議員	25. 2. 28	11,100 調査研究費	日本旅行東北	1／24～訪韓团旅費		
に(16) 7	長谷川洋一議員	25. 3. 5	5,000 調査研究費	宮城県農政会会長	県南議員会意見交換会会費		
に(16) 8	長谷川洋一議員	25. 3. 12	2,000 調査研究費	宮城県葉列師連盟との意見交換会会費	宮城県葉列師連盟との意見交換会会費		
	計		76,191				

請求№	議員名	支出年月日	不當な支出と主張する點	使途項目	支出先	内容	主張内容
に(17) 1	池田憲彦議員	24. 4. 12	33,198	調査研究費	日本会議地方議員連盟 神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	研修費1,000円、旅費32,198円	
に(17) 2	池田憲彦議員	24. 4. 20	5,000	調査研究費	日本会議地方議員連盟宮城県本部議員連絡協議会	年会費	くまがい大國政報告会会費
に(17) 3	池田憲彦議員	24. 5. 10	5,000	調査研究費	(まがい大後)議長会長		
に(17) 4	池田憲彦議員	24. 6. 23	3,333	調査研究費	明治大学校友会宮城県石巻支部	平成24年度懇親会(総会)会費	
に(17) 5	池田憲彦議員	24. 7. 4	10,000	調査研究費	県北議員会会長	県北議員会会費(平成24年4月～6月分)	平成25年1月19日の実績報告書に1件1時間の記載だけであります。
に(17) 6	池田憲彦議員	24. 8. 23	35,000	調査研究費	JOINUS21会長	H24年度(24.7～25.6)正会員年会費	他議員の異業種交流の費用を参考にすれば5,000円が妥当である。
に(17) 7	池田憲彦議員	24. 10. 4	10,000	調査研究費	県北議員会会長	県北議員会会費(平成24年7月～9月分)	
に(17) 8	池田憲彦議員	24. 10. 5	3,333	調査研究費	(まがい大後)議長会長	「能合大」と懇親会議員の会会費	
に(17) 9	池田憲彦議員	24. 10. 18	3,333	調査研究費	石川みづから後援会	「石川みづから」と語るタバペ会費	
に(17) 10	池田憲彦議員	24. 11. 19	4,800	調査研究費	名鉄講習会サービス仙台店	11～6～水産漁業振興監視委員会会費(平成25年1月～3月分)	
に(17) 11	池田憲彦議員	25. 3. 8	10,000	調査研究費	県北議員会会長	県北議員会会費(平成25年1月～3月分)	
に(17) 12	池田憲彦議員	25. 3. 12	2,000	調査研究費	宮城県業界師連盟を支える県議の会会長	宮城県業界師連盟との意見交換会会費	
計:							
に(18) 1	佐々木正治議員	24. 4. 20	124,997	調査研究費	トランベル旅 Com	台湾研修費用	
に(18) 2	佐々木正治議員	24. 4. 12	13,500	調査研究費	日本会議地方議員連盟	研修費1,000円、旅費32,500円	
に(18) 3	佐々木正治議員	24. 5. 11	4,666	調査研究費	宮城県議員会議長	会派会長懇親会会費	
に(18) 4	佐々木正治議員	24. 7. 4	10,000	調査研究費	県北議員会会長	県北議員会会費(平成24年4月～6月分)	
に(18) 5	佐々木正治議員	24. 8. 29	10,000	調査研究費	宮城県県友会大崎支部支部長	貧助会会員会費	
に(18) 6	佐々木正治議員	24. 8. 29	10,000	調査研究費	宮城県県友会会長	特別会員会費	
に(18) 7	佐々木正治議員	24. 9. 21	4,000	調査研究費	宮城県議員会会長	宮城県議員会会費(9/11開催)会費	
に(18) 8	佐々木正治議員	24. 10. 4	10,000	調査研究費	県北議員会会長	県北議員会会費(平成25年1月～9月分)	
に(18) 9	佐々木正治議員	24. 11. 19	4,800	調査研究費	名鉄観光サービス仙台店	11～6～水産漁業振興監視委員会会費	
に(18) 10	佐々木正治議員	24. 12. 2	3,333	調査研究費	守屋あや子	守屋あや子の学院創立15周年記念講壇発表会＆交流会参加会費	
に(18) 11	佐々木正治議員	24. 12. 21	3,333	調査研究費	みやざバイオ研究会会長	みやざバイオ研究会意見交換会会費	
に(18) 12	佐々木正治議員	25. 2. 18	4,666	調査研究費	宮城県議会議長	会派会長懇親会会費	
に(18) 13	佐々木正治議員	25. 3. 8	10,000	調査研究費	宮城県本部 神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	東北議員会会費	
に(18) 14	佐々木正治議員	25. 3. 11	3,333	調査研究費	宮城県業界師連盟を支える県議の会会長	時局講演会懇親会会費	
に(18) 15	佐々木正治議員	25. 3. 12	2,000	調査研究費	宮城県業界師連盟との意見交換会会費	宮城県業界師連盟との意見交換会会費	
計:							
に(19) 1	安部孝議員	24. 4. 20	5,000	調査研究費	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	年会費	
に(19) 2	安部孝議員	24. 5. 10	5,000	調査研究費	くまがい大後懇親会	くまがい大・国政報告会会費	
に(19) 3	安部孝議員	24. 5. 27	10,000	調査研究費	最慶寺仁義会会長	年会費	くまがい大後懇親会
に(19) 4	安部孝議員	24. 5. 27	1,333	調査研究費	自由民主党宮城県支部連合会	「宮城県未来熟誕生と当事者議員との懇親・交流会」会費	
に(19) 5	安部孝議員	24. 9. 25	3,333	調査研究費	藝術文化議員連盟会計	宮城県芸術協議会会費	
に(19) 6	安部孝議員	24. 10. 1	10,000	調査研究費	宮城県議員会議長	特別会員会費	
に(19) 7	安部孝議員	24. 10. 5	5,000	調査研究費	最慶寺仁義会会長	「熊谷大」と議員連携懇談会会費	
に(19) 8	安部孝議員	24. 10. 10	3,333	調査研究費	環境・エネルギー課長後援会	環境・エネルギー課長後援会会費	
に(19) 9	安部孝議員	24. 10. 18	3,333	調査研究費	石川みづから後援会	「石川みづから」と語るタバペ会費	
に(19) 10	安部孝議員	24. 10. 27	2,000	調査研究費	自由民主党宮城県支部連合会	「第1期宮城県米米宴交流・懇親会」会費	
に(19) 11	安部孝議員	24. 11. 1	3,333	調査研究費	愛知治郎ヒゲ懇親の会会費	愛知治郎ヒゲ懇親の会会費	
に(19) 12	安部孝議員	25. 1. 21	3,333	調査研究費	2013年公明党宮城県本部新喜賀詞文獻会	新喜賀詞文獻会費	
に(19) 13	安部孝議員	25. 2. 16	10,000	調査研究費	事行委員会	町政報告並びに新年会の会費5,000円、運送代行料5,000円	
に(19) 14	安部孝議員	25. 2. 18	4,666	調査研究費	幹事会	会派会長懇親会会費	
に(19) 15	安部孝議員	25. 2. 20	3,333	調査研究費	環境・エネルギー課長後援会	東北電力との意見交換会費	
に(19) 16	安部孝議員	25. 3. 9	2,666	調査研究費	㈱工場グランドホテル	会費(住宅関係の県内状況について説明会)	文具屋での購入できる汎用領収証で、しかも通し番号・連絡先電話番号などがない領収証は江陽グランドホテルの領収証とは考えられない。

請求No.	議員名	支出年月日	不當な支出と主張する額	使金項目	支出先	内容	主張内容
に(19) 17	安部孝議員	25. 3. 11	3,333 調査研究費	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会 神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会 宮城県業界別連盟を支える県議の会会長	時局講演会懇親会会費		
に(19) 18	安部孝議員	25. 3. 12	2,000 調査研究費	宮城県業界別連盟を支える県議の会会長	宮城県業界別連盟との意見交換会会費		
に(19) 19	安部孝議員	25. 3. 16	5,000 調査研究費	愛知治郎後援会・早春の集い委員会 自由民主党松島町支部部長	愛知治郎後援会・早春の集い会会費 研修費		
に(19) 20	計	25. 3. 31	2,000 調査研究費		87,996		
に(20) 1	皆川章太郎議員	24. 4. 12	34,516 調査研究費	日本会議地方議員連盟 神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会 宮城県看護連盟	研修費 1,000円、旅費 33,516円		
に(20) 2	皆川章太郎議員	24. 4. 20	5,000 調査研究費		年会費	(H24.4～H25.3)	
に(20) 3	皆川章太郎議員	24. 4. 24	2,000 調査研究費		年会費	(H24.4～H25.3)	
に(20) 4	皆川章太郎議員	24. 5. 9	10,000 調査研究費	公益社団法人モラロジー研究所	年会費	(H24.4～H25.3)	
に(20) 5	皆川章太郎議員	24. 5. 10	5,000 調査研究費		くまがい大國政報告会会費		
に(20) 6	皆川章太郎議員	24. 5. 11	4,666 調査研究費	幹事			
に(20) 7	皆川章太郎議員	24. 5. 30	2,000 調査研究費	加美郡神社総代連合会	平成24年度加美郡神社総代連合会会費		
に(20) 8	皆川章太郎議員	24. 6. 4	3,333 調査研究費	宮城県理恵会会長	頤問議員懇話会会費		
に(20) 9	皆川章太郎議員	24. 6. 4	11,400 調査研究費	ユニアード・ツーコンサルティング(有)	韓国議員水博覧会への訪問固派費		
に(20) 10	皆川章太郎議員	24. 6. 25	5,000 調査研究費	日韓親善宮城県議員連盟会長	ソウルオフ東北 東北の食を守らう ●●●氏との懇談会		
に(20) 11	皆川章太郎議員	24. 6. 28	5,000 調査研究費	宮城県医師会会員連盟	副知事也執行部との懇談会会費		
に(20) 12	皆川章太郎議員	24. 7. 3	2,000 調査研究費	宮城県歯科医師会連盟	ソウルオフ東北 東北の食を守らう ●●●氏との懇談会		
に(20) 13	皆川章太郎議員	24. 7. 4	10,000 調査研究費	宮城県看護師会会員連盟	副知事也執行部との懇談会会費		
に(20) 14	皆川章太郎議員	24. 7. 10	10,000 調査研究費	宮城県理恵会会員連盟	ソウルオフ東北 東北の食を守らう ●●●氏との懇談会		
に(20) 15	皆川章太郎議員	24. 8. 10	5,000 調査研究費	佐々木幸士 前後援会	宮城県理恵会会員連盟		
に(20) 16	皆川章太郎議員	24. 9. 25	3,333 調査研究費	宮城県文化振興会会員連盟	宮城県理恵会会員連盟		
に(20) 17	皆川章太郎議員	24. 9. 28	2,000 調査研究費	宮城県政連会会員連盟	宮城県理恵会会員連盟		
に(20) 18	皆川章太郎議員	24. 10. 4	10,000 調査研究費	宮城県議員会会長	県政推進会にかかる研究会費		
に(20) 19	皆川章太郎議員	24. 10. 5	3,333 調査研究費	くまがい大後援会会長	県北議員会費(平成24年7月～9月分)		
に(20) 20	皆川章太郎議員	24. 11. 1	3,333 調査研究費	「龍谷大」と黒崎会議員の会会費	「龍谷大」と黒崎会議員の会会費		
に(20) 21	皆川章太郎議員	24. 11. 6	3,333 調査研究費	愛知治郎と県議の会会費	愛知治郎と県議の会会費		
に(20) 22	皆川章太郎議員	24. 11. 18	5,000 調査研究費	宮城県不動産政治連盟会会長	都校のクラブに迎る会会費		
に(20) 23	皆川章太郎議員	24. 11. 19	3,333 調査研究費	東北学院大学学部会長	OB会費(浅野先生を講師に迎る会会費)		
に(20) 24	皆川章太郎議員	25. 2. 26	10,000 調査研究費	宮城県労働組合連合会会長	OB会費(浅野先生を講師に迎る会会費)		
に(20) 25	皆川章太郎議員	25. 3. 8	10,000 調査研究費	県北議員会会長	平成25年会員会費(平成25年7月～3月分)		
に(20) 26	皆川章太郎議員	25. 3. 11	3,333 調査研究費	神道政治連盟宮城県本部	県北議員会会長		
に(21) 1	小野塗議員	24. 4. 20	5,000 調査研究費	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	時局講演会懇親会会費		
に(21) 2	小野塗議員	24. 5. 10	5,000 調査研究費	宇多山理恵会長	くまがい大後援会会長		
に(21) 3	小野塗議員	24. 6. 4	11,400 調査研究費	ユニアード・ツーコンサルティング(有)	韓国議員水博覧会への訪問固派費		
に(21) 4	小野塗議員	24. 6. 22	10,000 調査研究費	宮城県隊友会会長	平成24年度特別会員会費・家賃寄附金		
に(21) 5	小野塗議員	24. 6. 25	5,000 調査研究費	日韓親善宮城県議員連盟会長	ソウルオフ東北 東北の食を守らう ●●●氏との懇談会		
に(21) 6	小野塗議員	24. 7. 5	10,000 調査研究費	宮城県理恵会議員懇談会	宮城県理恵会議員懇談会		
計			188,913		第11回光輝会・懇談会 25年度会費		

請求№	議員名	支出年月日	不当な支払する額 主張する額	使途項目	支出先	内容	主張内容
に(21) 7	小野隆議員	24. 7. 14	21,383	調査研究費	日本大學生物資源科學部校友會会長	平成24年度日本大學生物資源科學部校友會会費 3,333円、旅費18,050円	7月14日は、母校である日本大學生物資源科學部校友會会長 16条に基づく平成24年度通常総会が横浜市立大学NNUホールで 午後2時から開催された日である。その出席のために出した費用 は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(21) 8	小野隆議員	24. 7. 25	6,666	調査研究費	日本大學生物資源科學部校友會会長	平成24年度通常総会会費(7,000円)及び年会費(2,000円)	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(21) 9	小野隆議員	24. 9. 15	5,000	調査研究費	日本大學生物資源科學部(農獸医)校友會会長	日本大學生物資源科學部(農獸医)校友會会費 24年度通常総会会費	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(21) 10	小野隆議員	24. 9. 15	2,000	調査研究費	日本大學生物資源科學部(農獸医)校友會会長	日本大學生物資源科學部(農獸医)校友會会費 24年度通常総会会費	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(21) 11	小野隆議員	24. 9. 25	3,333	調査研究費	宮城県芸術協会等の懇談会費	宮城県芸術協会等の懇談会費 熊谷大ヒヨウ講演会議員の会会費	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(21) 12	小野隆議員	24. 10. 5	3,333	調査研究費	「能谷大ヒヨウ講演会議員の会会費	「能谷大ヒヨウ講演会議員の会会費 熊谷大ヒヨウ講演会議員の会会費	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(21) 13	小野隆議員	24. 11. 1	5,833	調査研究費	愛知治郎と県議の会世話人	愛知治郎と県議の会世話人 愛知治郎と県議の会世話人	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(21) 14	小野隆議員	24. 11. 17	3,333	調査研究費	ワインヒアフスーンティーを楽しむ会会費	ワインヒアフスーンティーを楽しむ会会費 1/2...訪韓団旅費	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(21) 15	小野隆議員	25. 2. 28	6,600	調査研究費	株日本旅行東北	株日本旅行東北 神道政治運営官僚県本部議員連絡協議会	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(21) 16	小野隆議員	25. 3. 11	3,333	調査研究費	台湾研修費用	台湾研修費用 時局講演会懇親会会費	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(21) 17	小野隆議員	25. 3. 12	2,000	調査研究費	宮城県業界師連盟との意見交換会会費	宮城県業界師連盟との意見交換会会費 意見交換会費4,000円、タクシー代2,330円	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(21) 18	小野隆議員	25. 3. 13	6,330	調査研究費	愛知治郎後援会早春の集い実行委員会	愛知治郎後援会早春の集い実行委員会 意見交換会費3,333円、駐車料金1,100円	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(21) 19	小野隆議員	25. 3. 16	4,433	調査研究費	東北支部総会会費	東北支部総会会費66円、タクシー代2,570円、地	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(21) 20	小野隆議員	25. 3. 25	3,333	調査研究費	自由民主党東北区支部	自由民主党東北区支部 1/2...訪韓団旅費	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(22) 1	安藤俊哉議員	24. 4. 20	13,500	調査研究費	懇トラヘルリ旅Com	懇トラヘルリ旅Com 懇親会会費	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(22) 2	安藤俊哉議員	24. 11. 6	3,333	調査研究費	宮城県不動産政治研究会会長	宮城県不動産政治研究会会長 愛知治郎と県議の会世話人	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(22) 3	安藤俊哉議員	24. 11. 1	3,333	調査研究費	宮城県新幹線駅周辺地開発委員会会長	宮城県新幹線駅周辺地開発委員会会長 みやぎハイオ研究会意見交換会会費	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(22) 4	安藤俊哉議員	24. 12. 21	3,333	調査研究費	宮城県後援会会長	宮城県後援会会長 愛知治郎後援会早春の集い実行委員会	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(22) 5	安藤俊哉議員	25. 1. 14	4,000	調査研究費	株日本旅行東北	株日本旅行東北 1/2...訪韓団旅費	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(22) 6	安藤俊哉議員	25. 2. 28	6,600	調査研究費	宮城県南議員会会長	宮城県南議員会会長 神道政治運営官僚県本部議員連絡協議会	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(22) 7	安藤俊哉議員	25. 3. 5	5,000	調査研究費	時局講演会意見交換会会費	時局講演会意見交換会会費 意見交換会費	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(22) 8	安藤俊哉議員	25. 3. 11	3,333	調査研究費	県南議員会意見交換会会費	県南議員会意見交換会会費 意見交換会費	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(22) 9	安藤俊哉議員	25. 3. 16	3,333	調査研究費	愛知治郎後援会早春の集い実行委員会	愛知治郎後援会早春の集い実行委員会 意見交換会費	同窓会の年会費や懇親を深めるための費用は、議員の私的な費用で不当な支出である。
に(22)		24. 4. 23	20,000	調査研究費	21世紀会	21世紀会 事務委託費20,000円	平成24年4月23日～平成25年3月21日まで合計240,000円を支出した。その内金管は事務委託契約書がないので、賃貸料が光熱費だけである。一方、21世紀会の平成24年・25年収支報告書によれば、改修調査費用の支出しはゼロである。
に(22)		24. 5. 21	20,000	調査研究費	21世紀会	21世紀会 事務委託費20,000円	改修調査費用の支出しはゼロである。
に(22)		24. 6. 21	20,000	調査研究費	21世紀会	21世紀会 事務委託費20,000円	改修調査費用の支出しはゼロである。
に(22)		24. 7. 23	20,000	調査研究費	21世紀会	21世紀会 事務委託費20,000円	改修調査費用の支出しはゼロである。
に(22)		24. 8. 21	20,000	調査研究費	21世紀会	21世紀会 事務委託費20,000円	改修調査費用の支出しはゼロである。
に(22) 10	安藤俊哉議員	24. 9. 21	20,000	調査研究費	2世紀会	2世紀会 事務委託費20,000円	改修調査費用の支出しはゼロである。
に(22)		24. 10. 22	20,000	調査研究費	2世紀会	2世紀会 事務委託費20,000円	改修調査費用の支出しはゼロである。
に(22)		24. 11. 21	20,000	調査研究費	2世紀会	2世紀会 事務委託費20,000円	改修調査費用の支出しはゼロである。
に(22)		24. 12. 21	20,000	調査研究費	2世紀会	2世紀会 事務委託費20,000円	改修調査費用の支出しはゼロである。
に(22)		25. 1. 21	20,000	調査研究費	2世紀会	2世紀会 事務委託費20,000円	改修調査費用の支出しはゼロである。
に(22)		25. 2. 21	20,000	調査研究費	2世紀会	2世紀会 事務委託費20,000円	改修調査費用の支出しはゼロである。
に(22)		25. 3. 21	20,000	調査研究費	2世紀会	2世紀会 事務委託費20,000円	改修調査費用の支出しはゼロである。
に(23) 1	中村功議員	24. 5. 10	5,000	調査研究費	くまがい大後援会会長	くまがい大後援会会長 事務委託費	くまがい大後援会会費 事務委託費
に(23) 2	中村功議員	24. 5. 11	4,666	調査研究費	幹事会	幹事会 再生可能エネルギーと原子力発電についての意見交換会	くまがい大後援会会費 再生可能エネルギーと原子力発電についての意見交換会
に(23) 3	中村功議員	24. 6. 27	5,000	調査研究費	光輝会	光輝会 副知事他執行部との懇談会会費	くまがい大後援会会費 再生可能エネルギーと原子力発電についての意見交換会
に(23) 4	中村功議員	24. 6. 28	5,000	調査研究費	県北議員会会長	県北議員会会長 県北議員会運営費	くまがい大後援会会費 再生可能エネルギーと原子力発電についての意見交換会
に(23) 5	中村功議員	24. 7. 4	10,000	調査研究費	宮城理容院連盟会計	宮城理容院連盟会計 佐々木義士後援会	くまがい大後援会会費 再生可能エネルギーと原子力発電についての意見交換会
に(23) 6	中村功議員	24. 7. 5	10,000	調査研究費	後援会	後援会 小林正一氏創立記念祝賀会発起人代表	くまがい大後援会会費 小林正一氏創立記念祝賀会発起人代表
に(23) 7	中村功議員	24. 8. 10	5,000	調査研究費	21世紀会	21世紀会 後援会	くまがい大後援会会費 後援会
に(23) 8	中村功議員	24. 9. 9	3,333	調査研究費	宮城県議会事務局長	宮城県議会事務局長 小林正一氏創立記念祝賀会会長	くまがい大後援会会費 小林正一氏創立記念祝賀会会長
に(23) 9	中村功議員	24. 9. 21	4,000	調査研究費	黒旗会	黒旗会 黒旗会会費	くまがい大後援会会費 黒旗会会費
に(23) 10	中村功議員	24. 10. 4	10,000	調査研究費	黒旗会	黒旗会 黒旗会会費(平成24年7月～9月分)	くまがい大後援会会費 黒旗会会費(平成24年7月～9月分)

請求No.	議員名	支出年月日	不當な支出と主張する額	使途項目	支出先	内容	主張内容
に(23) 11	中村功議員	24. 10. 5	3,333 調査研究費	熊谷大と県議会議員の会会費			
に(23) 12	中村功議員	24. 11. 1	3,333 調査研究費	愛知治郎と県議の会世話人			
に(23) 13	中村功議員	25. 1. 14	8,810 調査研究費	宮城県隊友会会長			
に(23) 14	中村功議員	25. 1. 19	2,000 調査研究費	宮城県議会新規民民大会委行委			
に(23) 15	中村功議員	25. 1. 31	4,666 調査研究費	宮城県議会新規民会計担当			
に(23) 16	中村功議員	25. 2. 2	2,000 調査研究費	県政報告会新規の集い実行委員会実行委			さきく毫一「県政報告会 参加費
に(23) 17	中村功議員	25. 2. 18	10,000 調査研究費	宮城県隊友会		年会費 (H24.4 ~ H25.3)	
に(23) 18	中村功議員	25. 2. 18	4,666 調査研究費	宮城県議事室		県北議員会会費	
に(23) 19	中村功議員	25. 3. 8	10,000 調査研究費	宮城県議会新年会		県北議員会会費(平成25年1月~3月分)	
に(23) 20	中村功議員	25. 3. 13	4,000 調査研究費	鉾町市街地再開発を考える金事務局		意見交換会費	
に(23) 21	中村功議員	25. 3. 15	5,000 調査研究費	光輝会会長		第1回光輝会「懇親会」費	
に(23) 22	中村功議員	25. 3. 19	4,666 調査研究費	県議会議長、県執行部との懇談会費		県議会議長、県執行部との懇談会費	
に(24) 1	渥美義議員	24. 4. 20	5,000 調査研究費	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会		年会費	
に(24) 2	渥美義議員	24. 5. 24	2,447.3 調査研究費	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会		平成24年基地整備基金代	
に(24) 3	渥美義議員	24. 6. 4	11,400 調査研究費	宮城県議事室		韓国屋水準会への訪問固形派送	
に(24) 4	渥美義議員	24. 6. 8	8,333 調査研究費	宮城県国防研究会会長		年会費	
に(24) 5	渥美義議員	24. 7. 4	10,000 調査研究費	県北議員会会長		県北議員会会費(平成24年4月~6月分)	
に(24) 6	渥美義議員	24. 9. 21	4,000 調査研究費	宮城県議員会事務局次長兼総務課長		宮城県議員会会費「初新金(9/11開催)会費」	
に(24) 7	渥美義議員	24. 10. 4	10,000 調査研究費	県北議員会会長		宮城県議員会会費(平成24年7月~9月分)	
に(24) 8	渥美義議員	24. 11. 1	3,333 調査研究費	愛知治郎と県議の会世話人		愛知治郎と県議の会会費	
に(24) 9	渥美義議員	24. 11. 19	4,800 調査研究費	名豊潤議院議員ナース株式会社支店		11/6~水原漁港議員会懇親費用	
に(24) 10	渥美義議員	25. 1. 11	3,333 調査研究費	宮城県国際研修研究会会長		県組合議員会会費	
に(24) 11	渥美義議員	25. 1. 14	4,000 調査研究費	宮城県議事室		宮城県隊友会新年会費	
に(24) 12	渥美義議員	25. 2. 11	5,000 調査研究費	今野たかよし議員生活25周年「感謝の集い」実行委員会		会費	
に(24) 13	渥美義議員	25. 3. 12	2,000 調査研究費	宮城県薬剤師連盟を支える県議の会会長		宮城県薬剤師連盟との意見交換会会費	
に(24) 14	渥美義議員	25. 3. 16	3,333 調査研究費	愛知治郎後援会早春の集い実行委員会		愛知治郎後援会早春の集い会費	
に(24) 15	渥美義議員	25. 3. 8	10,000 調査研究費	県北議員会会長		県北議員会会費(平成25年1月~3月分)	
に(25) 1	畠山和純議員	24. 4. 20	5,000 調査研究費	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会		台湾研修費用	
に(25) 2	畠山和純議員	24. 5. 10	35,900 調査研究費	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会		年会費	
に(25) 3	畠山和純議員	24. 7. 3	2,000 調査研究費	日本県議会医師連盟		台湾研修取消料64,000円、バス追加分7,800円	
に(25) 4	畠山和純議員	24. 7. 4	10,000 調査研究費	県北議員会会長			
に(25) 5	畠山和純議員	24. 7. 5	10,000 調査研究費	宮城県議員会連盟			
に(25) 6	畠山和純議員	24. 10. 4	10,000 調査研究費	宮城県議員会連盟			
に(25) 7	畠山和純議員	24. 10. 5	3,333 調査研究費	県議会議員会長			
に(25) 8	畠山和純議員	24. 11. 19	4,800 調査研究費	名教観光ナース株式会社支店		11/6~水原漁港議員会懇親費用	
に(25) 9	畠山和純議員	25. 2. 12	4,000 調査研究費	宮城県不動産政治連盟会長		県組合議員会会費	
に(25) 10	畠山和純議員	25. 3. 8	10,000 調査研究費	県北議員会会長		台湾研修取消料64,000円、バス追加分7,800円	
に(26) 1	千葉達議員	24. 4. 12	95,093 調査研究費	日本会議地方議員連盟		会費	
に(26) 2	千葉達議員	24. 5. 10	32,880 調査研究費	日本会議地方議員連盟		県北議員会会費(平成24年度年会費)	
に(26) 3	千葉達議員	24. 6. 28	5,000 調査研究費	宮城県議事室		くまがい大後援会会費	
に(26) 4	千葉達議員	24. 7. 3	10,000 調査研究費	宮城県議事室		宮城県議事室会費	
に(26) 5	千葉達議員	24. 7. 20	4,666 調査研究費	宮城県議事室		宮城県議事室会費	
に(26) 6	千葉達議員	24. 7. 29	2,686 調査研究費	宮城県議事室		副知事他執行部との懇談会会費	
に(26) 7	千葉達議員	24. 9. 28	4,000 調査研究費	宮城県議事室		第3回宮城県議員会懇談会会費	
に(26) 8	千葉達議員	24. 10. 5	3,333 調査研究費	宮城県議事室		愛知治郎サマー・バーイ実行委員会	
に(26) 9	千葉達議員	24. 10. 18	3,333 調査研究費	宮城県議事室		地域経済を語る宮城県議會有志の会会費	
に(26) 10	千葉達議員	25. 1. 14	4,000 調査研究費	宮城県議事室		「熊谷大と県議会議員の会」会費	
に(26) 11	千葉達議員	25. 1. 31	4,666 調査研究費	宮城県議事室		「石川みづこうどう語らべ」会費	
						宮城県隊友会新年会会費	
						宮城県議会会費	
						第4回宮城県議会会費	

請求No.	議員名	支出年月日	不當な支出と主張する額	使途項目	支払先	内容	主張内容
に(29) 30	相沢光哉議員	24. 10. 10	5,000	調査研究費	●●●さんお別れの会実行委員会事務局	「●●●さんお別れの会」会費 旅費(日本李登輝友の会理事会)	議員の私的的な費用で不當な支出である。 議員が他の団体の役職を兼ねる場合の理事会への出席費用で不當な支出である。
に(29) 31	相沢光哉議員	24. 10. 15	17,620	調査研究費	東日本旅客鉄道㈱	一橋大学昭和37年会会費 浦安市立宮城県玉串料	議員の私的的な費用で不當な支出である。
に(29) 32	相沢光哉議員	24. 10. 15	5,000	調査研究費	一橋大学昭和37年会会費 宮城県国神社社務所	一橋大学昭和37年会会費 浦安市立宮城県玉串料	議員の私的的な費用で不當な支出である。
に(29) 33	相沢光哉議員	24. 10. 17	5,000	調査研究費	岩間大神宮	年会費半分(H24.4~9月)	宗教関係費用
に(29) 34	相沢光哉議員	24. 10. 21	5,000	調査研究費	年会費半分(H24.4~9月)	年会費半分(H24.4~9月)	宗教関係費用
に(29) 35	相沢光哉議員	24. 10. 23	5,000	調査研究費	宮城二ジョンの会	年会費半分(H24.4~9月)	宗教関係費用
に(29) 36	相沢光哉議員	24. 10. 24	5,000	調査研究費	宮山宗教振興会事務局代委員会	郡山市英林振興会会員登録料 旅費(日本青年協議会)	調査研究費に該当しない。
に(29) 37	相沢光哉議員	24. 10. 26	10,000	調査研究費	日本青年協議会、日本センターベンチ	年会費C平成24年(4月~25年3月)	記念品代金
に(29) 38	相沢光哉議員	24. 10. 26	10,000	調査研究費	豊知治郎と県議の会会費	年会費(平成24年3月)	団体の活動経緯が政務調査活動に寄与しない。
に(29) 39	相沢光哉議員	24. 11. 1	3,333	調査研究費	豊知治郎と県議の会世話人	豊知治郎と県議の会会費	団体の活動経緯が政務調査活動に寄与しない。
に(29) 40	相沢光哉議員	24. 11. 2	15,000	調査研究費	宮城県神社庁仙台支部	年会費(平成24年3月)	宗教関係費用
に(29) 41	相沢光哉議員	24. 11. 3	5,000	調査研究費	宗教法人大和教育連合会監修会長	旅費(一橋大学昭和37年会で講話依頼料)	調査研究費に該当しない不适当な支出である。
に(29) 42	相沢光哉議員	24. 11. 6	3,333	調査研究費	宮城県不動産政治連絡会	旅費(一橋大学昭和37年会で講話依頼料)	調査研究費に該当しない不适当な支出である。
に(29) 43	相沢光哉議員	24. 11. 3	19,700	調査研究費	東日本旅客鉄道会議記念出版記念祝賀会費	旅費(一橋大学昭和37年会で講話依頼料)	調査研究費に該当しない不适当な支出である。
に(29) 44	相沢光哉議員	24. 11. 19	3,333	調査研究費	豊知治郎と県議の会会費	旅費(一橋大学昭和37年会で講話依頼料)	調査研究費に該当しない不适当な支出である。
に(29) 45	相沢光哉議員	24. 11. 23	5,000	調査研究費	豊知治郎と県議の会会費	旅費(一橋大学昭和37年会で講話依頼料)	調査研究費に該当しない不适当な支出である。
に(29) 46	相沢光哉議員	24. 11. 23	5,000	調査研究費	豊知治郎と県議の会会費	旅費(一橋大学昭和37年会で講話依頼料)	調査研究費に該当しない不适当な支出である。
に(29) 47	相沢光哉議員	24. 12. 2	5,000	調査研究費	わかつままで忘れ実行委員会	年忘れフェスティバル料	調査研究費に該当しない不适当な支出である。
に(29) 48	相沢光哉議員	24. 12. 3	3,333	調査研究費	連設TG会	チャリティバーティ会費	宗教関係費用
に(29) 49	相沢光哉議員	24. 12. 17	4,666	調査研究費	如木金仙台支部	暮れ年会費	議員の私的的な費用で不當な支出である。
に(29) 50	相沢光哉議員	24. 12. 21	3,333	調査研究費	みやぎバイオ研究所会員交換会会費	暮れ年会費	議員の私的的な費用で不當な支出である。
に(29) 51	相沢光哉議員	24. 12. 26	5,000	調査研究費	宮城二ジョンの会	暮れ年会費後半分(H24.10~H25.3)	議員の私的的な費用で不當な支出である。
に(29) 52	相沢光哉議員	24. 1. 22	30,000	調査研究費	宮城県神社社務所	年会費(平成24年4月~25年3月)	議員の私的的な費用で不當な支出である。
に(29) 53	相沢光哉議員	25. 1. 3	5,000	調査研究費	宗教法人隼岡八幡宮代表役員	年会費料	議員の私的的な費用で不當な支出である。
に(29) 54	相沢光哉議員	25. 1. 3	5,000	調査研究費	新生会会員料(王里料含む)	新生会会員料(王里料含む)	議員の私的的な費用で不當な支出である。
に(29) 55	相沢光哉議員	25. 1. 14	4,000	調査研究費	宮城県隊友会新年祝賀会会費	年会費	議員の私的的な費用で不當な支出である。
に(29) 56	相沢光哉議員	25. 1. 15	20,000	調査研究費	日本李登輝友の会	日本李登輝友の会年会費	議員の私的的な費用で不當な支出である。
に(29) 57	相沢光哉議員	25. 1. 19	2,000	調査研究費	建国記念の日を祝う宮城県民大会実行委員会	新年会会費	委員会は国際交流団体となっているが、相澤議員(理事会に参加)や日本会議のメンバー田久保忠衛・伊藤哲夫氏なども含まれていることから政治目的が共通する部分があるのだろうが、講演演説などでの活動を通じて1人でも多くの日本人に共鳴した台湾がどの国からも一つの独立国家として承認されることを目指して運動活動を行つたのである。
に(29) 58	相沢光哉議員	25. 1. 26	2,000	調査研究費	言葉の力・デナント政治連盟	新年会会費	委員会は国際交流団体となっているが、相澤議員(理事会に参加)や日本会議のメンバー田久保忠衛・伊藤哲夫氏なども含まれていることから政治目的が共通する部分があるのだろうが、講演演説などでの活動を通じて1人でも多くの日本人に共鳴した台湾がどの国からも一つの独立国家として承認されることを目指して運動活動を行つたのである。
に(29) 59	相沢光哉議員	25. 1. 29	5,000	調査研究費	宮城県國友会	年会費(平成24年4月~25年3月)	委員会は国際交流団体となっているが、相澤議員(理事会に参加)や日本会議のメンバー田久保忠衛・伊藤哲夫氏なども含まれていることから政治目的が共通する部分があるのだろうが、講演演説などでの活動を通じて1人でも多くの日本人に共鳴した台湾がどの国からも一つの独立国家として承認されることを目指して運動活動を行つたのである。
に(29) 60	相沢光哉議員	25. 1. 31	10,000	調査研究費	豊知治郎と県議の会実行委員会	講演会プログラムに意見広告掲載	委員会は国際交流団体となっているが、相澤議員(理事会に参加)や日本会議のメンバー田久保忠衛・伊藤哲夫氏なども含まれていることから政治目的が共通する部分があるのだろうが、講演演説などでの活動を通じて1人でも多くの日本人に共鳴した台湾がどの国からも一つの独立国家として承認されることを目指して運動活動を行つたのである。
に(29) 61	相沢光哉議員	25. 1. 15	10,000	広報費	櫻井よこ沖縄講演会実行委員会	講演会プログラムに意見広告掲載	委員会は国際交流団体となっているが、相澤議員(理事会に参加)や日本会議のメンバー田久保忠衛・伊藤哲夫氏なども含まれていることから政治目的が共通する部分があるのだろうが、講演演説などでの活動を通じて1人でも多くの日本人に共鳴した台湾がどの国からも一つの独立国家として承認されることを目指して運動活動を行つたのである。
に(29) 62	相沢光哉議員	25. 2. 3	5,000	調査研究費	宮城大崎ハ幡宮	平成25年節分祭主事料	委員会は国際交流団体となっているが、相澤議員(理事会に参加)や日本会議のメンバー田久保忠衛・伊藤哲夫氏なども含まれていることから政治目的が共通する部分があるのだろうが、講演演説などでの活動を通じて1人でも多くの日本人に共鳴した台湾がどの国からも一つの独立国家として承認されることを目指して運動活動を行つたのである。
に(29) 63	相沢光哉議員	25. 2. 4	2,000	調査研究費	自由民主党宮城県第一選挙区支部	上井どおる議員回観会費	宗教関係費用
に(29) 64	相沢光哉議員	25. 2. 11	5,000	調査研究費	宮城県議会議員会	年会費(平成25年1月~12月)	団体の活動経緯が政務調査活動に寄与するとは考えられない。
に(29) 65	相沢光哉議員	25. 2. 12	10,000	調査研究費	宮城県不動産政治連絡会	年会費	宗教関係費用
に(29) 66	相沢光哉議員	25. 2. 12	4,000	調査研究費	宮城県議員会	年会費(平成25年4月~26年3月)	宗教関係費用
に(29) 67	相沢光哉議員	25. 2. 20	10,000	調査研究費	宮城県議員会	解団式会費	時局講演会懇親会会費
に(29) 68	相沢光哉議員	25. 2. 25	3,333	調査研究費	日本とおもなチヤレンジ21代表	宮城県議員会連盟との意見交換会会費	
に(29) 69	相沢光哉議員	25. 3. 11	3,333	調査研究費	神道政治連盟宮城県本部議員連絡会		
に(29) 70	相沢光哉議員	25. 3. 12	2,000	調査研究費	宮城県議員会連盟議員連盟主催による県議の会会長		

請求№.	議員名	支出年月日	不當な支出と主張する額	用途項目	支出先	内容	主張内容
に(29) 71	相沢光哉議員	25. 3. 15	25,300	調査研究費	光輝会会長	第11回「光輝会・懇談会費	
に(29) 72	相沢光哉議員	25. 3. 16	3,333	調査研究費	光輝会会長の集い実行委員会	愛知台創後懇親会 職員の私的な費用で不適な支出である。	
に(29) 73	相沢光哉議員	25. 3. 16	4,666	調査研究費	如水会仙台支部	新入軽迎懇親会費	
に(29) 74	相沢光哉議員	25. 3. 17	19,700	調査研究費	東日本旅客鉄道㈱	日本会議地方議員連盟	研修費(日本会議地方議員連盟)
に(29) 75	相沢光哉議員	25. 3. 17	2,666	調査研究費	日本会議	研修費	
に(29) 76	相沢光哉議員	25. 3. 18	1,666	調査研究費	土井じょう子チャンジ21ひまわりの会会長	ひまわりの会会費	
に(29) 77	相沢光哉議員	25. 3. 22	19,700	調査研究費	東日本旅客鉄道㈱	旅費(日本学会懇親会の会員会)	
に(29) 78	相沢光哉議員	25. 3. 24	5,000	調査研究費	日本学会懇親会の会員	旅費(日本学会懇親会)	
に(29) 79	相沢光哉議員	25. 3. 27	5,000	調査研究費	秋葉(なん)や後援会	旅費(日本学会懇親会)	
に(30) 1	中沢幸男議員	24. 11. 19	614,906	調査研究費	名鉄観光サービス株仙台支店	11／6～水産漁港議員連盟懇親会費	
に(30) 2	中沢幸男議員	25. 2. 28	6,600	調査研究費	様日本旅行東北	1／24～訪韓田旅費	
に(31) 1	渡辺和喜議員	24. 6. 4	11,490	調査研究費	宮城県理政会会長	宮城県議会会費	
に(31) 2	渡辺和喜議員	24. 7. 3	2,000	調査研究費	宮城県理政会会長	宮城県議会会費	
に(31) 3	渡辺和喜議員	24. 7. 5	10,000	調査研究費	宮城県理政会会長	宮城県議会会費	
に(31) 4	渡辺和喜議員	24. 10. 12	666	調査研究費	宮城県議会会長	宮城県議会会費	
に(31) 5	渡辺和喜議員	25. 1. 19	666	調査研究費	西村明宏山元後援会新年会費	西村明宏山元後援会新年会費	
に(31) 6	渡辺和喜議員	25. 1. 31	4,666	調査研究費	宮城県議会OB会会社担当	第4回宮城県議会OB会会費	
に(31) 7	渡辺和喜議員	25. 3. 5	5,000	調査研究費	宮城県議会OB会会社担当	県南議員会懇親会費	
に(31) 8	渡辺和喜議員	25. 3. 12	2,000	調査研究費	宮城県議会連盟の県連の会会長	宮城県議会連盟の意見交換会会費	
に(31) 9	渡辺和喜議員	25. 3. 16	3,333	調査研究費	愛知台郎後援会早春の集い実行委員会	愛知台郎後援会早春の集い会費	
に(31) 10	渡辺和喜議員	25. 3. 25	10,000	調査研究費	仙台教経会懇親会会費	年会費(H25.4～H26.3月)	
に(32) 1	今野隆吉議員	24. 9. 21	41,564	調査研究費	宮城県議会次長最終課長	宮城県議会(知新会)(9/11開催)会費	
に(32) 2	今野隆吉議員	24. 11. 19	4,000	調査研究費	宮城県議会次長最終課長	宮城県議員連盟懇親会費	
に(32) 3	今野隆吉議員	25. 2. 28	6,600	調査研究費	名鉄観光サービス㈱仙台支店	11／6～水産漁港議員連盟懇親会費	
に(32) 4	今野隆吉議員	25. 3. 11	3,333	調査研究費	燃日本旅行東北	1／24～訪韓田旅費	
に(32) 5	今野隆吉議員	25. 3. 12	2,000	調査研究費	宮城県業利連盟本部議員連絡協議会	時局講演会懇親会会費	
		24. 8. 20	1,470	資料購入費	フックセンター湘南桜ヶ丘店	宮城県業利連盟との意見交換会会費	
に(32) 6	今野隆吉議員	24. 7. 1	1,680	資料購入費	丸善書店㈱仙台アル店	本籍 空腹が人を健康にする、自分の免疫力で病気を治す本	
		24. 6. 2	0	資料購入費	丸善書店㈱庄泉ヶ丘店	書籍 空腹が人を健康にする、自分の免疫力で病気を治す本	
		24. 6. 10	0	資料購入費	未来本陣そつま	書籍 空腹が人を健康にする、自分の免疫力で病気を治す本	
		24. 6. 17	0	資料購入費	amazon.co.jp	書籍 (おやじダイエット部の奇跡)	
		25. 1. 3	1,365	資料購入費	あゆみBooks仙台一番町店	書籍 (おやじダイエット部の奇跡)	
			25,248		計		

別紙2

措置請求書に係る支出の政務調査費充当状況一覧

(単位:円)

請求No.	会派・議員名	用途項目	政務調査費 充当額	不當な支出と 主張する額	支出年月日	金額	支出先	内容	主張区分	備考
あ	自由民主党 県民会議	資料購入費	132,000	132,000	24. 4. 16	132,000	自由民主党宮城県支部連合会	「自由民主」講読料33名分(24. 4~25. 3)	あ	
あ	自由民主党 県民会議	資料購入費	118,800	118,800	24. 4. 16	118,800	自由民主党宮城県支部連合会	「りぶる」年間講読料33部(24. 4~25. 3)	あ	
い	自由民主党 県民会議	研修費	20,000	20,000	24. 5. 24	20,000	㈱NTTコモ●●●●	報光・情報議員連盟強会議員連盟幹事会講師料	い	
う	自由民主党 県民会議	研修費	100,000	100,000	24. 7. 4	100,000	●●●●	自由民主党・県民会議防衛議員連盟効強会議員連盟幹事会講師料	う	
え	自由民主党 県民会議	調査研究費	100,000	100,000	24. 9. 21	100,000	劇団大日座	父恋狂想譚入场券代(5, 000×2枚)	え	
お	自由民主党 県民会議	調査研究費	2,083,531	776,443	24. 11. 29	2,085,131	株日本旅行東北	政務調査費(沖縄方面)	お	
か	自由民主党 県民会議	研修費	484,500	31,650	25. 2. 19	484,500	株一の坊	会派研修会宿泊代	か	
に(1) 1 石川和一	石川和一	調査研究費	3,037,831	1,278,833	24. 4. 12	3,040,431	日本会議地方議員連盟	研修費 東京転勤内旅費宿泊費	ぞ1	ぞ1
	石川和一	調査研究費	32,080	32,080	24. 4. 12	32,080	旅費	東京転勤内旅費宿泊費	ぞ1	ぞ1
	石川和一	調査研究費	5,000	5,000	24. 4. 20	5,000	神奈政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	東京24年度年会費	ぞ1	ぞ1
	石川和一	調査研究費	3,333	3,333	24. 5. 13	5,000	自由民主党宮城県第三選舉区支部長	再起の集い会費	き3	き3
	石川和一	調査研究費	5,000	5,000	24. 6. 28	10,000	光輝会事務局	副知事他県幹行部との懇談会会員費	し15	し15
	石川和一	調査研究費	5,000	5,000	24. 7. 2	8,000	農林省執行部との懇談会会員費	教育幹行部との懇談会会員費	し30	し30
	石川和一	調査研究費	3,333	3,333	24. 8. 20	5,000	九会会長	全国みやぎ県幹部との懇談会会員費	し31	し31
	石川和一	調査研究費	4,000	4,000	24. 9. 21	6,000	宮城県議会事務局次長兼秘書課長	宮城県議会 初新会(9/11開催)会員費	し4	し4
	石川和一	調査研究費	4,000	4,000	24. 9. 28	6,000	地域経済を語る会宮城県議会有志の会事務局	地域経済を語る会宮城県議会有志の会会員費	し6	し6
	石川和一	調査研究費	4,000	4,000	24. 10. 9	6,000	九会会長	県幹務部幹部との懇談会会員費	し32	し32
	石川和一	調査研究費	666	666	24. 10. 12	1,000	自由民主党宮城県第三選舉区支部長	意見交換会会費	き17	き17
に(1) 10 石川和一	石川和一	調査研究費	148	148	24. 10. 12	1,48	旅費	名取市(4km)	き17	き17
	石川和一	調査研究費	3,333	3,333	24. 11. 1	5,000	愛知治郎と県議の会全員	愛知治郎と県議の会全員	な	な
	石川和一	調査研究費	38,836	4,800	24. 11. 19	38,836	名鉄光サニス樹台支店	6~6~水産港議員連絡室費用	し33	し33
	石川和一	調査研究費	4,000	4,000	24. 12. 27	4,000	県環境事務部幹部との懇談会会員費	仙台市議会会員費	し33	し33
	石川和一	調査研究費	814	814	24. 12. 27	814	旅費	仙台市議会OB会会員	し11	し11
	石川和一	調査研究費	4,666	4,666	25. 1. 31	7,000	宮城県議会OB会会員	宮城県議会OB会会員	し11	し11
	石川和一	調査研究費	814	814	25. 1. 31	814	旅費	仙台市議会(2.2km)	し11	し11
	石川和一	調査研究費	3,333	3,333	25. 3. 4	5,000	県議会会員費	県議会会員費	し34	し34
	石川和一	調査研究費	5,000	5,000	25. 3. 5	10,000	宮城県議員連盟会員費	宮城県議員連盟会員費	し20	し20
	石川和一	調査研究費	2,000	2,000	25. 3. 12	3,000	宮城県議員連盟会員費	宮城県議員連盟会員費	<9	<9
	石川和一	調査研究費	5,000	5,000	25. 3. 15	8,000	光輝会会員費	第11回「光輝会」懇談会会員費	し14	し14
	石川和一	調査研究費	4,666	4,666	25. 3. 19	6,000	県執行部との懇談会会員費	県議会議員、県執行部との懇談会会員費	し35	し35
	石川和一	調査研究費	142,688	108,652		180,692				
に(2) 1 長谷川敦	長谷川敦	調査研究費	1,000	1,000	24. 4. 12	1,000	日本会議地方議員連盟	研修費	ぞ2	ぞ2
	長谷川敦	調査研究費	34,697	34,697	24. 4. 12	34,697	旅費	東京都千代田区(旅費現地)	ぞ2	ぞ2
	長谷川敦	調査研究費	5,000	5,000	24. 4. 20	5,000	宮城県議員連盟幹事会長	別別会員費	し21	し21
	長谷川敦	調査研究費	3,333	3,333	24. 6. 4	5,000	宮城県議員連盟会長	別別会員費	<2	<2
	長谷川敦	調査研究費	10,000	10,000	24. 6. 27	10,000	日本会議会員	日本会議会員	せ1	せ1
	長谷川敦	調査研究費	5,000	5,000	24. 7. 2	8,000	一九会会員費	教育幹行部との懇談会会員費	L30	L30
	長谷川敦	調査研究費	2,000	2,000	24. 7. 3	3,000	宮城県歯科医師連盟	医療会員費	<3	<3
	長谷川敦	調査研究費	10,000	10,000	24. 7. 4	10,000	宮城県議員会員費	県北議員会員費	L17	L17
	長谷川敦	調査研究費	3,333	3,333	24. 7. 5	10,000	宮城県議員連盟平成24年度年会費	宮城県議員連盟幹部との懇談会会員費	L28	L28
	長谷川敦	調査研究費	10,000	10,000	24. 8. 20	3,333	一九会会員費	宮城県議員連盟会員費	L31	L31
	長谷川敦	調査研究費	4,000	4,000	24. 9. 28	6,000	地域経済を語る会宮城県議会有志の会事務局	地域経済を語る会宮城県議会有志の会事務局	L6	L6
	長谷川敦	調査研究費	3,333	3,333	24. 10. 5	5,000	まきいし会員費	県総務部幹部との懇談会会員費	き16	き16
	長谷川敦	調査研究費	4,000	4,000	24. 10. 9	6,000	一九会会員費	県総務部幹部との懇談会会員費	L32	L32

請求№	会派議員名	使金項目	政務調査費 充当額	不當な支出と 主張する額	支払年月日	金額	支出先	内容	主張区分	備考
に(4) 16	村上智行	調査研究費	4,000	4,000	24.12.27	6,000	一九会会長	県環境生活部幹部との懇談会会費 新年会会費	し33	
に(4) 17	村上智行	調査研究費	2,000	2,000	25.1.19	3,000	建国記念の日を祝う宮城県民大会実行委員会	宮城県隊員会新年祝賀会会費	た	
に(4) 18	村上智行	調査研究費	4,000	4,000	25.1.14	6,000	一九会会長	県議会事務局との懇談会会費	し34	
に(4) 19	村上智行	調査研究費	3,333	3,333	25.3.4	5,000	一九会会長	県議会議員会新年祝賀会会費	し20	
に(4) 20	村上智行	調査研究費	5,000	5,000	25.3.5	10,000	宮城県議会県南議員会会長	時局講演会懇親会会費	け	
に(4) 21	村上智行	調査研究費	3,333	3,333	25.3.11	5,000	神道政治連盟宮城県本部議員連絡会議会長	宮城県議師連盟との意見交換会会費	し35	
に(4) 22	村上智行	調査研究費	2,000	2,000	25.3.12	3,000	宮城県議員連絡会議会長	宮城県議員連絡会議会長	く9	
に(4) 23	村上智行	調査研究費	4,666	4,666	25.3.19	7,000	一九会会長	県執行部との懇談会会費	し35	
小計			476,496	256,160		566,116				
に(5) 1	細川桂一	調査研究費	3,333	3,333	24.4.12	5,000	日本会議地方議員連盟	研修費	そ5	
に(5) 2	細川桂一	調査研究費	31,789	24.4.12		31,789	旅費	東京都(旅費規程)	ち5	
に(5) 3	細川桂一	調査研究費	149,800	13,500	24.4.20	149,800	トラベル・旅	台湾研修費用	し2	
に(5) 4	細川桂一	調査研究費	5,000	5,000	24.6.27	8,000	エヌルギー問題懇話会代表幹事	再生可能エネルギー及び原子力発電についての意見交換	し30	
に(5) 5	細川桂一	調査研究費	5,000	5,000	24.7.2	8,000	一九会会長	教育庁執行部との懇談会会費	き18	
に(5) 6	細川桂一	調査研究費	3,333	3,333	24.10.18	5,000	石川みづつら後援会	石川みづつら後援会員の会」会費	き16	
に(5) 7	細川桂一	調査研究費	4,000	4,000	24.10.5	5,000	くまがい大蔵後援会会長	県総務部幹部との懇談会会費	し32	
に(5) 8	細川桂一	調査研究費	4,000	4,000	24.12.27	6,000	一九会会長	県環境生活部幹部との懇談会会費	し33	
に(5) 9	細川桂一	調査研究費	4,000	4,000	25.1.14	6,000	宮城県隊員会会長	宮城県隊員会新年祝賀会会費	た	
に(5) 10	細川桂一	調査研究費	370	370	25.1.14	370	旅費	宮城野町区(10km)	議員毎に記載なし	
に(5) 11	細川桂一	調査研究費	2,000	2,000	25.1.19	3,000	建国記念の日を祝う宮城県民大会実行委員会	新年会会費	こ	
小計			407	407	25.1.19	407	旅費	商業区(11km)	こ	
に(6) 1	高橋伸二	調査研究費	10,000	10,000	24.5.30	10,000	月曜会	商業会議所会員会費(5月、6月分)	こ	
に(6) 2	高橋伸二	調査研究費	10,000	10,000	24.7.31	10,000	月曜会	商業会議所会員会費(7月、8月分)	こ	
に(6) 3	高橋伸二	調査研究費	10,000	10,000	24.12.27	10,000	月曜会	商業会議所会員会費(9月、10月分)	こ	
に(6) 4	高橋伸二	調査研究費	40,000	40,000	24.12.27	40,000	経済フォーラム21	業界団体会員会費(半期分平成24年7月～12月)	こ	
に(6) 5	高橋伸二	調査研究費	286,365	150,065		304,366	旅費	新潟会会費	こ	
に(6) 6	高橋伸二	研究費	1,000	1,000	24.4.12	1,000	日本会議地方議員連盟	研修費	そ6	
に(6) 7	高橋伸二	研究費	31,669	31,669	24.4.12	31,669	旅費	東京部内(旅費規程)	そ6	
に(6) 8	高橋伸二	調査研究費	1,333	1,333	24.5.27	2,000	自由民主党宮城県支部連合会	宮城県未平野議員生じ所属議員との懇親・交流会会費	き4	
に(6) 9	高橋伸二	調査研究費	84,500	42,250	24.6.4	88,500	二オーシャンサルテイング(有)	宮城県水道議員連盟平成24年度会員料	こ	
に(6) 10	高橋伸二	調査研究費	10,000	10,000	24.6.30	10,000	宮城理容室服務局	宮城県水道議員連盟平成24年度会員料	し26	
に(6) 11	高橋伸二	調査研究費	5,000	5,000	24.6.28	10,000	光輝会	副知事他執行部との懇談会会費	し15	
に(6) 12	高橋伸二	調査研究費	5,000	5,000	24.6.27	8,000	エヌルギー問題懇話会代表幹事	再生可能エネルギー及び原子力発電についての意見交換	し2	
に(6) 13	高橋伸二	調査研究費	3,333	3,333	24.7.19	5,000	自由民主党宮城県連盟議員連盟	平成24年度会員会費	き8	
に(6) 14	高橋伸二	調査研究費	3,333	3,333	24.7.11	5,000	宮城県柔道整復師連盟議員連盟議員長	柔道整復師会員会費	く4	
に(6) 15	高橋伸二	調査研究費	5,000	5,000	24.7.2	8,000	一九会会長	教育庁執行部との懇談会会費	し30	
に(6) 16	高橋伸二	調査研究費	3,333	3,333	24.8.20	5,000	やま鉱物資源開拓会員会費	全農みやぎ経営部との懇談会会費	し31	
に(6) 17	高橋伸二	調査研究費	3,333	3,333	24.9.9	5,000	小林正一氏叙勲記念祝賀会会長	一氏歌謡記念祝賀会会費	こ	
に(6) 18	高橋伸二	調査研究費	4,000	4,000	24.10.9	6,000	一九会会長	県議会議員会員会費	し32	
に(6) 19	高橋伸二	調査研究費	4,000	4,000	24.12.27	6,000	宮城県柔道整復師連盟議員連盟	県議会議員会員会費	し33	
に(6) 20	高橋伸二	調査研究費	2,886	2,886	25.1.14	8,036	旅費	昌黎野球場(78km)	た	
に(6) 21	高橋伸二	調査研究費	2,000	2,000	25.1.19	3,000	建国記念の日を祝う宮城県民大会実行委員会	新年会会費(76km)	け	
小計			199,531	157,281		245,367	旅費	昌黎山後援会意見交換会会長	く9	
								日本水産業の未来を考える会議会会費	し16	
								くまがい大蔵報告会会費	き2	
								県議員毎に記載なし		
								主張する額の集計額		

請求№	会派・議員名	用途項目	政務調査費 充当額	不當な支出と 主張する額	支出年月日	金額	支出先	内容	主張区分	備考
[に(27)] 5	仁田和廣	調査研究費	500	500	24. 9. 7	500 爰知治郎事務所	国政報告会代 愛知治郎と異議の会会費	き15		
[に(27)] 6	仁田和廣	調査研究費	3,333	24. 11. 1	5,000 爰知治郎事務所	6,000 宮城県議会議員連盟平成24年度年会費	き20			
[に(27)] 7	仁田和廣	調査研究費	4,000	25. 1. 14	6,000 宮城県議会議員連盟平成24年度年会費	自民党七ヶ沢支支部長	き21			
[に(27)] 8	仁田和廣	調査研究費	3,333	25. 2. 23	5,000 爰知治郎事務所	7ヶ澤議院幹事長	き31			
[に(27)] 9	仁田和廣	調査研究費	3,333	25. 3. 11	5,000 神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	け1			
	小計		79,108	65,912	81,776	東京都港区(旅費規程)4.12~13				
[に(28)] 1	藤倉知格	調査研究費	46,035	26,235	24. 4. 12	46,035 旅費	副知事他執行部との懇談会会費	そ16		
[に(28)] 2	藤倉知格	調査研究費	5,000	24. 6. 28	10,000 光輝金事務局	宮城県議員連盟平成24年度年会費	し15			
[に(28)] 3	藤倉知格	調査研究費	10,000	24. 7. 5	10,000 宮城県議員連盟会計		し28			
[に(29)] 1	相沢光哉	調査研究費	61,035	41,235	66,035	日本全国地方議員連盟	研修費	そ17		
[に(29)] 2	相沢光哉	調査研究費	19,700	19,700	19,700 東日本客鉄直営	事業労働代	そ17			
[に(29)] 3	相沢光哉	調査研究費	22,500	22,500	45,000 仙台Y'sメンズクラブ	に1	に1			
[に(29)] 4	相沢光哉	調査研究費	5,000	24. 4. 15	1,000 土井どうる連合後援会チャレンジ21	土井どうる連合後援会チャレンジ21会員会費	き1			
[に(29)] 5	相沢光哉	調査研究費	149,800	13,500	10,000 青葉神社・歌会会長	年会費	に1			
[に(29)] 6	相沢光哉	調査研究費	5,000	5,000	10,000 宮城県護國神社社務所	台湾研修費用	ち			
[に(29)] 7	相沢光哉	調査研究費	5,000	24. 4. 20	5,000 神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	年会費	し21			
[に(29)] 8	相沢光哉	調査研究費	28,160	28,160	28,160 東日本客鉄直営	平成24年度新しい憲法を制定する推进大会	に1			
[に(29)] 9	相沢光哉	調査研究費	10,000	10,000	10,000 日本金銀保	平成24年度年会費(平成24年4月~25年3月)	せ3			
[に(29)] 10	相沢光哉	調査研究費	2,000	2,000	2,000 宮城県議員連盟	年会費(平成24年4月~25年3月)	く1			
[に(29)] 11	相沢光哉	調査研究費	5,000	5,000	10,000 財團法人仙台YMCA	維持会員A維持会員	に1			
[に(29)] 12	相沢光哉	調査研究費	5,000	24. 4. 20	5,000 神道政教連盟宮城県本部議員連絡協議会	<まいかい大國政報告会会費	き2			
[に(29)] 13	相沢光哉	調査研究費	5,000	24. 5. 1	28,160 東日本客鉄直営	例大祭玉串料	に1			
[に(29)] 14	相沢光哉	調査研究費	3,333	3,333	8,000 宗教法人鶴岡八幡宮代表委員	年会費	に1			
[に(29)] 15	相沢光哉	調査研究費	2,500	2,500	2,000 北宇陀公民館OB会	自民第一区支部土木亭選对準備会会費	き5			
[に(29)] 16	相沢光哉	調査研究費	2,000	2,000	2,450 自由民主党宮城県第一選舉区支部	顧問議員懇話会会費	く2			
[に(29)] 17	相沢光哉	調査研究費	3,333	3,333	3,000 宮城県民政会会長	顧問議員懇話会会費	し15			
[に(29)] 18	相沢光哉	調査研究費	5,000	24. 6. 28	10,000 光輝金事務局	副知事他執行部との懇談会会費	<3			
[に(29)] 19	相沢光哉	調査研究費	2,000	2,000	3,000 宮城県福利医師連盟	年会費(平成24年4月~25年3月)	に1			
[に(29)] 20	相沢光哉	調査研究費	20,000	20,000	20,000 仙台オーバーフィー会	宮城県議員連盟員連盟会費	し28			
[に(29)] 21	相沢光哉	調査研究費	10,000	10,000	24. 7. 5	10,000 仙台オーバーフィー会				
[に(29)] 22	相沢光哉	調査研究費	9,000	9,000	9,000 9,000 富士見シヨンの会	研修会参加費	に1			
[に(29)] 23	相沢光哉	調査研究費	5,000	24. 7. 12	10,000 宗教法人聖吉神社	例大祭玉串料	に1			
[に(29)] 24	相沢光哉	調査研究費	5,000	24. 7. 25	10,000 土井どぶる連合後援会スマービーター会費	土井どぶる連合後援会スマービーター会費	き9			
[に(29)] 25	相沢光哉	調査研究費	50,000	24. 7. 18	50,000 仙台正論懇話会事務局	生会費(平成24年4月~25年3月)	に1			
[に(29)] 26	相沢光哉	調査研究費	2,666	2,666	4,000 爰知治郎会議員会	王室御用達商員の会会員費	き39			
[に(29)] 27	相沢光哉	調査研究費	5,000	24. 8. 15	10,000 富士見シヨンの会	別日本手錠鍵友の会会員費	に1			
[に(29)] 28	相沢光哉	調査研究費	4,000	4,000	10,000 宮城県議員連盟会費	一橋大学昭和37年会費	し4			
[に(29)] 29	相沢光哉	調査研究費	3,333	3,333	6,000 宮城県議員連盟会事務局長	宮城県議員連盟会事務局長	き16			
[に(29)] 30	相沢光哉	調査研究費	5,000	5,000	5,000 まがい後援会会長	熊谷大ヒューマン財團会員費	に1			
[に(29)] 31	相沢光哉	調査研究費	17,620	17,620	1,000 那山宗英連携創設記念祝賀会事務局代表	那山宗英連携創設記念祝賀会会費	に1			
[に(29)] 32	相沢光哉	調査研究費	5,000	5,000	10,000 日本学生服会	賞助会員O年会費	に1			
[に(29)] 33	相沢光哉	調査研究費	5,000	5,000	10,000 日本協和会	会会費(平成24年4月~25年3月)	に1			
[に(29)] 34	相沢光哉	調査研究費	5,000	24. 10. 21	10,000 宮城県神社庁仙台支事務所	愛知県政研究会セントラル会会費	き20			
[に(29)] 35	相沢光哉	調査研究費	5,000	5,000	5,000 宮城県豊田市立大里中学校	宮城県神社庁仙台支事務所	に1			
[に(29)] 36	相沢光哉	調査研究費	5,000	24. 10. 23	15,000 那山宗英連携創設記念祝賀会会費	秋の祭典	に1			
[に(29)] 37	相沢光哉	調査研究費	10,000	10,000	10,000 日本協和会	連邦会員会費	に1			
[に(29)] 38	相沢光哉	調査研究費	10,000	24. 10. 26	10,000 一般社団法人日本政策研究センター	政局動向会議	に1			
[に(29)] 39	相沢光哉	調査研究費	3,333	24. 11. 1	5,000 爰知治郎と異議の会会費	北九州市政研究会	に1			
[に(29)] 40	相沢光哉	調査研究費	15,000	15,000	30,000 宮城県神社庁仙台支事務所	宮城県神社庁仙台支事務所	に1			
[に(29)] 41	相沢光哉	調査研究費	5,000	24. 11. 3	10,000 宗教法人和教团本部	秋の祭典	に1			
[に(29)] 42	相沢光哉	調査研究費	19,700	19,700	19,700 東日本各鉄道㈱	連邦会費	<6			
[に(29)] 43	相沢光哉	調査研究費	3,333	24. 11. 3	19,700 東日本各鉄道㈱	一橋大学昭和37年会で講話	に1			
[に(29)] 44	相沢光哉	調査研究費	3,333	24. 11. 19	5,000 出版記念祝賀会記念祝賀会会費	「我が青春の哀れ歌」出版記念祝賀会会費	に1			

請求№	会派・議員名	用途項目	政務調査費 充当額	不當な支出と 主張する額	支出年月日	金額	支出し	内容	主張区分	備考
に(29) 45	相沢光哉	調査研究費	5,000	5,000	24. 1. 23	10,000	要吉神社社務所	初穂料	に	
に(29) 46	相沢光哉	調査研究費	5,000	5,000	24. 1. 23	10,000	宮城県護國神社社務所	玉串料	に	
に(29) 47	相沢光哉	調査研究費	5,000	5,000	24. 12. 3	11,000	「つかまつ」年忘れ実行委員会 年忘れフェスタ代	年忘れ	に	
に(29) 48	相沢光哉	調査研究費	3,333	3,333	24. 12. 3	5,000	建設TG会	チヤリティハイテイ会費	に	
に(29) 49	相沢光哉	調査研究費	4,666	4,666	24. 12. 17	7,000	如水仙台支部	懇親会費	に	
に(29) 50	相沢光哉	調査研究費	3,333	3,333	24. 12. 21	5,000	みやびオブ研究会会長	みやびオブ研究会意見交換会会費	L.10	
に(29) 51	相沢光哉	調査研究費	5,000	5,000	24. 12. 26	5,000	仙台市公会堂	年会費 平成24年4月～25年3月	に	
に(29) 52	相沢光哉	調査研究費	30,000	30,000	24. 1. 22	60,000	仙台市公会堂	玉串料	に	
に(29) 53	相沢光哉	調査研究費	5,000	5,000	25. 1. 3	10,000	宮城県護國神社社務所	新任会参加費(玉串料含む)	に	
に(29) 54	相沢光哉	調査研究費	5,000	5,000	25. 1. 3	8,000	宗教法人鬼頭八幡宮代表委員長	宮城県議会新任会員会費	に	
に(29) 55	相沢光哉	調査研究費	4,000	4,000	25. 1. 14	6,000	宮城県警察会会長	年会費(平成24年4月～25年3月)	た	
に(29) 56	相沢光哉	調査研究費	20,000	20,000	25. 1. 15	20,000	日本李登輝友の会	日本李登輝友の会年会費	に	
に(29) 57	相沢光哉	調査研究費	2,000	2,000	25. 1. 19	3,000	建国記念日の日を祝う宮城県民大会実行委員会	新生会年会費	に	
に(29) 58	相沢光哉	調査研究費	2,000	2,000	25. 1. 26	3,000	普葉神社・敬愛会会長	新生会年会費	に	
に(29) 59	相沢光哉	調査研究費	5,000	5,000	25. 1. 29	10,000	宮城県ヒルメナーナス政治連盟理事長	新生会年会費	L.7	
に(29) 60	相沢光哉	調査研究費	10,000	10,000	25. 1. 31	10,000	宮城県獣医師会	年会費(平成24年4月～25年3月)	に	
に(29) 61	相沢光哉	旅費	10,000	10,000	25. 1. 15	10,000	豊井よしこ沖縄講演会実行委員会	講演費(アラムに毫亞広告協賛)	に	
に(29) 62	相沢光哉	調査研究費	5,000	5,000	25. 2. 3	15,000	国大院八幡宮	平成25年分前祭玉串料	に	
に(29) 63	相沢光哉	調査研究費	2,000	2,000	25. 2. 4	3,000	仙台市公会堂	土井よしふる議員選舉会費	き27	
に(29) 64	相沢光哉	調査研究費	5,000	5,000	25. 2. 11	10,000	宮城県護國神社社務所	玉串料	に	
に(29) 65	相沢光哉	調査研究費	10,000	10,000	25. 2. 12	10,000	日本金證系統	年会費(平成25年1月～12月)	せ3	
に(29) 66	相沢光哉	調査研究費	4,000	4,000	25. 2. 12	6,000	宮城県不動産政治連盟会長	懇親会費	L.8	
に(29) 67	相沢光哉	調査研究費	10,000	10,000	25. 2. 20	10,000	宮城県農業会	年会費(平成25年4月～25年3月)	す8	
に(29) 68	相沢光哉	調査研究費	3,333	3,333	25. 2. 25	5,000	土井よしふるチヤンジ21代表	解説会費	き32	
に(29) 69	相沢光哉	調査研究費	3,333	3,333	25. 3. 11	5,000	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	時局講演会懇親会会費	け	
に(29) 70	相沢光哉	調査研究費	2,000	2,000	25. 3. 12	3,000	宮城県薬剤師会連盟	宮城県薬剤師会連盟との意見交換会会費	<9	
に(29) 71	相沢光哉	調査研究費	5,000	5,000	25. 3. 12	9,000	宮城県会館	宮城県薬剤師会連盟との意見交換会会費	L.14	
に(29) 72	相沢光哉	調査研究費	5,000	5,000	25. 3. 16	10,000	愛知治郎後援会会長	第1回光輝会懇親会費	き33	主張する額の割り
に(29) 73	相沢光哉	調査研究費	4,666	4,666	25. 3. 16	7,000	仙台市公会堂	新生活費	に	
に(29) 74	相沢光哉	調査研究費	19,700	19,700	25. 3. 17	19,700	日本政治連盟会	旅費(日本会議場北緯21度会議)	そ19	
に(29) 75	相沢光哉	調査研究費	2,666	2,666	25. 3. 17	4,000	日本会議場地図	研修費	そ19	
に(29) 76	相沢光哉	調査研究費	1,666	1,666	25. 3. 18	2,500	土井よしふるチヤンジ21まわりの会会長	ひまわりの会会費	ぞ34	
に(29) 77	相沢光哉	調査研究費	19,700	19,700	25. 3. 22	19,700	東日本橋筋道	旅費(日本李登輝友の会全総会)	に	
に(29) 78	相沢光哉	調査研究費	5,000	5,000	25. 3. 24	8,000	日本李登輝友の会	会員登録金・参加費	に	
に(29) 79	相沢光哉	調査研究費	5,000	5,000	25. 3. 27	10,000	秋葉けんや後援会	サボーネーの集い会費	き36	
	小計		752,873	614,906		999,880				
に(30) 1	中沢幸男	調査研究費	38,836	4,800	24. 11. 19	38,836	名鉄観光サービス株仙台支店	11／6～水産漁港議員連盟視察費用	な	
に(30) 2	中沢幸男	調査研究費	98,892	6,600	25. 2. 28	98,892	㈱日本旅行東北	1／24～訪韓回旅費	ど	
	小計		131,728	11,400		131,728				
に(31) 1	遠辺和喜	調査研究費	3,333	3,333	24. 6. 4	5,000	宮城県理政会	宮城県議員懇親会費	<2	
に(31) 2	遠辺和喜	調査研究費	2,000	2,000	24. 7. 3	3,000	宮城県歯科医師連盟	会員費	<3	
に(31) 3	遠辺和喜	調査研究費	10,000	10,000	24. 7. 5	10,000	宮城県警護員連盟	宮城県理政議員連盟平成24年度年会費	L.28	
に(31) 4	遠辺和喜	調査研究費	666	666	24. 10. 12	1,000	自由民主党宮城県連盟	意免交換金	き17	
に(31) 5	遠辺和喜	調査研究費	666	666	25. 1. 19	1,000	西村明宏立山元後援会	第4回宮城県議会OB会員会費	き23	
に(31) 6	遠辺和喜	調査研究費	4,666	4,666	25. 1. 31	7,000	宮城県議員連盟	県南議員会意見交換会費	L.11	
に(31) 7	遠辺和喜	調査研究費	5,000	5,000	25. 3. 5	10,000	宮城県議員連盟	宮城県議員連盟の意見交換会費	L.20	
に(31) 8	遠辺和喜	調査研究費	2,000	2,000	25. 3. 12	5,000	宮城県議員連盟	整組則後援会意見交換会費	<9	
に(31) 9	遠辺和喜	調査研究費	3,333	3,333	25. 3. 15	5,000	知治郎後援会意見交換会委員会	年会費(1H2.4～H26.3月)	き33	
に(31) 10	遠辺和喜	調査研究費	10,000	10,000	25. 3. 25	10,000	仙台市公会堂	1／24～訪韓回旅費	L.24	
	小計		41,664	4,1664		55,000				
に(32) 1	今野隆吉	調査研究費	4,000	4,000	24. 9. 21	6,000	宮城県議会事務局次長兼總務課長	宮城県議会知事会(9.11開催)会費	L.4	
に(32) 2	今野隆吉	調査研究費	38,836	4,800	24. 11. 19	38,836	名鉄観光サービス株仙台支店	11／6～水産漁港議員連盟視察費用	なし	
に(32) 3	今野隆吉	調査研究費	98,892	6,600	25. 2. 28	98,892	日本旅行東北	1／24～訪韓回旅費	ど	
に(32) 4	今野隆吉	調査研究費	3,333	3,333	25. 3. 11	5,000	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	時局講演会懇親会会費	け	
に(32) 5	今野隆吉	調査研究費	2,000	2,000	25. 3. 12	3,000	宮城県薬剤師連盟	宮城県議員連盟支える県議の会会費	<9	

請求№	会派・議員名	用途項目	政務調査費 充当額	不适当支出する額 主張する額	支出年月日	金額	支払先	内容	主張区分	備考
に(32) 6	今野隆吉	資料購入費	14,715	1,470	24. 8. 20	14,715	ブックセンター湘南桜ヶ丘店	書籍(空腹が人を健康にする、自分の免疫力で病気を治すす 本、他)	に	
	今野隆吉	資料購入費	2,919	1,680	24. 7. 1	2,919	丸善書店仙台アエル店	書籍(医療が病いをつくる、自分の免疫力で病気を治す本)	に	
	今野隆吉	資料購入費	1,470	0	24. 6. 2	1,470	富蔵書店東京ケ丘店	書籍(空腹が人を健康にする)	に	
	今野隆吉	資料購入費	1,560	0	24. 6. 10	1,560	未来本陣そふま	書籍(原発問題)	に	
	今野隆吉	資料購入費	1,365	0	24. 6. 17	1,365	amazon.co.jp	書籍(おやじエイエット部の奇跡)	に	
	今野隆吉	資料購入費	7,938	1,365	25. 1. 3	8,998	あかみBooks山口一番町店	書籍(おやじエイエット部の奇跡、他)	に	
	小計		176,958	25,243		182,675				
	合計		616	11,733,895	5,255,246		12,826,665			

別紙3

措置請求対象支出に係る政務調査費返還状況一覧

(単位:円)

請求№.	会派・議員名	用途項目	政務調査費 支払当額	支出年月日	金額	支出先	内容		返還年月日	返還額
に(2) 12	長谷川敦 小計	調査研究費	3,333	24. 10. 5	5,000	くまがい大後援金会長	「熊谷大と県議会議員の会」会費		H30. 2. 13	3,333
に(3) 3	佐々木幸士	調査研究費	666	24. 4. 15	1,000	土井とおる連合後援会チヤレンジ21	くまがい大後援金チヤレンジ21合同世話人会会費		H30. 2. 13	666
に(3) 5	佐々木幸士	調査研究費	5,000	24. 5. 10	10,000	くまがい大後援金会長	くまがい大後援金チヤレンジ21		H30. 2. 13	5,000
に(3) 11	佐々木幸士	調査研究費	5,000	24. 7. 25	10,000	土井とおる連合後援金チヤレンジ21	土井とおる連合後援金チヤレンジ21		H30. 2. 13	5,000
に(3) 12	佐々木幸士	調査研究費	2,666	24. 8. 1	4,000	自由民主党宮城県支部連合会	第4回東北ブロック青年部・青年局合同「研修会」「夕食懇親会」会費		H30. 2. 13	2,666
に(3) 14	佐々木幸士	調査研究費	3,333	24. 10. 5	5,000	くまがい大後援金会長	「熊谷大と県議会議員の会」会費		H30. 2. 13	3,333
に(3) 24	佐々木幸士	調査研究費	2,000	25. 2. 4	3,000	自由民主党宮城県第一選挙区支部	土井とおる議員団会議会費		H30. 2. 13	2,000
	小計		18,665		33,000					18,665
に(4) 3	村上智行 小計	調査研究費	5,000	24. 5. 10	10,000	くまがい大後援金会長	くまがい大後援金会費		H30. 2. 13	5,000
に(19) 2	安部幸 小計	調査研究費	5,000	24. 5. 10	10,000	くまがい大後援金会長	くまがい大・国政報告会会費		H30. 2. 13	5,000
に(19) 4	安部幸 小計	調査研究費	1,333	24. 5. 27	2,000	自由民主党宮城県支部連合会	宮城未来整備生ど党河原議員との懇親・交流会会費		H30. 2. 13	1,333
に(19) 7	安部幸 小計	調査研究費	5,000	24. 10. 5	10,000	くまがい大後援金会長	「熊谷大と県議会議員の会」会費		H30. 2. 13	5,000
に(19) 9	安部幸 小計	調査研究費	3,333	24. 10. 18	5,000	石川みづじろうと語らべ後援会	「石川みづじろうと語らべ」会費		H30. 2. 13	3,333
に(19) 10	安部幸 小計	調査研究費	2,000	24. 10. 27	3,000	自由民主党宮城県支部連合会	「第1期宮城未来整備交流・懇親会」会費		H30. 2. 13	2,000
に(19) 12	安部幸 小計	調査研究費	3,333	25. 1. 21	5,000	実行委員会	新春賀詞交歎会会費		H30. 2. 13	3,333
に(19) 13	安部幸 小計	調査研究費	5,000	25. 2. 16	10,000	大橋たけお後援金会長	町政報告並びに新年会の会費		H30. 2. 13	5,000
に(19) 14	安部幸 小計	調査研究費	4,666	25. 2. 18	7,000	新事	会派全長懇親会会費		H30. 2. 13	4,666
に(19) 19	安部幸 小計	調査研究費	3,333	25. 3. 16	5,000	愛知治郎後援金早春の集い会員会	愛知治郎後援会早春の集い会費		H30. 2. 13	3,333
に(19) 20	安部幸 小計	調査研究費	2,000	25. 3. 31	3,000	自由民主党宮松島町支部支部長	研修費		H30. 2. 13	2,000
	小計		34,998		60,000					34,998
に(25) 7	富山和純 小計	調査研究費	3,333	24. 10. 5	5,000	くまがい大後援金会長	「熊谷大と県議会議員の会」会費		H30. 2. 13	3,333
	小計		3,333		5,000					3,333
に(26) 2	千葉達 小計	調査研究費	5,000	24. 5. 10	10,000	くまがい大後援金会長	くまがい大・国政報告会会費		H30. 2. 13	5,000
に(26) 6	千葉達 小計	調査研究費	2,666	24. 7. 29	4,000	愛知治郎サマー・パーティー実行委員会	愛知治郎サマー・パーティー会費		H30. 2. 13	2,666
に(26) 8	千葉達 小計	調査研究費	3,333	24. 10. 5	5,000	くまがい大後援金会長	「熊谷大と県議会議員の会」会費		H30. 2. 13	3,333
に(26) 9	千葉達 小計	調査研究費	3,333	24. 10. 18	5,000	石川みづじろうと語らべ後援会	「石川みづじろうと語らべ」会費		H30. 2. 13	3,333
に(26) 12	千葉達 小計	調査研究費	3,333	25. 3. 16	5,000	愛知治郎後援会早春の集い実行委員会	愛知治郎後援会早春の集い会費		H30. 2. 13	3,333
	小計		17,666		29,000					17,666
に(31) 5	渡辺和喜 小計	調査研究費	666	25. 1. 9	1,000	「西村明宏」山元後援会新会員会長	「西村明宏」山元後援会新会員会長		H30. 2. 13	666
に(31) 9	渡辺和喜 小計	調査研究費	3,333	25. 3. 16	5,000	愛知治郎後援会早春の集い実行委員会	愛知治郎後援会早春の集い会費		H30. 2. 13	3,333
	小計		3,999		6,000					3,999
	合計		86,993		148,000					86,993